



第22号様式中第22条を第30条とし、第21条を第29条とし、第20条を第28条とし、第19条の3を第27条とする。

第22号様式第19条の2中「請求」を「催告、請求」に改め、同条を第26条とする。

第22号様式中第19条を第25条とし、第18条を第24条とする。

第22号様式第17条中「第15条」を「第17条、第18条」に、「第15条の2第1項第2号」を「第20条第1項第2号」に改め、同条を第23条とする。

第22号様式中第16条を第22条とする。

第22号様式第15条の3第1項中「第15条」を「第17条及び第18条」に改め、同条第2項中「第14条の規定により契約を解除し、又は」を削り、同条を第21条とする。

第22号様式第15条の2第1項第1号中「第16条第6項」を「第17条、第18条及び第22条第6項」に改め、同条を第20条とする。

第22号様式中第15条を削る。

第22号様式第14条の見出しを「(受注者の催告によらない解除権)」に改め、同条中「契約の解除を請求」を「直ちに契約を解除」に改め、同条を第15条とし、同条の次に次の4条を加える。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第16条 前2条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の催告による解除権)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、着手すべき期日を過ぎても目的物の履行に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に完納しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に目的物を完納する見込みがないと認められるとき。
- (3) 受注者が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第1号、第2号、第4号及び第5号の規定に該当したとき。
- (4) 受注者が破産手続開始の決定を受け、又は所在不明になったとき。
- (5) その他受注者が契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の全部又は一部を解除するこ

とができる。

- (1) この契約の全部の履行ができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者がこの契約の目的の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 第14条又は第15条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (7) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。
- (8) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。
- (9) この契約に関して、受注者が、下請契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方が第7号又は前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (10) この契約に関して、受注者が、第7号又は第8号のいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第19条 第17条各号又は前条各号の定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

第22号様式第13条の次に次の1条を加える。

(受注者の催告による解除権)

第14条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務

の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 発注者の責めに帰すべき事由により契約を履行できない状態が相当の期間にわたるとき。
- (2) 発注者が法令又はこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認めるとき。

2 前項の規定により契約を解除し、受注者に損害が生じた場合は、発注者は、その損害を賠償するものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第18号

川崎市上下水道局企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

別表第3中

「

庶務課	技術職員	2-1	1-1	2-1	2-2	3-1	5-1		4-1	
	技能職員	2-1	1-1	2-1	2-2	4-1				1-2

」

を

「

庶務課	技術職員	2-1	1-1	2-1	2-2	3-1	5-1		4-1	
	技能職員	2-1	1-1	2-1	2-2	4-1				1-2
経営企画課	国際事業推進担当	技術職員	2-1	2-1	2-1	2-1	3-1			

」

に、

「

生田浄水場	技術職員(場長)		2-1	1-1	2-1	2-2					
	技術職員(係長)		2-1	1-1	2-1	2-2	3-1	5-1		5-1	1-2
	浄水係	技術職員	1-1	1-1	1-1	1-2	3-1	5-1		5-1	1-2
	交替制勤務の技術職員		1-1	1-1	1-1	1-3	3-1	5-1		5-1	1-2

」

を

「

に改め、同表備考第3項の次に次の1項を加える。

4 地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用さ

川崎市上下水道事業管理者 金子 督  
川崎市上下水道局企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員被服貸与規程(昭和43年川崎市水道局規程第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「別表第2及び別表第3」を「別表第2から別表第5まで」に改める。

第7条第1項中「川崎市上下水道局非常勤嘱託員に関する要綱(平成11年3月25日10川水総職第718号)」を「川崎市上下水道局会計年度任用職員の取扱いに関する基本要綱(令和2年2月6日31川上総庶第1088号)」に改める。

別表第2備考第3項中「庶務課」の次に「、経営企画課」を加え、同表備考第4項の次に次の1項を加える。

5 地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された職員に貸与する被服については、別表第4に定めるところによる。

れた職員に貸与する被服については、別表第4に定めるところによる。

別表第3の次に次の2表を加える。

別表第4 (第2条関係)

所属	職の名称(業務内容)	貸与品 (配属時に貸与)								
		夏 作業服	半袖 作業服	冬 作業服	作業 ズボン	防風衣	防寒衣	防寒 ズボン	保安靴	作業靴
管財課	貯蔵品出納保管等業務	1	1	1	2	1	1		1	
サービス推進課	ふれあい広場維持管理業務	1	1	1	3	1	1		1	2
サービス推進課	長沢広報施設管理・見学案内業務	1	1	1	1	1				
南部サービスセンター	給水装置関係業務(南部サービスセンター)	1	1	1	2	1	1	1	1	
中部サービスセンター	給水装置関係業務(中部サービスセンター)	1	1	1	2	1	1	1	1	
北部サービスセンター	給水装置関係業務(北部サービスセンター)	1	1	1	2	1	1	1	1	
水道管理課	給水装置工事台帳等業務			1						
水道整備課	市内水圧測定及び水質調査等業務(水道整備課)	1	1	1	4	1	1	1	1	
第2配水工事事務所	工事設計書等作成業務	1	1	1	1					
第2配水工事事務所	市内水圧測定及び水質調査等業務(第2配工)	1	1	1	4	1	1	1	1	
第3配水工事事務所	市内水圧測定及び水質調査等業務(第3配工)	1	1	1	4	1	1	1	1	
水道施設管理課	維持管理業務(水道施設管理課)	1	1	1	3	1	1	1	1	2
水道施設管理課	維持管理業務(水道施設管理課南部)	1	1	1	3	1	1	1	1	2
浄水課	維持管理業務(浄水課)	1	1	1	2	1	1	1	1	2
下水道管理課	排水設備関連業務	1	1	1	1	1				1
下水道管路課	設計審査等業務			1						
管路保全課	公共下水道台帳の調製及び窓口相談業務			1						
西部下水道管理事務所	下水道管きょ維持補修業務(西部)	2		1	2	1	1	1	1	
西部下水道管理事務所	排水設備事務等業務(西部)	1	1	1	2	1	1	1	1	
北部下水道管理事務所	下水道管きょ維持補修業務(北部)	2		1	2	1	1	1	1	
北部下水道管理事務所	排水設備事務等業務(北部)	1	1	1	2	1	1	1	1	
南部下水道事務所・管理課	排水設備事務等業務(南部)	1	1	1	2	1	1	1	1	
南部下水道事務所・工事課	下水道工事監督員・変更設計業務(南部)	1	1	1	2	1	1	1	1	
中部下水道事務所・管理課	下水道管きょ維持補修業務(中部)	2		1	2	1	1	1	1	
中部下水道事務所・管理課	排水設備事務等業務(中部)	1	1	1	2	1	1	1	1	
中部下水道事務所・工事課	下水道工事監督員・変更設計業務(中部)	1	1	1	2	1	1	1	1	
入江崎水処理センター	広報施設管理・見学案内関連業務	2		1	2	1	1		1	

備考

1 本表中の数字は、再任用短時間勤務職員に貸与する被服の貸与数量を表す。

2 貸与期間は5年とする。

3 川崎市上下水道局再任用短時間代替会計年度任用職員に関する要綱(令和2年2月6日31川上総庶第1082号)第1条に規定する会計年度任用職員については、欠員が生じた再任用短時間勤務職員であるとみなしてこの表を適用する。

別表第5 (第2条関係)

所属	職の名称(業務内容)	貸与品 (配属時に貸与)								
		夏 作業服	半袖 作業服	冬 作業服	作業 ズボン	防風衣	防寒衣	防寒 ズボン	保安靴	作業靴
庶務課	庶務関係業務			1						
労務課	保健指導相談業務			1						
管財課	貯蔵品出納保管等業務	1	1	1	2	1	1		1	
サービス推進課	広報関係業務			1						
営業課	料金徴収指導等業務			1						
下水道使用料担当	下水道使用料調査関係業務	1	1	1	1	1				1
下水道使用料担当	下水道使用料滞納整理推進業務			1						
下水道使用料担当	下水道使用料認定関係業務			1						
下水道使用料担当	下水道使用料滞納整理指導業務			1						
水道管路課	設計積算補助業務			1						
水道整備課	工事関係書類等事務関連業務(水道整備課)			1						
第3配水工事事務所	工事関係書類等事務関連業務(第3配工)			1						
水道水質課	水道水質検査業務	1	1	1	3	1	1			2
水道水質課	上下水道局公用車運転業務	1	1	1	2	1				2
水運用センター	維持管理業務(水運用センター)	1	1	1	3	1	1		1	2
下水道管理課	排水設備工事責任技術者試験・更新講習関係業務			1						
下水道管理課	一般庶務補助業務及び公用車配車管理業務			1						
北部下水道管理事務所	下水道施設管理業務(北部)	1	1	1	2	1	1	1	1	
南部下水道事務所・管理課	下水道施設管理業務(南部)	1	1	1	2	1	1	1	1	
中部下水道事務所・管理課	下水道施設管理業務(中部)	1	1	1	2	1	1	1	1	
下水道水質課	下水道水質関係書類整理等業務			1						

備考

- 1 本表中の数字は、会計年度任用職員に貸与する被服の貸与数量を表す。
- 2 貸与期間は5年とする。

附 則

(施行期日)

- この規程は、令和2年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- この規程の施行の日の前日まで非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の職員をいう。）として任用されていた者（公募を経て任用された者に限る。）については、川崎市上下水道局会計年度任用職員の取扱いに関する基本要綱（令和2年2月6日31川上総庶第1088号）第4条第3項第1号に規定する前会計年度に会計年度任用職員として任用されていた者とみなして、別表第5の規定を適用する。

川崎市上下水道局規程第19号

川崎市上下水道局企業職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市上下水道局企業職員の特殊勤務手当

支給規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の特殊勤務手当支給規程（昭和46年川崎市水道局規程第29号）の一部を次のように改正する。

別表作業手当の部従事した日1日につきの款乙額280円の項中「並びに浄水課及び生田浄水場の浄水係員」を「浄水課浄水係員及び生田浄水場の工水施設担当の技術職員」に改め、同表交替勤務手当の項中「浄水課及び生田浄水場」を「及び浄水課」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第20号

川崎市上下水道局企業職員の人事評価に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督  
川崎市上下水道局企業職員の人事評価に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の人事評価に関する規程(平成18年川崎市水道局規程第27号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(昭和25年法律第261号)の次に「。以下「法」という。」を加える。

第3条第1項中「の職員のうち、臨時的任用職員以外の職員」を削る。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。  
(会計年度任用職員の人事評価)

第14条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の人事評価については、第2条から前条までの規定にかかわらず、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

#### 川崎市上下水道局規程第21号

川崎市上下水道局企業職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督  
川崎市上下水道局企業職員服務規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員服務規程(平成10年川崎市水道局規程第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「職員のうち臨時的任用職員を除く」を削る。  
第3条に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)については、任用に係る通知後に所属長又はその指名する職員の面前で行うものとする。

第4条第1項中「職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第5条第1項中「職員は」を「職員(会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除く。)は」に改める。

第6条第1項中「職員は」を「職員(会計年度任用職員を除く。次項において同じ。)は」に改める。

第10条第2項に次のただし書を加える。

ただし、ICカードにより出退勤情報の登録を行うことが困難であると管理者が特に認める職員については、この限りでない。

第11条第4項中「職員が」を「職員(会計年度任用職員を除く。)が」に改め、同条第5項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 会計年度任用職員が、年次休暇以外の休暇の承認を受けるには、休暇の種類及び事由に応じて、勤務しないことが相当であると認められる事実を休暇を申請する際に付記するとともに、次に掲げる場合には、医師の診断書その他勤務しない事由を十分明らかにする書面を提出しなければならない。

(1) 病気休暇又は特別休暇の承認を求める場合(勤務時間規程第19条第5項第1号に規定する管理者がその必要がないと認める場合を除く。)

(2) 介護休暇又は介護時間の承認を求めるに当たって、任命権者がその事由を確認する必要があると認める場合

第18条ただし書を削り、同条に次の2項を加える。

2 川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程(昭和32年水道部規程第5号)第17条の2に規定する職員が正規の勤務時間以外に勤務した場合、又は勤務時間規程第5条第1項に規定する休日に勤務した場合は、所要の手続きをとり、上司に報告しなければならない。

3 会計年度任用職員については、第1項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて、所要の手続きをとり、所属長の命令を受けなければならない。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

#### 川崎市上下水道局規程第22号

川崎市上下水道局債権管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督  
川崎市上下水道局債権管理規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局債権管理規程(平成26年川崎市水道局規程第21号)の一部を次のように改正する。

第16条中「年5パーセント」を「各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

#### 川崎市上下水道局規程第23号

川崎市上下水道局企業職員の条件付採用期間における勤務評定に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督  
川崎市上下水道局企業職員の条件付採用期



間における勤務評定に関する規程の一部を  
改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の条件付採用期間における  
勤務評定に関する規程(平成18年水道局規程第28号)の  
一部を次のように改正する。

第1条中「第22条第1項」を「第22条」に改め、「ある  
職員」の次に「並びに同法第22条の2第1項に規定す  
る会計年度任用職員」を加える。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

#### 川崎市上下水道局規程第24号

川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の  
支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定  
める。

令和2年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督  
川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び  
勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正  
する規程

川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の  
支給に関する規程(昭和38年川崎市水道局規程第17号)  
の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(支  
給対象者)」を付し、同条第2項中第3号を第4号とし、  
第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 退職した日から次の基準日までの間に新たに次に  
掲げる職員となった職員

ア 条例の適用を受ける職員(非常勤職員(条例第  
2条第1項に規定する短時間勤務職員(以下「短  
時間勤務職員」という。)を除く。)を除く。以下  
同じ。)

イ 川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎  
市条例第29号。以下「給与条例」という。)の適  
用を受ける職員

ウ 本市の特別職の職員のうち期末手当の支給の対  
象となる者

第2条の次に次の1条を加える。

第2条の2 基準日前1箇月以内において条例の適用を  
受ける職員としての退職が2回以上ある者について前  
条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の  
退職のみをもって、当該退職とする。

第4条第1項中「100分の97.5」を「100分の95」に改  
める。

第4条の4第1項第1号中「100分の111」を「100分  
の108.5」に、「100分の195」を「100分の190」に改め、  
同項第2号中「100分の103.5」を「100分の101」に、「100  
分の111」を「100分の108.5」に改め、同項第3号及び

第4号中「100分の96」を「100分の93.5」に改める。

第5条第2項第6号中「第2号」を「第4号」に改める。

第6条中「次の」を「基準日以前6箇月以内の期間に  
次の」に改め、同条第1号中「法第28条の5第1項に規  
定する短時間勤務の職を占める職員」を「短時間勤務職  
員」に改め、「引き続き」を削り、同条の次に次の1条  
を加える。

第6条の2 基準日以前6箇月以内の期間に次の各号に  
掲げる法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職  
員(以下「会計年度任用職員」という。)として在職  
した期間(1週当たりの通常の勤務時間が15時間30分  
以上である会計年度任用職員として在職した期間に限  
る。)は、期末手当に係る在職期間に通算する。

(1) 条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職  
した期間(基準日前1箇月以内に退職し、条例第15  
条第3項において準用する条例第10条の規定により  
期末手当の支給を受ける場合における当該期末手当  
の支給に係る会計年度任用職員として在職した期間  
を除く。)

(2) 川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例  
(令和元年川崎市条例第1号)の適用を受ける会計  
年度任用職員として在職した期間(基準日前1箇月  
以内に退職し、同条例第14条において準用する給与  
条例第14条第1項後段の規定により期末手当の支給  
を受ける場合における当該期末手当の支給に係る会  
計年度任用職員として在職した期間を除く。)

2 前項の期間の算定については、第5条第2項の規定  
を準用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

### 上 下 水 道 局 告 示

#### 川崎市上下水道局告示第13号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者  
の指定更新について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成  
10年川崎市水道局規程第3号)第5条の規定に基づき、  
川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者  
を指定更新したので、同規程第9条第2号の規定により  
告示します。

令和2年3月23日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 指 定 番 号 第46号

氏名又は名称 有限会社佐藤水道工務店

住 所 川崎市中原区下小田中四丁目22番16号

代表者氏名 佐藤 吉弘

指定更新日	令和2年3月23日	9 指 定 番 号	第306号
有効期限	令和7年9月29日	氏名又は名称	有限会社丸善興業
2 指 定 番 号	第50号	住 所	川崎市高津区子母口510番地5号
氏名又は名称	有限会社菊池工務店	代表者氏名	太田 勝晶
住 所	川崎市多摩区登戸新町133番地	指定更新日	令和2年3月23日
代表者氏名	上本 進	有効期限	令和7年9月29日
指定更新日	令和2年3月23日	10 指 定 番 号	第307号
有効期限	令和7年9月29日	氏名又は名称	株式会社日生設備
3 指 定 番 号	第75号	住 所	横浜市瀬谷区阿久和東四丁目23番地7
氏名又は名称	株式会社田中工業	代表者氏名	斎藤 昌伸
住 所	川崎市多摩区堰三丁目5番6号	指定更新日	令和2年3月23日
代表者氏名	田中 祐一	有効期限	令和7年9月29日
指定更新日	令和2年3月23日	11 指 定 番 号	第310号
有効期限	令和7年9月29日	氏名又は名称	アズビル金門エンジニアリング株式会社
4 指 定 番 号	第130号	住 所	川崎市中原区下小田中二丁目18番1号
氏名又は名称	玉井設備工業株式会社	代表者氏名	林 成一郎
住 所	川崎市高津区子母口1036番地	指定更新日	令和2年3月23日
代表者氏名	玉井 順	有効期限	令和7年9月29日
指定更新日	令和2年3月23日	12 指 定 番 号	第313号
有効期限	令和7年9月29日	氏名又は名称	東西工業株式会社
5 指 定 番 号	第136号	住 所	横浜市保土ヶ谷区法泉二丁目25番18号
氏名又は名称	有限会社石川設備工業所	代表者氏名	丸中 達哉
住 所	川崎市宮前区西野川三丁目33番29号	指定更新日	令和2年3月23日
代表者氏名	石川 剛	有効期限	令和7年9月29日
指定更新日	令和2年3月23日	13 指 定 番 号	第317号
有効期限	令和7年9月29日	氏名又は名称	矢島工業株式会社
6 指 定 番 号	第302号	住 所	横浜市泉区中田東四丁目48番2-309号
氏名又は名称	三田調温工業株式会社	代表者氏名	矢嶋 輝夫
住 所	川崎市麻生区上麻生三丁目16番12号	指定更新日	令和2年3月23日
代表者氏名	石井 雅人	有効期限	令和7年9月29日
指定更新日	令和2年3月23日	14 指 定 番 号	第318号
有効期限	令和7年9月29日	氏名又は名称	杉山管工設備株式会社
7 指 定 番 号	第304号	住 所	横浜市中区海岸通一丁目3番地
氏名又は名称	有限会社松本設備工業所	代表者氏名	河野 恭輔
住 所	東京都世田谷区三軒茶屋二丁目38番3号	指定更新日	令和2年3月23日
代表者氏名	松本 良次	有効期限	令和7年9月29日
指定更新日	令和2年3月23日	15 指 定 番 号	第319号
有効期限	令和7年9月29日	氏名又は名称	株式会社ヨコレイ
8 指 定 番 号	第305号	住 所	横浜市保土ヶ谷区新井町657番地
氏名又は名称	八巧機電設備株式会社	代表者氏名	有井 清
住 所	川崎市川崎区鋼管通五丁目4番2号	指定更新日	令和2年3月23日
代表者氏名	伊藤 康人	有効期限	令和7年9月29日
指定更新日	令和2年3月23日	16 指 定 番 号	第320号
有効期限	令和7年9月29日		



氏名又は名称	株式会社モリヤ総合設備	指定更新日	令和2年3月23日
住 所	横浜市泉区緑園二丁目9番地4	有効期限	令和7年9月29日
代表者氏名	森 正雄	24 指定番号	第337号
指定更新日	令和2年3月23日	氏名又は名称	有限会社港水道工業所
有効期限	令和7年9月29日	住 所	横浜市鶴見区浜町一丁目5番地の3
17 指定番号	第321号	代表者氏名	川上 重明
氏名又は名称	株式会社澁谷興業	指定更新日	令和2年3月23日
住 所	横浜市港南区港南台九丁目29番5号	有効期限	令和7年9月29日
代表者氏名	脇田 弘幸	25 指定番号	第338号
指定更新日	令和2年3月23日	氏名又は名称	株式会社日野興業
有効期限	令和7年9月29日	住 所	横浜市港南区日野七丁目1番22号
18 指定番号	第323号	代表者氏名	米陀 敏
氏名又は名称	株式会社神奈川保健事業社	指定更新日	令和2年3月23日
住 所	横浜市金沢区鳥浜町4番地18	有効期限	令和7年9月29日
代表者氏名	西之宮 聡	26 指定番号	第339号
指定更新日	令和2年3月23日	氏名又は名称	宮内工業株式会社
有効期限	令和7年9月29日	住 所	横浜市港北区箕輪町二丁目8番22号
19 指定番号	第326号	代表者氏名	宮内 昭孝
氏名又は名称	有限会社菅原工事店	指定更新日	令和2年3月23日
住 所	横浜市鶴見区市場西中町1番16号	有効期限	令和7年9月29日
代表者氏名	菅原 吉雄	27 指定番号	第340号
指定更新日	令和2年3月23日	氏名又は名称	株式会社昌工
有効期限	令和7年9月29日	住 所	横浜市中区寿町二丁目6番地2
20 指定番号	第327号	代表者氏名	山浦 哲昌
氏名又は名称	株式会社カモンダ	指定更新日	令和2年3月23日
住 所	横浜市都筑区川和町1441番地	有効期限	令和7年9月29日
代表者氏名	鴨志田 隆一	28 指定番号	第344号
指定更新日	令和2年3月23日	氏名又は名称	有限会社片柳設備
有効期限	令和7年9月29日	住 所	川崎市川崎区浅田二丁目17番3号
21 指定番号	第329号	代表者氏名	阪下 桂次
氏名又は名称	京急電機株式会社	指定更新日	令和2年3月23日
住 所	川崎市川崎区池田二丁目2番3号	有効期限	令和7年9月29日
代表者氏名	小島 好人	29 指定番号	第346号
指定更新日	令和2年3月23日	氏名又は名称	有限会社渡辺工業
有効期限	令和7年9月29日	住 所	川崎市高津区上作延906番地20
22 指定番号	第334号	代表者氏名	渡邊 昌宏
氏名又は名称	積和建設神奈川株式会社	指定更新日	令和2年3月23日
住 所	横浜市港北区新羽町815番地	有効期限	令和7年9月29日
代表者氏名	竹花 嗣生	30 指定番号	第347号
指定更新日	令和2年3月23日	氏名又は名称	有限会社寺嶋設備工務店
有効期限	令和7年9月29日	住 所	川崎市宮前区神木本町三丁目3番17号
23 指定番号	第335号	代表者氏名	寺嶋 康一
氏名又は名称	トキワ設備工業株式会社	指定更新日	令和2年3月23日
住 所	東京都大田区中央八丁目41番7号	有効期限	令和7年9月29日
代表者氏名	小川 正剛	31 指定番号	第348号

- 氏名又は名称 有限会社佐藤工業所  
住 所 川崎市宮前区宮前平三丁目10番地9  
代表者氏名 佐藤 秀樹  
指定更新日 令和2年3月23日  
有効期限 令和7年9月29日
- 32 指 定 番 号 第350号  
氏名又は名称 山田教幸水道事務所  
住 所 川崎市宮前区平一丁目13番3号  
アーバン向ヶ丘A-201  
代表者氏名 山田 教幸  
指定更新日 令和2年3月23日  
有効期限 令和7年9月29日
- 33 指 定 番 号 第354号  
氏名又は名称 株式会社共同サービス  
住 所 東京都世田谷区駒沢三丁目4番10号  
代表者氏名 石川 教子  
指定更新日 令和2年3月23日  
有効期限 令和7年9月29日
- 34 指 定 番 号 第356号  
氏名又は名称 株式会社三石設備コンサルタント  
横浜支店  
住 所 横浜市青葉区つつじが丘7番地12  
代表者氏名 木幡 泰治  
指定更新日 令和2年3月23日  
有効期限 令和7年9月29日
- 35 指 定 番 号 第358号  
氏名又は名称 株式会社小川設備  
住 所 川崎市麻生区下麻生三丁目39番30号  
代表者氏名 小川 伸弘  
指定更新日 令和2年3月23日  
有効期限 令和7年9月29日
- 36 指 定 番 号 第360号  
氏名又は名称 株式会社エー・エム・シー  
住 所 川崎市高津区梶ヶ谷五丁目6番地20  
代表者氏名 大村 滋  
指定更新日 令和2年3月23日  
有効期限 令和7年9月29日
- 37 指 定 番 号 第361号  
氏名又は名称 株式会社浜  
住 所 横浜市旭区今宿西町328番地  
代表者氏名 三浦 忠雄  
指定更新日 令和2年3月23日  
有効期限 令和7年9月29日
- 38 指 定 番 号 第362号  
氏名又は名称 有限会社セイワコーポレーション

- 住 所 川崎市宮前区西野川三丁目27番13号  
代表者氏名 糸房 和男  
指定更新日 令和2年3月23日  
有効期限 令和7年9月29日
- 39 指 定 番 号 第363号  
氏名又は名称 小田土木株式会社  
住 所 川崎市川崎区浅田二丁目10番11号  
代表者氏名 遠藤 俊行  
指定更新日 令和2年3月23日  
有効期限 令和7年9月29日

#### 川崎市上下水道局告示第14号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者  
の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第9条第1号の規定により告示します。

令和2年3月25日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指 定 番 号 第1712号  
氏名又は名称 株式会社興伸商会  
住 所 東京都大田区仲六郷3丁目26番9号  
代表者氏名 佐藤 明男  
指定年月日 令和2年4月1日  
有効期限 令和7年3月31日
- 2 指 定 番 号 第1713号  
氏名又は名称 エンリッチ株式会社  
住 所 相模原市緑区長竹3008番地1  
代表者氏名 竹宮 千代子  
指定年月日 令和2年4月1日  
有効期限 令和7年3月31日
- 3 指 定 番 号 第1714号  
氏名又は名称 株式会社ワースハンド  
住 所 神奈川県海老名市東柏ヶ谷1丁目14番29号  
代表者氏名 原 麻里  
指定年月日 令和2年4月1日  
有効期限 令和7年3月31日
- 4 指 定 番 号 第1715号  
氏名又は名称 株式会社アクアスフィール  
住 所 横浜市保土ヶ谷区峰岡町1丁目65番地  
玉の井荘2-2  
代表者氏名 伊勢野 大介  
指定年月日 令和2年4月1日

- 有効期限 令和7年3月31日
- 5 指定番号 第1716号  
氏名又は名称 株式会社アクアブラマー  
住所 川崎市中原区井田3丁目6番18号  
代表者氏名 和智 和己  
指定年月日 令和2年4月1日  
有効期限 令和7年3月31日
- 6 指定番号 第1717号  
氏名又は名称 大総株式会社  
住所 川崎市宮前区東有馬1丁目8番9号  
グリーンエミネンス101  
代表者氏名 大崎 純  
指定年月日 令和2年4月1日  
有効期限 令和7年3月31日

川崎市上下水道局告示第15号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者  
の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成  
10年川崎市水道局規程第3号）第6条の規定に基づく届  
け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の  
変更を行いましたので告示します。

令和2年3月25日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指定番号 第461号  
氏名又は名称 塚田設備株式会社  
住所 (新) 東京都稲城市坂浜2220番地  
(旧) 東京都稲城市坂浜2272番地の2  
代表者氏名 (新) 塚田 健一  
(旧) 塚田 忠次郎  
変更年月日 (住所) 平成21年7月27日  
(代表者) 令和元年10月25日
- 2 指定番号 第965号  
氏名又は名称 有限会社アクテクス  
住所 (新) 東京都港区東麻布1丁目14番  
4号2F  
(旧) 東京都港区南麻布2丁目2番  
24号1F  
代表者氏名 新井 幸治  
変更年月日 令和2年2月22日
- 3 指定番号 第1164号  
氏名又は名称 株式会社内田総合  
住所 (新) 神奈川県横須賀市佐原3丁目  
22番6号  
(旧) 神奈川県横須賀市山科台10番  
10

- 代表者氏名 内田 博之  
変更年月日 令和元年12月15日
- 4 指定番号 第1194号  
氏名又は名称 (新) 株式会社カーザテクニコ  
(旧) 有限会社カーザテクニコ  
住所 横浜市泉区中田西3丁目8番2号  
代表者氏名 時津 耕基  
変更年月日 平成24年10月4日
- 5 指定番号 第1239号  
氏名又は名称 株式会社梅原工業  
住所 (新) 横浜市栄区桂台西1丁目25番  
25号  
(旧) 横浜市港南区日野3-1-41  
-110  
代表者氏名 梅原 賢二  
変更年月日 令和2年2月4日
- 6 指定番号 第1468号  
氏名又は名称 株式会社積売  
住所 東京都東村山市秋津町1丁目24番地4  
代表者氏名 (新) 山本 誠四郎  
(旧) 山本 晃美  
変更年月日 令和2年1月18日
- 7 指定番号 第1629号  
氏名又は名称 (新) 株式会社交換できるくん  
(旧) 株式会社サンリフレホールデ  
ィングス  
住所 東京都渋谷区東1丁目26番20号  
東京建物東渋谷ビル12F  
代表者氏名 栗原 将  
変更年月日 令和2年2月10日
- 8 指定番号 第1682号  
氏名又は名称 株式会社プレミアアシスト  
住所 東京都千代田区麹町2丁目4番地1  
代表者氏名 (新) 橋本 幹夫  
(旧) 関根 浩  
変更年月日 令和2年1月6日

川崎市上下水道局告示第16号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者  
の廃止について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成  
10年川崎市水道局規程第3号）第6条の規定に基づく届  
け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定の廃止  
を行いましたので告示します。

令和2年3月25日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

指 定 番 号 第1685号  
 氏名又は名称 大総設備工業  
 住 所 川崎市宮前区東有馬1丁目8番9号  
 グリーンエミネンス101  
 代表者氏名 大崎 純  
 廃止年月日 令和2年3月31日

## 上 下 水 道 局 公 告

### 川崎市上下水道局公告第21号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年3月17日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	自動車賃貸借10台一式(軽自動車貨物)
	履行場所	局指定場所
	履行期限	令和2年7月1日から令和8年6月30日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」、種目「車両」に搭載されていること。かつ、ランク「A」又は「B」の等級に格付けされていること。 (4) 仕様書の内容を遵守し、当該物品を確実に納入することができること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話 044-200-2091	
入札日時等	令和2年4月23日 午前10時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

### 川崎市上下水道局公告第22号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年3月17日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	千代ヶ丘8丁目300mm-100mm配水管布設替工事
	履行場所	自：麻生区千代ヶ丘8-23-12先 至：麻生区向原1-1-1先 ほか2件
	履行期限	契約の日から315日間
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。	

参加資格	<p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099</p>
入札日時等	令和2年4月13日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

## (案件2)

競争入札に付する事項	件名	渡田向町地区ほか下水枝線第101号工事
	履行場所	川崎市川崎区渡田向町、渡田新町1丁目地内ほか
	履行期限	契約の日から250日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	



契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099
入札日時等	令和2年4月13日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。  詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件3)

競争入札に付する事項	件 名	田辺新田300mm配水管製作及び現場接合工事
	履行場所	川崎区田辺新田2-1先
	履行期限	契約の日から180日間
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「鋼構造物」種目「その他の鋼構造物」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 鋼構造物工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「鋼構造物」）を配置できること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2100	
入札日時等	令和2年4月8日 午後2時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。  詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件4)

競争入札に付する事項	件 名	渡田地区ほか下水枝線第1号工事
	履行場所	川崎市川崎区渡田3丁目、渡田東町地内
	履行期限	契約の日から240日間
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。	

参加資格	<p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2099</p>
入札日時等	令和2年4月13日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

川崎市上下水道局公告第23号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	土橋地区ほか下水枝線第51号工事
	履行場所	川崎市宮前区土橋1丁目、宮前平1丁目地内
	履行期限	契約の日から令和3年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>	

参加資格	(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099
入札日時等	令和2年5月7日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件2)

競争入札に付する事項	件名	荇宿その1下水幹線その2工事
	履行場所	川崎市幸区北加瀬2丁目、南加瀬3丁目地内
	履行期限	契約の日から315日間
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」ランク「A」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	令和2年5月7日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第24号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による変更認可の告示を受けたので、同法第66条の規定により次の通り公告します。

令和2年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 施行者の名称

川崎市

2 都市計画事業の種類および名称

川崎都市計画下水道事業第1号公共下水道

3 事業施行期間

昭和32年3月15日から令和5年3月31日まで

4 事務所の所在

川崎市川崎区宮本町1番地（第2庁舎） 川崎市  
上下水道局下水道部下水道計画課

5 事業地の所在

(1) 収用の部分

川崎市川崎区 小島町、田辺新田、江川1丁目、江川2丁目、田町3丁目、塩浜2丁目、塩浜3丁目、塩浜4丁目、四谷下町、池上新町3丁目、大師河原1丁目、中瀬2丁目、中瀬3丁目、大師駅前1丁目、大師駅前2丁目、伊勢町、桜本1丁目、桜本2丁目、池上町、浜町2丁目、浜町4丁目、浅野町、鋼管通3丁目、鋼管通4丁目、鋼管通5丁目、南渡田町、小田栄2丁目、小田2丁目、小田3丁目、小田4丁目、小田5丁目、小田7丁目、鈴木町、港町、旭町1丁目、旭町2丁目、京町2丁目、京町3丁目、本町2丁目、白石町、夜光1丁目及び夜光3丁目地内

同 幸 区 堀川町、幸町2丁目、幸町3丁目、戸手2丁目、戸手3丁目、戸手4丁目、小向町、小向仲野町、東古市場、古市場1丁目、小向東芝町、小向西町1丁目、鹿島田3丁

目、新川崎、小倉5丁目、古市場字重枚通及び字下耕地、北加瀬1丁目、北加瀬2丁目、南加瀬4丁目、南加瀬5丁目並びに矢上地内

同 中原区 上平間字天神台、字玉川渕及び字北村、田尻町、北谷町、上丸子八幡町、上丸子天神町、小杉陣屋町2丁目、小杉御殿町1丁目、西加瀬、市ノ坪字新田、大倉町、木月3丁目、木月4丁目、井田中ノ町、井田1丁目、等々力、宮内1丁目、宮内2丁目、宮内3丁目、宮内4丁目、上小田中6丁目、上小田中7丁目、下新城1丁目、下新城3丁目並びに下小田中1丁目地内

同 高津区 北見方1丁目、北見方2丁目、北見方3丁目、二子3丁目、二子4丁目、二子6丁目、溝口3丁目、溝口4丁目、溝口5丁目、溝口6丁目、久地字堰前耕地、久地1丁目、久地2丁目、久地3丁目、上作延字原間谷、下作延4丁目、下作延5丁目、下作延7丁目、千年字蟻山、字岩川、字岩之前、字上原宿、字下原宿及び字前田耕地、子母口富士見台、明津字西川久保、久末字堰下並びに東野川1丁目地内

同 多摩区 堰2丁目、宿河原2丁目、宿河原3丁目、宿河原6丁目、登戸字庚耕地、字戌耕地及び字壬耕地、長尾1丁目、長尾4丁目、長尾5丁目、東生田1丁目並びに栴形3丁目地内

同 麻生区 高石3丁目、上麻生6丁目、下麻生3丁目、片平2丁目及び片平3丁目地内

横浜市鶴見区 朝日町1丁目、朝日町2丁目、浜町1丁目、浜町2丁目、弁天町及

び寛政町地内

- (2) 使用の部分  
なし

### 川崎市上下水道局公告第25号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、次の通り公衆の縦覧に供します。

令和2年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 都市計画事業の種類および名称  
川崎都市計画下水道事業第1号公共下水道
- 2 縦覧の場所  
川崎市川崎区宮本町1番地（第2庁舎）  
川崎市上下水道局下水道部下水道計画課

## 上下水道局公告（調達）

### 川崎市上下水道局公告（調達）第11号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年4月10日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 購入物品及び数量  
上下水道料金等業務システム基盤賃貸一式
  - (2) 購入物品の特質等  
仕様書によります。
  - (3) 納入場所  
仕様書によります。
  - (4) 納入期間  
仕様書によります。
  - (5) 本案件は、電子入札案件です。競争入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込みを行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に代えることができます。
- 2 競争入札参加資格に関する事項  
この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。
  - (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
  - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
  - (3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」のうち種目「事務用機器」に登録されており、かつ、ランク「A」又

は「B」の等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登載のない者（入札参加業種・種目に登載のない者を含む。）は、財政局資産管理部契約課で所定の様式により、資格審査申請を令和2年4月24日までに行ってください。

### 3 入札説明書等の閲覧及び交付

入札説明書等は、インターネットからダウンロードすることができます（「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。）。

また、次により入札説明書等を閲覧することができます。

なお、希望者には次により無償で交付します。

- (1) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
明治安田生命ビル13階  
電話 044-200-2091
- (2) 期間 令和2年4月10日（公告日）～令和2年4月24日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

### 4 競争入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

#### (1) 配布

競争入札参加申込書等は、インターネットからダウンロードすることができます（「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。）。ダウンロードができない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

#### (2) 提出期間及び場所

競争入札参加申込書及び5の書類は、3(1)の場所に、3(2)の期間中に提出してください。

なお、競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。

#### (3) 問い合わせ先

川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係  
担当 向井  
電話 044-200-2091

### 5 競争入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、仕様書に定められた条件を満たす購入物品を確実に納入できることを証明する次の書類を、競争入札参加の申込時に提出しなければなりません。

- (1) カタログ（導入物品の機能がわかるもの）
- (2) システム機器構成概要図
- (3) 納入機器等明細一覧表

また、提出された書類に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された



書類を審査した結果、この物品のリース及び役務を確実に履行することができる者と認められた者に限り、入札に参加することができます。(ただし、仕様書に定められた条件を満たす物品のリース及び役務を確実に履行できることを証明する書類等の提出後に納入予定のリース物品に変更が生じる場合は、4(3)の場所に事前連絡の上、令和2年5月22日までに6の担当課の承認を得ることとします。その結果、担当課の承認を得られなかった者の入札は無効とします。)

6 仕様書作成担当者

川崎市上下水道局総務部情報管理課 担当 藤田  
電話 044-200-3183

7 仕様書に関する質問、回答

(1) 質問

次により仕様書の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書以外の質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。

また、入札参加者以外からの質問には回答しませんので御注意ください。

ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に提出(入力)してください。

提出(入力)期間

令和2年4月10日(公告日)～令和2年4月24日  
午前8時～午後8時

質問の入力方法の詳細については、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

イ 持参による質問方法

電子入札システムによりがたい者は、窓口での対応となります。3(1)が質問書の配布、持参の場所となります。

持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体(CD-R/RW)にWord形式のまま保存した質問書を提出してください(どちらか一方の場合には、質問は受付いたしません。)

なお、質問書は、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「質問書(一般競争入札用)」からダウンロードできます。

提出期間

令和2年4月10日(公告日)～令和2年4月24日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

(2) 回答

ア 回答日時

令和2年5月21日 午前9時まで

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書(PDFファイル)を「入札情報かわさき」の「仕様書等ダウンロード」に掲載します。

なお、質問がなかった場合には、通知・掲載はいたしません。

質問回答書は、入札参加資格があると認められた入札参加者が確認通知書を受信後に閲覧又は取得できます。取得方法については、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」の欄の「積算内訳書等取得マニュアル」を御覧ください。

また、回答後に再質問は受け付けません。

8 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに、令和2年5月21日までに確認通知書を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和2年5月21日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において確認通知書を交付します。

9 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

10 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。

ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限

令和2年5月28日 午前9時30分

イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 令和2年5月28日

午前10時30分

(イ) 入札書の提出場所 砂子平沼ビル7階入札室

(川崎市川崎区砂子1-7-4)

ウ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合

- (ア) 入札書の提出期限 令和2年5月25日必着  
 (イ) 入札書の提出先 3(1)に同じ。

## (2) 開札の日時及び場所

- ア 日時 令和2年5月28日 午前10時30分  
 イ 場所 砂子平沼ビル7階入札室  
 (川崎市川崎区砂子1-7-4)

## (3) 入札保証金

免除とします。

## (4) 落札者の決定方法

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

## (5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局において定める川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

## 11 契約の手續等

次により、契約を締結します。

## (1) 契約保証金

契約金額の10パーセントとします。ただし、川崎市上下水道局契約規程第33条各号のいずれかに該当する場合は、免除とします。

## (2) 契約書作成の要否

必要とします。

## (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

## 12 その他

- (1) 契約手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。  
 (2) 詳細は、入札説明書によります。  
 (3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

## 13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:  
 One set of Water tariff computer systems infrastructure  
 (2) Time limit for tender:  
 a By electronic bidding system  
 9:30A.M. 28 May 2020  
 b Direct delivery  
 10:30A.M. 28 May 2020

- c By mail  
 25 May 2020

## (3) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE  
 Contract Section  
 Property Administration  
 Department  
 Finance Bureau  
 1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku  
 Kawasaki-City, Kanagawa  
 210-8577, Japan  
 TEL:044-200-2091

## (4) Language:

japanese is the only language  
 used in all the contract procedures

## 川崎市上下水道局公告(調達)第12号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年4月10日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名  
 水質データ処理システム再構築業務委託  
 (2) 履行場所  
 川崎市多摩区三田5-1-1 上下水道局水管理センター水道水質課 他  
 (3) 履行期間  
 契約の日から令和3年3月31日まで

## (4) 業務概要

本システムは、水質試験の結果を入力し統計処理を行い結果書を出力するためのものであるが、マイクロソフトによるOSのサポート期限が切れるために情報セキュリティを確保するためシステムを更新するものである。確実な動作を担保するために、既に「水道事業者」又は「水道用水供給事業者」で稼働している同種のシステムを当課の要望にあわせて改造しシステムの安定を図る。

※詳細は、調達仕様書によります。

- (5) 本案件は、電子入札案件です。競争入札参加希望者は、本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に代えることができます。

## 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく

資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」、種目「システム・ソフト開発」に記載されている者。

なお、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に記載されていない者(入札参加業種・種目に記載のない者を含む。)で当該入札に参加を希望する者は、令和2年4月24日までに川崎市財政局資産管理部契約課で所定の様式により、競争入札参加資格審査申請の手続きを行ってください。

(4) 日本国内で平成20年4月1日以降に、水道法第3条に規定する「水道事業者」又は「水道用水供給事業者」が発注した水質処理データシステムの開発又は更新業務の元請としての履行完了した実績を有し、令和2年4月1日時点で当該システムが稼働中であること。

※ 2(4)に関しましては、10(2)を必ずお読みください。

3 入札説明書等の閲覧及び交付

入札説明書等は、インターネットからダウンロードすることができます(川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報(委託)」の「入札公表(上下水道局)」の「入札公表詳細」に掲載)。

※「入札情報かわさき」のアドレス：<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

また、インターネットからの取得ができない場合には、次により入札説明書等を閲覧することができます。なお、希望者には無償で交付します。

(1) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
明治安田生命ビル13階

電話 044-200-2097

(2) 期間 令和2年4月10日～令和2年4月24日  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

4 競争入札参加申込み方法・期間

(1) 申込み方法

電子入札システムにより、競争入札参加申込書提出完了画面まで進み、申込手続きをしてください。(競争入札参加申込書のファイル添付は不要です。)

競争入札参加申込手順の詳細については、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の「上下水道局の入札参加手続関係」)に掲載している「電子入札：操作説明書(入札システム操作方法)」をご覧ください。

ただし、電子入札システムによりがたい者は、3(1)の場所に持参してください。

競争入札参加申込書は、3(1)の場所で配布しています。

また、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の上下水道局の入札公表の「入札公表詳細」から競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。

なお、競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。

(2) 提出期間

令和2年4月10日～令和2年4月24日

午前8時～午後8時

※ ただし、参加申込書等を持参する場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前8時30分～正午、午後1時～午後5時とします。

(3) 電子入札システムによる申込みができない場合の提出場所

3(1)に同じ

5 見積用設計図書類の取得

本案件の見積用設計図書類は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の上下水道局の入札公表の「入札公表詳細」からPDFファイル「見積用設計図書類」をダウンロードしてください。インターネットから取得できない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

6 見積用設計図書類に関する質問・回答

(1) 質問

次により見積用設計図書類の内容に関し、質問することができます。

なお、見積用設計図書類以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外からの質問には回答しませんので御注意ください。

ア 電子入札システムによる方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に提出(入力)してください。

提出(入力)期間

令和2年4月10日(公告日)～令和2年5月1日

午前8時～午後8時

(提出期間最終日は午後3時まで)

質問の入力方法の詳細については、「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

イ 持参による方法

電子入札システムによりがたい者は、窓口での対応となります。3(1)が質問書の配布、持参の場

所となります。

持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体（CD-R/RW）にWord形式のまま保存した質問書を提出してください。（どちらか一方の場合には、質問は受けません。）

なお、質問書は、「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「質問書（一般競争入札用）」からダウンロードできます。

提出期間

令和2年4月27日～令和2年5月1日

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

（提出期間最終日は午後3時まで）

※ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。

## (2) 回答

ア 回答日時

令和2年5月11日 午前9時

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書（PDFファイル）を「入札情報かわさき」の「仕様書等ダウンロード」に掲載します。

なお、質問がなかった場合には、通知・掲載はしません。

質問回答書は、競争入札参加資格があると認められた入札参加者が確認通知書を受信後に閲覧又は取得できます。取得方法については、「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「積算内訳書等取得マニュアル」をご覧ください。インターネットから閲覧又は取得できない場合には、令和2年5月11日の午前9時から正午までの間に、3(1)の場所において質問回答書を交付します。

また、回答後に再質問は受けません。

## 7 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を令和2年5月11日に送付します。当該メールアドレスを登録していない者には、令和2年5月11日の午前9時から正午までの間に、3(1)の場所において確認通知書を交付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申込

みを行った入札者の入札は、無効とします。

## 8 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

## 9 入札手続等

次により入札を執行します。

- (1) 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限

令和2年5月21日 午後1時30分

- (2) 持参による入札の場合

ア 入札書の提出日時

令和2年5月21日 午後2時30分

イ 入札書の提出場所

砂子平沼ビル7階入札室

（川崎市川崎区砂子1-7-4）

- (3) 郵送（書留郵便に限る。）による入札の場合

ア 入札書の提出期限 令和2年5月20日 必着

イ 入札書の提出先 3(1)と同じ

※ 郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。

また、当該送付を行ったら速やかに、3(1)の場所に必ず電話をしてください。

- (4) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年5月21日 午後2時30分

イ 場所 砂子平沼ビル7階入札室

（川崎市川崎区砂子1-7-4）

- (5) 入札保証金

免除とします。

## 10 落札者の決定及び参加資格の審査等

- (1) 落札候補者の決定方法等

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

当該候補者について2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、入札価格が調査基準価格を下回っている場合には、併せてその者の入札価格による当該契約の適正な履行確保についての可否を判断し、落札者として決定します。

これらの審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるとき又はその者の入札価格によっては、当該契約の適正な履行が確保されない恐れがあると認められるときは当該入札を無効とし、順次、価格の



低い入札者について、必要に応じて、同様の審査を実施し落札者を決定します。調査基準価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、入札情報かわさきに掲げている「川崎市上下水道局業務委託低入札価格調査取扱要領・運用指針」を御覧ください。

(2) 競争入札参加資格に関する最終審査

落札候補者は、入札参加条件確認（申請）書の提出が必要です。開札後、財政局資産管理部契約課委託契約係から落札候補者へ電話連絡します。

落札候補者につきましては、「入札参加条件確認（申請）書」（川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」の中から取得してください。）、2(4)の条件を満たす事項を確認することができる書類を担当課（水道部水道水質課 川崎市多摩区三田5-1-1：044-911-3005）に持参し、確認を受けてください。

※ 関係書類につきましては、電話連絡後、速やかに提出できるよう事前に御準備ください。

なお、書類の提出に不備がある場合、入札参加条件の確認ができないため無効となる場合がありますので御注意ください。

(3) 入札の無効

2に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約書の作成

必要とします。

(2) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市上下水道局財務規程第8条に定める有価証券（振替債を除く。）の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市上下水道局契約規程第33号各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(3) 前払金

適用除外とします。

(4) 契約規程等の閲覧

川崎市上下水道局契約規程及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札説明書に関する問い合わせ先

川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係  
担当 青木  
電話 044-200-2097

(3) この入札説明書に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情検討委員会へ申立てることができます。

(5) 本件については、「入札情報かわさき」に掲載しております「公共工事設計労務単価等の改定（令和2年3月）に伴う特例措置等の実施について」を御覧いただき、同特例措置等の対応内容を確認してください。

なお、適用等につきましては、業務担当部署に御確認の上、協議を行うようにしてください。

13 Summary

(1) Reconstruction of water quality data processing system

(2) Time limit for tender:

a Direct delivery

2:30P.M. 21 May 2020

b By mail

20 May 2020

(3) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Asset Maintenance Department

Finance Bureau

1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku,

Kawasaki, Kanagawa

210-8577, Japan

TEL: 044-200-2097

交 通 局 規 程

川崎市交通局規程第2号

川崎市交通局企業職員のうち特別の勤務に従事する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月17日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊 見 洋 之

川崎市交通局企業職員のうち特別の勤務に従事する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員のうち特別の勤務に従事する職



員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成元年交通局規程第7号）の一部を次のように改正する。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第8条関係）

事由	期間
夏季における健康保持	1の年の7月1日から9月30日までの間（第2条の適用を受ける職員（所長及び副所長、担当係長並びに自動車の整備に従事する職員を除く。）にあっては、5月1日から10月31日までの間）において、5日の範囲内の期間

備考

- (1) 「1の年」とは、休暇年度をいうものとする。
- (2) 1の年の7月1日以後（第2条の適用を受ける職員（所長及び副所長、担当係長並びに自動車の整備に従事する職員を除く。）にあっては、1の年の5月1日以後）に採用等された職員（短時間勤務職員を除く。）が当該年に受けることができる期間は、その者の採用等の日の属する月に応じ、付表に定める日数の範囲内の期間とする。
- (3) 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員が受けることができる期間は、5日に1週当たりの勤務日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数の範囲内の期間とする。ただし、1の年の7月1日以後（第2条の適用を受ける職員（所長及び副所長、担当係長並びに自動車の整備に従事する職員を除く。）にあっては、1の年の5月1日以後）に育児短時間勤務を始めた場合又は採用等された短時間勤務職員が当該年に受けることができる期間は、1週当たりの勤務日数及びその者の採用等の属する月に応じ、付表に定める日数の範囲内の期間とする。
- (4) 付与日数の単位は、勤務時間等規程第10条第11項（後段を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項前段中「、半日又は1時間」とあるのは「又は半日」と読み替えるものとする。ただし、育児短時間勤務職員等のうち、育児休業規程第12条第1項第1号及び第2号に掲げる勤務形態の場合は、1日を単位として与える。
- (5) この休暇は、業務に支障がある場合は、請求の時期を変更して与えることができる。

別表第5の付表

短時間勤務職員を除く職員に適用する夏季における健康保持による休暇日数表

採用等の日の属する月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
休暇の日数	5日	5日	5日	3日	1.5日	—

短時間勤務職員に適用する夏季における健康保持による

休暇日数表

1週間当たりの勤務日数	採用等の日の属する月別の休暇の日数					
	5月	6月	7月	8月	9月	10月
5日	5日	5日	5日	3日	1.5日	—
4日	4日	4日	4日	2.5日	1日	—
3日	3日	3日	3日	2日	1日	—
2日	2日	2日	2日	1日	0.5日	—
1日	1日	1日	1日	0.5日	—	—

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

### 川崎市交通局規程第3号

川崎市交通局モバイルP A S M O取扱規程を次のように定める。

令和2年3月17日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊 見 洋 之

川崎市交通局モバイルP A S M O取扱規程

（目的）

第1条 この規程は、川崎市交通局（以下「局」という。）が、川崎市交通局I Cカード取扱規程（平成19年交通局規程第6号。以下「I Cカード取扱規程」という。）に定めるサービス内容とその利用条件のうち、株式会社パスモが提供するモバイルP A S M Oに関するサービスに必要なアプリケーションにより利用する旅客の局での運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「モバイルP A S M O携帯情報端末」とは、モバイルP A S M Oを発行した携帯情報端末をいう。
- (2) 「モバイルI C端末」とは、P A S M OのうちモバイルP A S M O携帯情報端末をいう。
- (3) 「記名モバイルI C端末」とは、会員登録されたモバイルI C端末をいう。
- (4) 「無記名モバイルI C端末」とは、会員登録を行っていないモバイルI C端末をいう。
- (5) 「S F」とは、専ら旅客運賃の支払いや乗車券類との引換えに充当する金銭的価値をいう。
- (6) 「モバイルI C S F」とは、モバイルI C端末に付加したS Fをいう。
- (7) 「モバイルI C定期乗車券」とは、モバイルI C端末に付加した定期乗車券をいう。
- (8) 「I C取扱事業者」とは、P A S M O取扱規則に

規定するPASMO取扱事業者をいう。

(9) 「バスリーダ・ライター(以下「バスR/W」という。)」とは、ICカードへの情報書込み又はICカードからの情報読取りを行う装置をいう。

(10) 「IC運賃」とは、普通旅客運賃のうち、1枚のICカードで運賃全額を一度に支払う場合に適用する運賃をいう。

(11) 「現金運賃」とは、普通旅客運賃のうち、運賃の支払いに現金又は回数券を含む場合に適用する運賃をいう。

(適用範囲)

第3条 モバイルIC端末の利用については、この規程を適用するものとする。

2 モバイルIC端末の利用について、この規程に定めのない事項については、ICカード取扱規程、PASMO取扱規則、PASMO取扱規則に関する特約、モバイルPASMO会員規約、PASMO電子マネー取扱規則、オートチャージサービス取扱規則(以下「PASMO取扱規則等」という。)の定めるところによる。ただし、PASMO取扱規則等については、モバイルIC端末の特性上、適用可能な規定に限るものとする。

3 旅客がモバイルIC端末を利用する場合は、ICカード取扱規程に定めるICカードとして取扱う。ただし、小児用PASMOとしての取扱いは行わない。

(規程の変更)

第4条 局は、この規程を相当な範囲で変更することができる。この場合、局は変更の時期及び変更の内容を予め周知するものとする。

(契約の成立)

第5条 モバイルIC端末による旅客運送の契約は、バスR/Wで乗車処理を受けたときに旅客と局の間において成立する。

2 モバイルPASMOの会員である旅客がモバイルIC端末にモバイルIC定期乗車券を購入する場合、当該購入操作を行い、モバイルIC端末に購入処理が完了したときに、旅客と局の間において旅客運送契約が成立する。

3 第1項及び前項の規定によって契約の成立したとき以降における取扱いは、別段の定めがない限り、その契約の成立したときの定めによるものとする。

(使用方法及び制限事項)

第6条 モバイルIC端末を使用して乗車するときに乗車処理が必要な場合は、バスR/Wで乗車処理を行い、降車するときに降車処理が必要な場合はバスR/Wで降車処理を行い、また、乗車処理及び降車処理が必要な場合は乗車時にバスR/Wで乗車処理を行い、降車時に同一のモバイルIC端末によりバスR/Wで

降車処理を行わなければならない。

2 1回の乗車につき、複数のICカード及びモバイルIC端末を同時に使用することはできない。

3 運賃支払時に、モバイルICSF残額が減額する運賃相当額に満たないときは、現金又は局が別に定める方法で運賃を支払う。

4 モバイルICSFを使用して、定期乗車券及び局が別に定める乗車券等との引換えはできない。

5 10円未満のモバイルICSFは、IC運賃を適用する場合を除き旅客運賃等に充当することはできない。

6 モバイルIC端末の破損、バスR/Wの故障又はバスR/WによるモバイルIC端末の内容の読取りが不能となったとき、モバイルIC端末はバスR/Wで使用できないことがある。

7 記名モバイルIC端末は、当該記名モバイルIC端末に記録された記名人本人以外が使用することはできない。

8 偽造、変造又は不正に作成されたモバイルIC端末を使用することはできない。

9 モバイルIC端末の故障、及び電池切れ等により、モバイルIC端末が使用できなくなった場合は、当該乗車区間に対する旅客運賃を現金等により収受する。

(個人情報の取扱い)

第7条 モバイルIC端末にかかわる個人情報の取扱いは、PASMO取扱規則等の定めるところによる。ただし、モバイルIC定期乗車券の定期乗車券に関し局が取得した個人情報は、次の各号の目的のために利用することがある。

(1) モバイルIC定期乗車券にかかわる申込内容の確認

(2) モバイルIC定期乗車券の利用等にかかわる連絡

(3) 定期乗車券の発売事業者の規則等に基づく、当該モバイルIC端末に関わるサービスの実施、改善及び利用状況の分析

2 旅客がモバイルIC端末を局以外のIC取扱事業者で利用する場合、当該事業者からの照会に応じ、前項各号の範囲内で知らせることがある。

(制限又は停止)

第8条 局は、以下の各号に該当する場合において、モバイルIC端末の使用を一時停止、制限、中断又は終了することができるものとする。

(1) モバイルPASMOの使用に必要な電気通信事業者が管理・運営する設備に関して、電気通信事業者による保守・点検が行われる場合、又は障害が発生した場合

(2) モバイルPASMOの使用に必要な電気通信事業者が管理・運営するサービスが中止、中断又は終了した場合、若しくはそのおそれがある場合

(3) 株式会社パスモが管理・運営するシステムの提供に必要な設備の保守・点検を行う場合、又は障害が発生した場合

(4) 株式会社パスモにおけるモバイルPASMOのサービスが終了した場合

(5) 局の判断により、モバイルIC端末の取扱いを終了した場合

(6) PASMOの媒体として使用可能な携帯情報端末等の生産が中止、中断又は終了された場合、若しくはそのおそれがある場合

(7) その他、やむを得ない事情が生じた場合

2 前項による制限を行った場合に生じた損害について、局はその責めを負わない。

(モバイルICSFの発行)

第9条 モバイルICSFは、PASMO取扱規則等の定めにより発行する。

(モバイルICSFのチャージ)

第10条 モバイルICSFは、ICカード取扱規程の定めによるチャージのほか、PASMO取扱規則等の定めにより、チャージすることができる。

(モバイルICSF残額等の確認)

第11条 モバイルICSFのSF残額及びSF残額履歴は、PASMO取扱規則又はPASMO取扱規則に関する特約の定めにより、モバイルPASMO携帯情報端末を処理する機器、又はモバイルPASMOアプリケーション等の機能により確認することができる。

2 前項にかかわらず、次の各号に定める場合の表示又は印字による確認はできないものとする。

(1) 出場処理がされていないSF残額履歴

(2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのSF残額履歴

(3) 第15条の規定によりモバイルICSFを再発行したとき又は第20条の規定によりモバイルIC定期乗車券を再発行したときの再発行以前のSF残額履歴 (IC運賃の減額)

第12条 旅客がモバイルICSFを用いて乗車する場合、運賃支払時に当該乗車区間の大人普通旅客運賃1名分を減額する。

2 前項の規定による運賃支払い以外の場合は、運転手に申告し、運転手が金額を設定した後に、内容に応じた運賃を減額することができる。

3 無記名モバイルIC端末から大人普通旅客運賃以外の運賃支払いの申告がなく使用する場合は、小児にあっても大人普通旅客運賃1名分を減額する。

4 前3項による場合で、第6条第3項により運賃の一部を減額するときは、現金運賃を適用し、モバイルICSFで減額した金額との差額を現金又は局が別に定める方法により支払う。

(モバイルICSFの効力)

第13条 モバイルICSFにより乗車する場合の効力は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 当該乗車において、1回の乗車に限り有効なものとする。

(2) 乗車後は、当日限り有効とする。

(3) 途中下車の取扱いはしない。

(モバイルICSFが無効となる場合)

第14条 モバイルICSFは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この場合、無効となったモバイルICSFの取扱いはPASMO取扱規則等の定めによる。

(1) 乗車処理後のモバイルICSFを他人から譲り受けて使用した場合

(2) 記名人の情報が登録されたモバイルICSFを当該記名人以外の者が使用した場合

(3) その他不正乗車的手段として使用した場合

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定を準用する。

(1) 偽造、変造又は不正に作成されたモバイルICSFを使用した場合

(2) 旅客の故意又は重大な過失によりモバイルICSFが障害状態となったと認められる場合

(モバイルICSFの再発行)

第15条 モバイルICSFの情報が入ったモバイルPASMO携帯情報端末を紛失又は故障した場合は、PASMO取扱規則等の定めるところにより、モバイルICSFの再発行の取扱いを行う。

(モバイルICSFの払戻し)

第16条 モバイルICSFが不要となった場合は、PASMO取扱規則等の定めにより払戻しを行う。

(モバイルIC定期乗車券の購入等)

第17条 旅客がモバイルIC定期乗車券の購入を希望する場合は、ICカード取扱規程第25条第1項の規定に関わらず、旅客自らがモバイルPASMOアプリケーションの所定の操作を行い、必要事項等の入力の上、購入することができる。ただし、モバイルPASMO会員規約の定めによる会員登録、及び定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録を行っている場合に限り、購入することができるものとする。

2 モバイルIC端末に通学定期乗車券の購入を希望する場合で、次の各号に該当するときは、当該通学定期乗車券の有効期間の開始日の7日前までに、パソコン向けサイトを利用して作成した所定の購入申込書を印刷の上、通学証明書の本通、又は通学定期乗車券購入兼用証明書の写しとあわせて、サポートセンターへの郵送により申し込まなければならない。

(1) 新規購入の場合



(2) 4月1日以降に有効開始となるものを新年度の初めに購入する場合

(3) 有効期間が年度末をまたがり、かつ4月30日を超えるものを購入する場合

(4) 通学定期乗車券の有効区間等が変更となる場合

3 第1項及び前項により購入した定期乗車券の有効期間、有効区間、発売額等のIC定期乗車券の券面表示事項に該当するものは、モバイルPASMOアプリケーション及びパソコン向けサイトを利用して、モバイルIC端末に画面表示させることにより確認することができる。

4 クレジットカードによる決済処理は、第5条第2項に定める旅客運送契約の成立時点をもって行われる。

5 旅客が18歳となる年度の3月31日以前を使用開始日とする通学定期乗車券の発売はしない。

6 モバイルIC定期乗車券の定期券情報の有効期間開始前、又は有効期間中に当該モバイルIC定期乗車券に別の定期券情報を購入することはできない。ただし、当該定期乗車券を同一区間にて継続購入する場合は除く。

(モバイルIC定期乗車券の効力)

第18条 前条の規定により発売したモバイルIC定期乗車券は、一般乗合自動車運送事業約款(以下「約款」という。)の定めにより取り扱う。

2 SFをチャージしたモバイルIC定期乗車券を、定期乗車券の区間外又は有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降に使用し乗車する場合の効力は、第12条の規定を準用する。

(モバイルIC定期乗車券が無効となる場合)

第19条 モバイルIC定期乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この場合、無効となったモバイルIC定期乗車券の取扱いはPASMO取扱規則等の定めによる。

(1) 乗車処理後のモバイルIC定期乗車券を他人から譲り受けて使用した場合

(2) 記名人の情報が登録されたモバイルIC定期乗車券を当該記名人以外の者が使用した場合

(3) その他不正乗車的手段として使用した場合

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定を準用する。

(1) 偽造、変造又は不正に作成されたモバイルIC定期乗車券を使用した場合

(2) バスR/WでモバイルIC定期乗車券が読取り不能となった場合。ただし、局が認めた方法により有効なモバイルIC定期乗車券が確認できた場合を除く。

(モバイルIC定期乗車券の再発行)

第20条 モバイルIC定期乗車券の情報が入ったモバ

イルPASMO携帯情報端末を紛失又は故障した場合は、PASMO取扱規則等の定めるところにより、モバイルIC定期乗車券の再発行の取扱いを行う。

(モバイルIC定期乗車券の払戻し)

第21条 モバイルIC端末に付加された定期乗車券の機能が不要となった場合は、当該定期乗車券の機能をモバイルPASMOアプリケーション、パソコン向けサイトの操作、又はサポートセンターにより払戻しを行うことができる。このときの払戻し額は、約款の定めるところによる。

2 前項による払戻しは、購入時に利用したクレジットカードの預金口座に払込むことにより返金するものとする。この場合、払込期日については、クレジットカード発行会社が指定した日とする。ただし、クレジットカードの預金口座を通じて返金することができない場合は、旅客が指定した旅客名義の銀行口座に返金するものとする。

3 第16条による払戻しを行う場合で、当該モバイルPASMOアプリケーションの所定の操作によって購入した有効な定期乗車券が付加されているときは、これを第1項の規定により同時に払戻しを行うものとする。

4 モバイルPASMOアプリケーション又はパソコン向けサイトから、モバイルIC定期乗車券に付加された定期乗車券機能の払戻し操作を行う場合は、サービス提供時間内に旅客が払戻しのための操作を行い、株式会社パスモのシステムにおいて当該処理が完了したときに、払戻しが請求されたものとし、サポートセンターへ払戻しを請求する場合は、サービス提供時間内に、旅客に代わってサポートセンター係員が払戻しのための操作を行い、株式会社パスモのシステムにおいて当該処理が完了したときに、払戻しが請求されたものとする。

5 局は、払戻しを請求した旅客の会員情報(第2項の定めにより、旅客が指定した旅客名義の銀行口座に返金を行う場合にあつては、その口座情報)が、正しく登録されている場合に限り、払戻しを行うものとする。  
(不正使用に対する旅客運賃・割増運賃の収受)

第22条 第14条又は第19条の規定に該当し使用した場合は、約款の定めるところにより現金運賃に基づいた普通旅客運賃及び割増運賃を収受する。

(免責事項)

第23条 携帯電話網等の通信障害等により、チャージ、購入、払戻し等が取り扱えない場合に生じた損害については、局はその責めを負わない。

2 モバイルPASMO携帯情報端末本体及びモバイルPASMO携帯情報端末を動作させるために必要なアプリケーションの故障等により、チャージ、購入、払戻し等が取り扱えない場合に生じた損害については、

局はその責めを負わない。

3 株式会社パスモが行うソフトウェア及びアプリケーションの更新等により、モバイルICSF又はモバイルIC定期乗車券のサービスが利用できなくなった場合に生じた損害、その他いかなる不利益についても局はその責めを負わない。

4 モバイルPASMO携帯情報端末の紛失又は故障のため、モバイルICSF又はモバイルIC定期乗車券の再発行の取扱いを行ったことに伴い、PASMOのID番号が変更されたことによる旅客の損害等については、局はその責めを負わない。

5 障害等によりモバイルIC定期乗車券が復元できない場合は、PASMOカードでIC定期乗車券を再交付する場合がある。このことによる旅客の損害等については、局はその責めを負わない。

附 則

この規程は、令和2年3月18日から施行する。

#### 川崎市交通局規程第4号

川崎市交通局ICカード取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月17日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 邊 見 洋 之

川崎市交通局ICカード取扱規程の一部を  
改正する規程

川崎市交通局ICカード取扱規程(平成19年交通局規程第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 この規程及びこの規程に関連して定められた規定を相当な範囲で変更することがある。この場合、変更の時期及び変更内容を予め周知するものとする。

第3条第1号中「別表第1に掲げる事業者」を「PASMO取扱規則に規定するPASMO取扱事業者」に改める。

第25条第2項中「規程」を「規定」に改める。

第40条第1号中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

附 則

この規程は、令和2年3月18日から施行する。

#### 川崎市交通局規程第5号

川崎市交通局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 邊 見 洋 之

川崎市交通局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の育児休業等に関する規程(平成4年交通局規程第4号)の一部を次のように改正する。第9条第2項中「している職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第10条第3号中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

第11条中「した職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

#### 川崎市交通局規程第6号

川崎市交通局賠償責任職員の指定等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 邊 見 洋 之

川崎市交通局賠償責任職員の指定等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局賠償責任職員の指定等に関する規程の一部を改正する規程(昭和41年交通局規程第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の2第1項」に改める。

第2条本文中「第243条の2第1項後段」を「第243条の2の2第1項後段」に改め、同条第4号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 支出の決定の事務を直接補助する係長以上の職員

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

#### 川崎市交通局規程第7号

川崎市交通局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 邊 見 洋 之

川崎市交通局事務決裁規程の一部を改正する規程

川崎市交通局事務決裁規程(昭和55年交通局規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表局長決裁事項及び部課長等専決事項3財務事項中第17号を削り、第18号から第66号までを1号ずつ繰り上



げる。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第8号

川崎市交通局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 邊 見 洋 之

川崎市交通局契約規程の一部を改正する  
規程

川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項第6号を次のように改める。

(6) 契約不適合責任

第55条を次のように改める。

(契約不適合責任)

第55条 局長は、第41条の規定により引渡しを受けた目的物（工事目的物に限る。以下この項において同じ。）が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下この条において「契約不適合」という。）である場合においては、契約不適合を理由として、当該目的物の引渡しを受けた日から2年以内に、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をするものとする。ただし、植栽工事の枯れ補償については、1年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、局長は、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、検査をして直ちにその履行の追完を請求するものとする。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の規定は、契約不適合が契約者の故意又は重

過失により生じたものであるときは適用しない。この場合において、局長は、民法の定めるところにより請求等をするものとする。

4 局長は、特に必要があると認めるときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、契約不適合責任を定めることができる。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第9号

川崎市交通局企業職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 邊 見 洋 之

川崎市交通局企業職員の特殊勤務手当支給  
規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の特殊勤務手当支給規程（昭和40年交通局規程第11号）の一部を次のように改正する。第5条中「企画管理部担当課長（労務担当）」を「企画管理部庶務課担当課長（労務担当）」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第10号

川崎市交通局広告取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 邊 見 洋 之

川崎市交通局広告取扱規程の一部を改正する  
規程

川崎市交通局広告取扱規程（平成27年交通局規程第14号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

種 類		基 準	規 格	金額（円）
車内額面広告	上平間営業所	7日間	縦36.4cm×横51.5cm (B3サイズ)	18,600
		14日間		31,000
		1箇月間		46,500
	塩浜営業所	7日間		27,300
		14日間		45,500
		1箇月間		68,250
	井田営業所	7日間		16,200
		14日間		27,000
		1箇月間		40,500

	鷺ヶ峰営業所	7日間		22,500
		14日間		37,500
		1箇月間		56,250
	菅生営業所	7日間		8,100
		14日間		13,500
		1箇月間		20,250
車内後方額面広告	塩浜営業所	7日間	縦36.4cm×横51.5cm (B3サイズ) ただし、車内後方額面設置車両に限る。	5,000
		14日間		8,000
		1箇月間		12,000
	鷺ヶ峰営業所	7日間		1,440
		14日間		2,400
		1箇月間		3,600
車内額面マナータイアップ広告	局が指定する掲出位置及び期間において1車1枚	縦36.4cm×横51.5cm (B3サイズ) ただし、局指定のマナー広報を面積の60%以上に記載する。	116	
車外側面広告標準型	1車1箇月以内1枚	縦60cm以内×横120cm以内	2,350	
車外側面広告大型		縦60cm以内×横300cm以内	5,680	
車外後部広告		縦45cm以内×横100cm以内	3,000	
パートラッピング車外側面広告標準型		縦60cm以内×横120cm以内	2,350	
パートラッピング車外側面広告大型		縦60cm以内×横300cm以内	5,680	
パートラッピング車外後部広告		縦45cm以内×横100cm以内	3,000	
停留所名单称広告(特等地)	国道15号、川崎駅間の駅周辺 1年間1停留所		115,000	
停留所名单称広告(1等地)	1日片道50回以上運行の場所 1年間1停留所		57,500	
停留所名单称広告(2等地)	特等地及び1等地以外の場所 1年間1停留所		28,750	
停留所名併称広告(特等地)	川崎駅前1年間1停留所		140,000	
停留所名併称広告(1等地)	1日片道501回以上運行の場所 1年間1停留所		115,000	
停留所名併称広告(2等地)	1日片道301回以上500回以下 運行の場所 1年間1停留所		93,000	
停留所名併称広告(3等地)	1日片道101回以上300回以下 運行の場所 1年間1停留所		79,000	
停留所名併称広告(4等地)	1日片道51回以上100回以下 運行の場所 1年間1停留所		61,000	
停留所名併称広告(5等地)	1日片道50回以下運行の場所 1年間1停留所		33,000	
ちらし広告	50枚以内車内吊下げ 1箇所1箇月以内	縦30cm×横21cm (A4サイズ)以内	300	
運転席後部額面広告	1車1箇月以内1枚	縦36.4cm×横51.5cm (B3サイズ)	1,200	
スタンプンボール広告	1車1箇月以内1枚	縦15cm×横53cm	300	
スタンダー窓ステッカー広告	1車1箇月以内1枚	縦15cm×横45cm	280	

戸袋ステッカー広告	1車1箇月以内1枚	縦22cm×横60cm	330
サブロク両面ステッカー広告	1車1箇月以内1枚	縦30cm×横60cm	560
降車ロワイドステッカー広告	1車1箇月以内1枚	縦50cm×横70cm	590
後部窓ステッカー広告	1車1箇月以内1枚	縦16cm×横85cm	470
降車ロガラス面ステッカー広告	1車1箇月以内1枚	丸型	80
座席裏ステッカー広告	1車1箇月10枚以内	2人掛け座席用は縦20cm×横50cmとし、1人掛け座席用は縦20cm×横20cmとする	700
停留所標識板併称広告	1箇月以内	停留所規格による	900
ホームページバナー広告	1箇月	縦1.3cm×横3cm	27,273
市バスマップ広告	1年間	縦9.6cm×横6.8cm	18,182
ラッピングバス広告 (塩浜営業所・上平間営業所・井田営業所)	1年間	前面及び屋根以外の外面とし、当該定期路線バスの車体窓から上部は、広告物の地色1色とする。 車体の窓、扉等のガラス部分に表示しない。 1車体には1広告とする。	1,000,000
	6箇月		600,000
	3箇月		370,000
	1箇月		200,000
ラッピングバス広告 (鷺ヶ峰営業所・菅生営業所)	1年間	前面及び屋根以外の外面とし、当該定期路線バスの車体窓から上部は、広告物の地色1色とする。 車体の窓、扉等のガラス部分に表示しない。 1車体には1広告とする。	800,000
	6箇月		480,000
	3箇月		300,000
	1箇月		160,000

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)前に契約した広告で、施行日以後、同様の契約で更新する場合は、改正後の規程別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

川崎市交通局規程第11号

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊 見 洋 之

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程(昭和29年交通部規程第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

上平間	川崎駅・東電前	市営埠頭
-----	---------	------

」

を

「

上平間	川崎駅・東電前	市営埠頭
-----	---------	------

」

上平間	川崎駅・JERA 川崎火力発電所前	市営埠頭
-----	----------------------	------

に、

「

〃	川崎駅	〃
---	-----	---

」

を

「

〃	川崎駅	〃
〃	〃	塩浜営業所前

」

に、

「

川崎駅	東電前	市営埠頭
-----	-----	------

」

を

「

川崎駅	JERA川崎 火力発電所前	市営埠頭
-----	------------------	------

」

に、

「

〃	東電前(急行)	〃
---	---------	---

」

を

〃	JERA川崎火力 発電所前(急行)	〃
---	----------------------	---

に、

〃	東電前・ 川崎マリエン前	ダイワ コーポレーション前
〃	東電前・ 川崎マリエン前(急行)	〃

を

〃	四谷下町・ 川崎マリエン前	ダイワ コーポレーション前
〃	四谷下町・ 川崎マリエン前(急行)	〃

に、

〃	ダイワコーポレーション前	川崎マリエン前
〃	ダイワコーポレーション前 (急行)	〃
〃	ダイワコーポレーション前	かわさきファズ 物流センター前

を

〃	ダイワコーポレーション前	川崎マリエン前
〃	〃	かわさきファズ 物流センター前

に、

〃	千年・木月四丁目	江川町
〃	〃	元住吉

を

〃	千年・木月四丁目	江川町
〃	井田営業所前・元住吉	横須賀線小杉駅

に、

〃	子母口住宅前	井田営業所前
〃	木月四丁目	元住吉

を

〃	子母口住宅前	井田営業所前
---	--------	--------

に、

井田営業所前	木月四丁目・南幸町二丁目	川崎駅西口
〃	木月四丁目	元住吉

を

井田営業所前	木月四丁目・南幸町二丁目	川崎駅西口
--------	--------------	-------

に、

〃	南生田保育園前	〃
第三京浜入口	久地駅前	向丘遊園駅南口
〃	〃	登戸駅

を

〃	南生田保育園前	〃
---	---------	---

に改める。

別表第2中

菅生車庫	〃	〃
------	---	---

を

菅生車庫	〃	〃
白幡八幡前	〃	〃

に改める。

別表第9中

〃	〃	元住吉
蟹ヶ谷	木月四丁目・南幸町二丁目	川崎駅西口

を

〃	井田営業所前・元住吉	横須賀線小杉駅
蟹ヶ谷	木月四丁目・南幸町二丁目	川崎駅西口

に、

「

〃	子母口住宅前	井田営業所前
〃	木月四丁目	元住吉

を

「

〃	子母口住宅前	井田営業所前
---	--------	--------

に、

「

〃	木月四丁目・平間駅前	上平間
〃	木月四丁目	元住吉

を

「

〃	木月四丁目・平間駅前	上平間
---	------------	-----

に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第12号

川崎市交通局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 邊見洋之

川崎市交通局会計規程の一部を改正する  
規程

川崎市交通局会計規程（平成25年交通局規程第13号）の一部を次のように改正する。

第37条第1号ア中「、賃金」を削る。

第49条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第13号

川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 邊見洋之

川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉  
手当の支給に関する規程の一部を改正する

規程

川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程（昭和38年交通局規程第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 退職した日から次の基準日までの間に新たに次に掲げる職員となった職員

ア 条例の適用を受ける職員（非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。）を除く。）

イ 川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。以下「市条例」という。）の適用を受ける職員

ウ 本市の特別職の職員のうち期末手当の支給の対象となる者

第2条の次に次の1条を加える。

第2条の2 基準日前1箇月以内において条例の適用を受ける職員としての退職が2回以上ある者について前条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって、当該退職とする。

第4条の3第1項第1号中「100分の111」を「100分の108.5」に、「100分の195」を「100分の190」に改め、同項第2号中「100分の103.5」を「100分の101」に、「100分の111」を「100分の108.5」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の96」を「100分の93.5」に改める。

第6条本文中「次の」を「基準日以前6箇月以内の期間に次の」に改め、同条第1号中「法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を含む。」を「短時間勤務職員を含む。」に改め、「引き続き」削り、同条の次に次の1条を加える。

第6条の2 基準日以前6箇月以内に次の各号に掲げる法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）として在職した期間（1週間当たりの通常の勤務時間が15時間30分以上である会計年度任用職員として在職した期間に限る。）は、期末手当に係る在職期間に通算する。

(1) 条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間（基準日前1箇月以内に退職し、条例第15条において準用する条例第10条の規定により期末手当の支給を受ける場合における当該期末手当の支給に係る会計年度任用職員として在職した期間を除く。）

(2) 会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年川崎市条例第1号）の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間（基準日前1箇月以内に退職し、同条例第14条において準用する市条例第14条



第1項後段の規定により期末手当の支給を受ける場合における当該期末手当の支給に係る会計年度任用職員として在職した期間を除く。)

- 2 前項の期間の算定については、第5条第2項の規定を準用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

#### 川崎市交通局規程第14号

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 邊 見 洋 之

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び  
支給方法等に関する規程の一部を改正す  
る規程

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程（昭和32年交通部規程第7号）の一部を次のように改正する。

第5条中「日割計算」を「、その月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割りによる計算（以下「日割計算」という。）」に改める。

第5条の2に次のただし書を加える。

ただし、離職した職員（第8条各号に該当するものを除く。）がその日の属する月のうちに再び職員となったときは、その月の翌月の初日から給料を支給する。

第5条の2に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のときは、その給料は、日割計算により支給する。

第6条を次のように改める。

#### 第6条 削除

第8条ただし書を次のように改める。

ただし、離職のうち次の各号に定める場合にあつては、その日の翌日から月の末日までの間の給料は支給しない。

第8条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により給料を支給する場合であって、月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料は日割計算により支給する。

第14条の見出し中「計算」を「日割計算」を改める。

第15条第1項第1号中「短時間勤務職員」の次に「(正規の勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間が、1週を平均して1日当たり7時間45分である職員を除く。）」を加え、「(育児短時間勤務職員等で川崎市交通局企業職員のうち特別の勤務に従事する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成元年交通局規程第7号）

第2条第2項に規定するものにあつては、正規の勤務時間が割り振られた月において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務時間とその勤務をした月における正規の勤務時間との合計が、同規程別表第2又は第3に規定する1月の勤務時間に達するまでの間の勤務に限る。）」を削る。

第18条の次に次の1条を加える。

第18条の2 前条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額の基礎となる職員の1週間の勤務時間は、36.35時間とする。ただし、育児短時間勤務職員等にあつては36.35時間に算出率を乗じて得た時間とし、短時間勤務職員にあつては36.35時間に短時間勤務職員の1週間当たりの通常の勤務時間を、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務職員の職と同種のものに占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間とする。

第32条に見出しとして「(職員情報システムによる処理)」を付する。

別表第4企画管理部の項中「担当課長（労務担当）」を削る。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

#### 川崎市交通局規程第15号

川崎市交通局会計年度任用職員の給与等に関する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 邊 見 洋 之

川崎市交通局会計年度任用職員の給与等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年川崎市条例第32号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び旅費に関する事項を定めることを目的とする。

(給料)

第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給料の額は、月額で定めるものとし、その職務の内容について、条例第2条第1項の適用を受ける職員として川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程（昭和32年交通部規程第7号。以下「給与規程」という。）第2条の規定を適用した場合にその者に適用される給料表のその者の属する職

務の級における最高の号給の給料月額(次項において「上限額」という。)を超えない範囲内において、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、交通局長(以下「局長」という。)が別に定める。

2 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)の給料の額は、月額、日額又は時間額(時間を単位とする額をいう。以下同じ。)で定めるものとし、上限額を超えない範囲内において、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、条例第2条第1項の適用を受ける職員との権衡、職務の特殊性並びに勤務日数及び勤務時間数を考慮して、局長が別に定める。

(給料の支給方法)

第3条 フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員(月額で給料を定める者に限る。)の給料の支給方法は、条例第2条第1項の適用を受ける職員(パートタイム会計年度任用職員にあっては、条例第2条第1項に規定する短時間勤務職員をいう。第22条を除き、以下同じ。)の例による。

2 パートタイム会計年度任用職員(日額又は時間額で給料を定める者に限る。)の給料は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数及び勤務時間数により計算した額を翌月の次項に定める支給日に支給する。

3 パートタイム会計年度任用職員(日額又は時間額で給料を定める者に限る。)の給料の支給日は、条例第2条第1項の適用を受ける職員の例による。

4 パートタイム会計年度任用職員(日額又は時間額で給料を定める者に限る。)の給料の支給方法は、局長が特に必要と認める場合は、前2項の規定にかかわらず、勤務日ごとに計算した額を当該勤務日に支給する方法その他局長が別に定める支給方法とすることができる。

(初任給調整手当)

第4条 採用による欠員の補充が困難と認められる職で局長が別に定めるものに新たに採用された会計年度任用職員には、月額2,000円を超えない範囲内の額(フルタイム会計年度任用職員にあっては月額で、パートタイム会計年度任用職員にあっては月額又は時間額で局長が別に定める。)を初任給調整手当として支給する。

2 前項の規定により初任給調整手当を支給される会計年度任用職員の範囲は、局長が別に定める。

3 初任給調整手当の支給期間は、条例第2条第1項の適用を受ける職員の例による。

4 初任給調整手当の支給方法、その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、局長が別に定める。

(地域手当)

第5条 会計年度任用職員には、条例第2条第1項の適用を受ける職員の例により、地域手当を支給する。

(通勤手当)

第6条 会計年度任用職員(第3項に定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。)には、条例第2条第1項の適用を受ける職員の例により、通勤手当を支給する。

2 前項の場合において、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定及び通勤手当の返納については、条例第2条第1項の適用を受ける職員の例による。

3 パートタイム会計年度任用職員(日額又は時間額で給料を定める者に限る。)のうち次の各号に掲げる者には、支給単位期間を1日とし、支給単位期間につき、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額を通勤手当として支給する。

(1) 川崎市交通局企業職員の通勤手当支給規程(昭和57年交通局規程第27号。以下「通勤手当規程」という。)第2条第1号に掲げる職員に相当する会計年度任用職員 運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出した通勤1回分の運賃等の額であって、最も低廉となるもの(2,500円を超えるときは、2,500円)

(2) 通勤手当規程第2条第2号に掲げる職員に相当する会計年度任用職員 次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、次に定める額

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である会計年度任用職員 90円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である会計年度任用職員 190円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である会計年度任用職員 322円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である会計年度任用職員 454円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である会計年度任用職員 586円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である会計年度任用職員 718円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である会計年度任用職員 850円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である会計年度任用職員 981円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である会計年度任用職員 1,109円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である会計年度任用職員 1,190円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメー

- トル未満である会計年度任用職員 1,272円
- シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である会計年度任用職員 1,354円
- ス 使用距離が片道60キロメートル以上である会計年度任用職員 1,436円
- (3) 通勤手当規程第2条第3号に掲げる職員に相当する会計年度任用職員 次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、次に定める額
- ア 通勤手当規程第2条第3号に掲げる職員に相当する会計年度任用職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である会計年度任用職員以外の会計年度任用職員であって、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道1キロメートル以上である会計年度任用職員及び自動車等の使用距離が片道1キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である会計年度任用職員 前2号に定める額（2,500円を超えるときは、2,500円）
- イ 通勤手当規程第2条第3号に掲げる職員に相当する会計年度任用職員のうち、通勤1回分の運賃等の額（2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。ウにおいて同じ。）が前号に定める額以上である会計年度任用職員（アに掲げる会計年度任用職員を除く。） 第1号に定める額
- ウ 通勤手当規程第2条第3号に掲げる職員に相当する会計年度任用職員のうち、通勤1回分の運賃等の額が前号に定める額未満である会計年度任用職員（アに掲げる会計年度任用職員を除く。） 前号に定める額
- 4 前項の規定にかかわらず、通勤手当規程第3条第2項に規定する職員に相当する会計年度任用職員の通勤手当の額は、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 通勤手当規程第2条第2号に掲げる職員に相当する会計年度任用職員 前項第2号に定める額に113円を加算した額
- (2) 通勤手当規程第2条第3号に掲げる職員に相当する会計年度任用職員 前項第3号の規定中「前2号に定める額」とあるのは「第1号に定める額及び前号に定める額に113円を加算した額」と、「前号に定める額」とあるのは「前号に定める額に113円を加算した額」と読み替えて同号の規定を適用して得た額
- 5 前2項の場合において、パートタイム会計年度任用職員（日額又は時間額で給料を定める者に限る。）の

通勤手当は、当該パートタイム会計年度任用職員の給料の支給方法に準じて支給する。

（給与の減額）

第7条 会計年度任用職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき局長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。この場合（部分休業の承認を受けて勤務しないことにより減額される場合を除く。）において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第12条第1項	、初任給調整手当の月額並びに特殊勤務手当の額	並びに初任給調整手当の月額
第12条第2項第1号	、初任給調整手当の月額並びに特殊勤務手当の額	並びに初任給調整手当の月額
第12条第2項第2号	、初任給調整手当の日額並びに特殊勤務手当の額	並びに初任給調整手当の日額
第12条第2項第3号	、初任給調整手当の時間額並びに特殊勤務手当の額	並びに初任給調整手当の時間額

第8条 前条に規定する「その勤務しないことにつき局長の承認があった場合」とは、年次休暇、病気休暇及び特別休暇による場合のほか、局長が勤務しないことにつき特に承認を与えた場合をいい、この間給与は減額しない。

2 前項の病気休暇のうち、川崎市交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和2年交通局規程第20号。以下「会計年度任用職員勤務時間規程」という。）別表第4に掲げる日数を超えるものにあつては、同項の規定にかかわらず、給与を減額して支給する。

3 第1項の特別休暇のうち、会計年度任用職員勤務時間規程別表第5事由欄に掲げる7から9まで、13及び14の事由によるものにあつては、同項の規定にかかわらず、給与を減額して支給する。

4 前条の規定により減額すべき給与額は、条例第2条第1項の適用を受ける職員の例により差し引くものとする。ただし、局長が特に必要と認める場合は、別に定めるところにより差し引くものとする。

5 前条の規定により減額すべき給与額の基礎となる勤務しない時間数の集計に1時間未満の端数があるときは30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

（時間外勤務手当）

第9条 正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられ



た会計年度任用職員には、正規の勤務時間以外に勤務した全時間に対して、条例第2条第1項の適用を受ける職員の例により、時間外勤務手当を支給する。この場合において、勤務1時間当たりの給与額については、第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額によるものとする。

(休日勤務手当)

第10条 休日及び局長が指定する休日の代休日(休日に割り振られた勤務時間の全部について特に勤務することを局長が命じた場合に、当該休日前に、当該休日に代わる日として指定する当該休日後の勤務時間が割り振られた日をいう。)において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、条例第2条第1項の適用を受ける職員の例により、休日勤務手当を支給する。この場合において、勤務1時間当たりの給与額については、第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額によるものとする。

(夜間勤務手当)

第11条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、条例第2条第1項の適用を受ける職員の例により、夜間勤務手当を支給する。この場合において、勤務1時間当たりの給与額については、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額によるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第12条 フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額並びに特殊勤務手当の額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除した額とする。

2 パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 給料を月額で定める場合 給料の月額及びこれに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額並びに特殊勤務手当の額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除した額
- (2) 給料を日額で定める場合 給料の日額及びこれに対する地域手当の日額、初任給調整手当の日額並びに特殊勤務手当の額の合計額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日の勤務時間で除した額
- (3) 給料を時間額で定める場合 給料の時間額及びこれに対する地域手当の時間額、初任給調整手当の時間額並びに特殊勤務手当の額の合計額

3 前2項に規定する給料の月額は、条例その他の規定

により給与を減ぜられた場合であっても、その本来受けるべき給料の月額とする。

第13条 前条第1項に規定するフルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の基礎となる1週間の勤務時間は、条例第2条第1項の適用を受ける職員の例による。

2 前条第2項第1号に規定するパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の基礎となる1週間の勤務時間は、前項に規定する勤務時間に、当該パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間を条例第2条第1項の適用を受ける職員で常時勤務を要するものの1週間当たりの通常の勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間とする。

(宿日直手当)

第14条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた会計年度任用職員には、条例第2条第1項の適用を受ける職員の例により、宿日直手当を支給する。

(期末手当)

第15条 川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程(以下「期末手当等規程」という。)第2条、第3条第1項、第2項及び第4項、第14条並びに第15条の規定は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する会計年度任用職員について準用する。この場合において、期末手当等規程第3条第2項中「給料の月額(育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。))にあつては、給料の月額を算出率(給与規程第3条第13項に規定する割合をいう。以下同じ。)で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、フルタイム会計年度任用職員にあつては「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と、パートタイム会計年度任用職員にあつては「局長が別に定める給料及び地域手当の額」と読み替えるものとする。

(支給対象とならない者)

第16条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する会計年度任用職員のうち、それぞれの基準日において、次に掲げる者については、前条の規定は適用しない。

- (1) 当該会計年度(6月に支給する期末手当にあつては、前会計年度(12月2日から3月31日までの期間に限る。)の期間を含む。)内において、条例の適用を受ける職員(特別職非常勤職員を除く。)又は川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年川崎市条例第1号。以下「市条例」という。)若しくは川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。)の

適用を受ける職員として任用される期間（次に掲げる期間を除く。）が通算して6箇月に満たない者

ア 1週間当たりの通常の勤務時間が15時間30分に満たない職員として任用される期間

イ 基準日前1箇月以内に退職し、条例第10条の規定により期末手当の支給を受ける場合における当該期末手当の支給に係る職員として在職した期間

ウ 基準日前1箇月以内に退職し、給与条例第14条第1項後段の規定により期末手当の支給を受ける場合における当該期末手当の支給に係る職員として在職した期間

(2) 1週間当たりの通常の勤務時間が15時間30分に満たない者（前号に規定する者を除く。）

(3) 期末手当等規程第2条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当する者

（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した場合の支給対象者）

第17条 第15条において準用する期末手当等規程第2条第2項の規定により期末手当の支給を受けるべき職員は、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1) 退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員

(2) 退職した日から次の基準日までの間に新たに条例又は市条例の適用を受ける会計年度任用職員（当該基準日において期末手当の支給の対象となる者に限る。）となった職員

（在職期間）

第18条 第15条において準用する期末手当等規程第3条第1項に規定する在職期間は、基準日以前6箇月以内の期間に条例又は市条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間（以下「期末手当に係る在職期間」という。）とする。

2 期末手当に係る在職期間の算定については、1週間当たりの通常の勤務時間が15時間30分に満たない職員として在職した期間並びに期末手当等規程第5条第2項第1号、第4号及び第7号に掲げる期間を除算する。

第19条 次の各号に掲げる職員として在職した期間は、期末手当に係る在職期間に通算する。この場合において、当該各号に掲げる期間の算定については、前条第2項の規定を準用する。

(1) 条例の適用を受ける職員（非常勤職員（条例第2条第1項に規定する短時間勤務職員を除く。）を除く。）として在職した期間（基準日前1箇月以内に退職し、条例第10条の規定により期末手当の支給を受ける場合における当該期末手当の支給に係る職員として在職した期間を除く。）

(2) 給与条例の適用を受ける職員として在職した期間（基準日前1箇月以内に退職し、給与条例第14条第

1項後段の規定により期末手当の支給を受ける場合における当該期末手当の支給に係る職員として在職した期間を除く。）

（一時差止処分に係る在職期間）

第20条 第15条において準用する期末手当等規程第14条及び第15条に規定する在職期間は、条例又は市条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間とする。

2 前条各号に掲げる職員として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

（期末手当基礎額）

第21条 パートタイム会計年度任用職員について、第15条において読み替えて準用する期末手当等規程第3条第2項に規定する局長が別に定める給料及び地域手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 給料を月額で定める場合 給料及び地域手当の月額

(2) 給料を日額又は時間額で定める場合 局長が別に定める方法により、給料及び地域手当の日額又は時間額を1箇月当たりの額に換算した額

（条例第2条第1項の適用を受ける職員の例による事項）

第22条 第15条から前条までに定めるもののほか、会計年度任用職員の期末手当の支給に関する事項については、条例第2条第1項の適用を受ける職員の例による。

（特殊勤務手当）

第23条 会計年度任用職員の特殊勤務手当については、川崎市交通局企業職員の特殊勤務手当支給規程（昭和40年交通局規程第11号）に定めるところによる。

（特に必要と認められる会計年度任用職員の給与）

第24条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の性質上これらの規定により難しい職として局長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、条例第2条第1項の適用を受ける職員との権衡、職務の特殊性等を考慮し、局長が別に定めるものとする。

（給与の口座振替）

第25条 会計年度任用職員の給与は、会計年度任用職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

（公務のための旅行に係る旅費）

第26条 会計年度任用職員が公務のため旅行するときは、川崎市交通局旅費支給規程（昭和33年交通部規程第4号）の定めるところにより、旅費を支給する。

（その他必要事項）

第27条 この規程の実施に関し必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。



川崎市交通局規程第16号

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 邊 見 洋 之

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成18年交通局規程第32号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程

第1条中「川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に、「第3条から第6条までの規定に基づき交通局長（以下「局長」という。）に係る手続等を」を「に基づき、」に、「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改め、同条に次の1項を加える。

2 交通局長（以下「局長」という。）に係る手続等（条例第3条から第6条までの規定の適用を受けるものを除く。）を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めのある場合を除き、条例及びこの規程の規定の例による。

第3条中「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改める。

第8条中「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改め、同条を第15条とする。

第7条第1項中「書面等の作成等に代えて当該書面等に係る」を削り、「の作成等を行うとき」を「により作成等を行う場合において」に、「当該書面等に記載すべき」を「当該作成等に係る」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の1項を加える。

（条例第7条の規則等で定める書面等及び措置）

第14条 条例第7条の規則等で定める書面等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則等で定める措置は、同表の左欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

書 面 等	措 置
1 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 (1) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される同法第2条第1項に規定する電子署名が行われた情報の局長への提供 (2) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の局長への提供 (3) 個人番号カードの局長への提示
2 区長が作成する印鑑に関する証明書	1の(1)に掲げる措置

第6条を第12条とする。

第5条第1項中「使用して」を「使用する方法により」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の2条を加える。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第10条 条例第4条第1項ただし書に規定する規則等で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第8条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の局長が別に定めるところにより行う届出
- (3) 前2号に掲げるもののほか、局長が別に定める方

式

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第11条 条例第4条第5項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると局長が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると局長が認める場合

第4条第1項中「使用して」を「使用する方法により」に、「同項に規定する申請等を行う者」を「前条の申請等をする者」に改め、同条第5項中「条例第3条第1項に規定する」を「前条の」に改め、同条を第5条とし、

同条の次に次の3条を加える。

(情報通信技術による手数料の納付)

第6条 条例第3条第5項に規定する規則等で定めるものは、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行わせることが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第7条 条例第3条第6項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると局長が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると局長が認める場合  
(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第8条 条例第4条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、局長の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって局長が別に定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第4条 条例第3条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、局長の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であって局長が別に定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

#### 川崎市交通局規程第17号

川崎市交通局債権管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 邊見洋之  
川崎市交通局債権管理規程の一部を改正する規程

川崎市交通局債権管理規程(平成26年交通局規程第6号)の一部を次のように改正する。

第18条中「年当たり5パーセント」を「各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26条)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

#### 川崎市交通局規程第18号

川崎市交通局企業職員のうち特別の勤務に従事する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 邊見洋之

川崎市交通局企業職員のうち特別の勤務に従事する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員のうち特別の勤務に従事する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成元年交通局規程第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「企業職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第2条第1項中「次項」の次に「、第3項及び第4項」を加え、「を下らず、40時間」を削り、同条第2項中「昭和22年法律第49号」の次に「。以下「労基法」という。」を加え、同条第4項中「第2項」の次に「及び第4項」を加え、同項を同条第6項とし、同条第3項中「前項」の前に「第2項及び」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 短時間勤務職員(次項に規定する職員を除く。)の勤務時間は、休憩時間を除き1週間について31時間とする。

4 自動車運転業務に従事する短時間勤務職員の勤務時間は、労基法第32条の2に規定する1月を単位とする変形労働時間制に基づくものとし、休憩時間(睡眠時間を含む。)を除き1月を平均して1週間当たり31時間とする。

第3条を次のように改める。

(週休日)

第3条 職員の週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)は、川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成元年交通局規程第6号。以下「勤務時間等規程」という。)第3条に規定する土曜日及び日曜日に相当する日とし、勤務内容等に応じ、別表第1から別表第5に定めるとおりとする。

第4条第4項中「自動車運転手」の前に「第2条第2項に規定する職員のうち、」を加え、「(次項に規定する職員を除く。)」を削り、同条第6項中「第2条第2項」の次に「及び第4項」を加え、同条第7項中「短時間勤務職員」の次に「(次項に規定する職員を除く。)」を加え、同条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 自動車運転業務に従事する短時間勤務職員の勤務時

間等は、別表第5のとおりとする。  
 第7条第1項第2号中「7時間」を「8時間」に改め、  
 同条第2項第2号中「6時間12分」を「7時間45分」に  
 改める。  
 別表第1中「別表第1（第3条関係）」を「別表第1  
 （第3条、第4条関係）」に改める。

別表第2中「別表第2（第3条関係）」を「別表第2  
 （第3条、第4条関係）」に改める。  
 別表第3中「別表第3（第3条関係）」を「別表第3  
 （第3条、第4条関係）」に改める。  
 別表第4を次のように改める。

別表第4（第3条、第4条関係）

種別	勤務形態	1日の勤務時間 (勤務時間等を割り振る者)	勤務時間帯	休憩時間	週休日
自動車の整備に 従事する短時間 勤務職員	変則勤務	7時間45分（営業所長）	午前5時15分から午後7時 45分までのうち割り振られ た時間	1回の勤務の 途中において 原則として60分	1年につき 156日

別表第5を別表第6とし、別表第4の次に次の1表を加える。

別表第5（第3条、第4条関係）

種別	勤務形態	1月の勤務時間 (勤務時間等を割り振る者)		休憩時間	週休日
		1月の日数から当該月に 割り振られた週休日の日 数を差し引いた日数	勤務時間		
自動車運転業務に従事 する短時間勤務職員	変則勤務 (変形労働)	15日	116時間15分 (営業所長)	1回の勤務の途中に おいて原則として60分	1年につき 156日
		16日	124時間 (営業所長)		
		17日	131時間45分 (営業所長)		
		18日	139時間30分 (営業所長)		

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第19号

川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関  
する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市交通事業管理者  
 交通局長 邊 見 洋 之

川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、  
 休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関  
する規程（平成元年交通局規程第6号）の一部を次のよ  
うに改正する。

第13条を次のように改める。

（非常勤職員の勤務時間等）

第13条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計  
年度任用職員ほか非常勤職員（短時間勤務職員を除

く。）の勤務時間、休日、休暇等については、第2条  
から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等  
を考慮して、局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第20号

川崎市交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等  
に関する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市交通事業管理者  
 交通局長 邊 見 洋 之

川崎市交通局会計年度任用職員の勤務時間、  
 休暇等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成元年交通局規程第6号。以下「勤務時間規程」という。）第13条の規定に基づき、会計年度任用職員（職務の性質により特別の勤務に従事する職員を除く。以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（勤務時間、休暇等）

第2条 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等は、この規程に定めるものを除き、勤務時間規程第2条の適用を受ける職員の例による。

（1週間の勤務時間及び割振り）

第3条 会計年度任用職員の1週間の勤務時間は、休憩時間を除き38時間45分を超えない範囲内において交通局長（以下「局長」という。）が定める時間とし、1日につき7時間45分を超えない範囲内で割り振るものとする。

（週休日）

第4条 日曜日及び土曜日は週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。

2 局長は、業務上特に必要があるときは、前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の週休日について、別に定めることができる。

（週休日の振替等）

第5条 局長は、会計年度任用職員に前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、前2条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち期間（勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間をいう。）内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（通常の勤務日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間（3時間30分を下回らず4時間15分を超えない時間に限る。）であって、勤務の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものをいう。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（休暇の種類）

第6条 会計年度任用職員の休暇の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 年次休暇
- (2) 病気休暇
- (3) 特別休暇
- (4) 介護休暇

(5) 介護時間

（年次休暇）

第7条 会計年度任用職員は、一の休暇年度（4月1日から翌年の3月31日までの間をいう。以下同じ。）につき、1週間の勤務日数及び任用期間の月数（任用期間の初日の属する月から任用期間の末日の属する月までの月数をいう。以下同じ。）に応じ、別表第1に掲げる日数の年次休暇を受けることができる。ただし、1週間の勤務時間が30時間以上である会計年度任用職員にあつては、その者の1週間の勤務日数を5日とみなした場合における1週間の勤務日数及び任用期間の月数に応じた別表第1に掲げる日数の年次休暇を受けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、一の休暇年度において次の各号に掲げる職員（以下「各号職員」という。）であつた者（任用期間の初日が当該休暇年度に属する者に限る。）が引き続き会計年度任用職員に任用される場合（局長が定める場合を含む。）の年次休暇の日数は、1週間の勤務日数及び各号職員の任用期間（この項の規定により任用期間とみなしたものを含む。）の初日の属する月から会計年度任用職員の任用期間の末日の属する月までを任用期間とみなした場合におけるその者の任用期間の月数に応じた別表第1に掲げる日数から、各号職員の任用期間に付与された年次休暇の日数を減じて得た日数（0日を下回るときは、0日）に、各号職員の任用期間の年次休暇の残日数を加えて得た日数とする。

(1) 会計年度任用職員

(2) 川崎市職員の勤務時間、休日、休暇に関する条例（昭和34年川崎市条例第30号）第2条の適用を受ける職員

(3) 川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年川崎市条例第32号）第2条第1項の適用を受ける職員

(4) 法第3条第3項第3号に掲げる職員

3 前2項の規定にかかわらず、前休暇年度に各号職員であつた者（任用期間が継続する者に限る。）が引き続き会計年度任用職員に任用される場合（局長が定める場合を含む。）の年次休暇の日数は、1週間の勤務日数及び通算する任用期間の年数（継続する各号職員の任用期間の属する最初の休暇年度から当該休暇年度までの年数をいう。）に応じた別表第2に掲げる日数から、直前の各号職員の任用期間（当該休暇年度のものに限る。）に付与された年次休暇の日数（前休暇年度の年次休暇の残日数に相当するものを除く。）を減じて得た日数（0を下回るときは、0日）に、直前の各号職員の任用期間に付与された年次休暇の日数の残日数（前々休暇年度の4月2日以降に付与された年



次休暇の残日数に相当するものに限る。)を加えて得た日数とする。

4 前3項の規定を適用して得た年次休暇の日数が労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条の規定より付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

5 年次休暇は、1日又は1時間を単位として受けることができる。ただし、局長が別に定める場合にあっては、半日を単位として受けることができる。1時間単位の年次休暇は、1日の勤務時間(1時間未満の端数がある場合は、これを1時間に切り上げた時間とする。)をもって1日の年次休暇とする。

6 一の休暇年度において、受けることができる1時間単位の年次休暇は、5日を超えない範囲内とする。

7 年次休暇は、有給とする。

(年次休暇の請求等)

第8条 年次休暇は、会計年度任用職員の請求に基づき与えるものとする。ただし、局長は、業務に支障があると認めるときは、他の時期に与えることができる。

2 年次休暇を請求しようとする者は、あらかじめ局長に届け出なければならない。

3 会計年度任用職員は、病気、災害その他やむを得ない事情により、前項の規定によることができなかつた場合には、その勤務しなかつた日から週休日、休日、代休日及び代休時間(以下「週休日等」という。)を除いて3日以内に、その事由を付して局長に届け出なければならない。ただし、局長は、この期間内に届け出ることができない事由があつたと認めるときは、その期間の経過した後において提出された届出を受理することができる。

(年次休暇の時期の定め)

第9条 前条の規定にかかわらず、局長は、一の休暇年度における年次休暇(第7条の規定による年次休暇の日数が10日以上である会計年度任用職員に係るものに限る。以下この条において同じ。)の日数のうち5日については、当該休暇年度に、会計年度任用職員ごとにその時期を1日又は半日単位で定めることにより与えなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、局長は、休暇年度の中途に年次休暇を受けることができることとなつた会計年度任用職員であつて翌休暇年度に第7条第3項の規定による年次休暇を受けることとなるものにあつては、年次休暇を受けることができることとなつた日の属する月を始期として、翌休暇年度の3月を終期とする期間の月数を12で除した数に5を乗じた年次休暇の日数について、当該期間中にその時期を1日又は半日単位で定めることにより与えることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、前条の規定により1日

又は半日単位で与えられた年次休暇の日数分については、局長は、時期を定めることにより与えることを要しない。

4 局長は、前3項の規定により会計年度任用職員に年次休暇を時期を定めることにより与えるに当たっては、あらかじめ、その旨を当該会計年度任用職員に明らかにした上で、その時期について当該会計年度任用職員の意見を聴き、当該意見を尊重しなければならない。

(病気休暇)

第10条 会計年度任用職員は、別表第3に定めるとおり病気休暇を受けることができる。

2 病気休暇(別表第4に掲げる日数の範囲内で受けるものに限る。)は、有給とする。

3 病気休暇(前項に規定するものを除く。)については、川崎市交通局会計年度任用職員の給与等に関する規程(令和2年交通局規程第15号)第8条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同規程第7条後段の規定により読み替えられた同規程第12条の規定により算出された勤務1時間当たりの給与額を減額するものとする。

(特別休暇)

第11条 会計年度任用職員は、別表第5に定めるとおり特別休暇を受けることができる。

2 特別休暇(次項に規定するものを除く。)は、有給とする。

3 前条第3項の規定は、別表第5の事由欄に掲げる7から9まで、13及び14の事由による特別休暇について準用する。

(介護休暇)

第12条 会計年度任用職員(次の各号のいずれにも該当するものに限る。)は、要介護者の介護をするため、会計年度任用職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合には、介護休暇を受けることができる。

(1) 交通局に引き続き任用されている期間が1年以上である者

(2) 指定期間内において介護休暇を受ける日の初日から起算して93日を経過する日までに、その任用期間(交通局に引き続き任用されている場合にあっては、引き続き任用期間)が満了することが明らかでない者

(3) 1週間の勤務日数が3日以上又は1年間の勤務日数が121日以上である者

2 第10条第3項の規定は、介護休暇について準用する。



3 介護休暇の基準は、前2項に定めるもののほか、勤務時間規程第2条の適用を受ける職員の例による。

(介護時間)

第13条 会計年度任用職員（次の各号のいずれにも該当するものに限る。）は、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合には、介護時間を受けることができる。

- (1) 交通局に引き続き任用されている期間が1年以上である者
- (2) 1週間の勤務日数が3日以上又は1年間の勤務日数が121日以上である者
- (3) 1日の勤務時間が6時間15分以上の日がある者

2 第10条第3項の規定は、介護時間について準用する。

3 介護時間の基準は、前2項に定めるもののほか、勤務時間規程第2条の適用を受ける職員の例による。

(委任)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、局長が別に定める。

別表第1（第7条関係）

年次休暇日数表(1)

1週間の勤務日数	任用期間の月数						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月以上
5日以上	1日	2日	2日	3日	4日	5日	10日
4日	1日	1日	2日	2日	3日	3日	7日
3日	0日	1日	1日	2日	2日	3日	5日
2日	0日	0日	1日	1日	1日	2日	3日
1日	0日	0日	0日	0日	0日	1日	1日

別表第2（第7条関係）

年次休暇日数表(2)

1週間の勤務日数	通算する任用期間の年数					
	2年	3年	4年	5年	6年	7年以上
5日以上	11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

別表第3（第10条関係）

病気休暇の基準

事 由	期 間
1 負傷又は疾病（予防接種による著しい発熱等の場合を含む。）のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	1の年において次表に定める範囲内の期間で、医師の証明等に基づき最小限度必要と認める日又は時間
2 次表に定める期間を超えて、女子の会計年度任用職員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	医師の証明等に基づき最小限度必要と認める日又は時間
3 次表に定める期間を超えて、公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	医師の証明等に基づき最小限度必要と認める日又は時間

備考

「1の年」とは、休暇年度をいうものとする。

別表第4（第10条関係）

病気休暇日数表

1週間の勤務日数	任用期間の月数						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月以上
5日以上	1日	2日	2日	3日	4日	5日	10日
4日	1日	1日	2日	2日	3日	3日	7日
3日	0日	1日	1日	2日	2日	3日	5日
2日	0日	0日	1日	1日	1日	2日	3日
1日	0日	0日	0日	0日	0日	1日	1日

備考

1 別表第3中1の事由による病気休暇は、1の年（休暇年度をいう。次項において同じ。）において、会計年度任用職員の1週間の勤務日数及び任用期間の月数に応じこの表に掲げる日数とする。

2 会計年度任用職員が1の年において引き続き会計年度任用職員に任用される場合（局長が定める場合を含む。）の日数は、1週間の勤務日数及び最初の任用期間（この項の規定により任用期間とみなしたものを含む。）の初日の属する月から引き続き任用期間の末日の属する月までを任用期間とみなした場合におけるその者の任用期間の月数に応じたこの表に掲げる日数から、引き続き任用期間の初日の前日までに受けた別表第3中1の事由による病気休暇の日数を減じて得た日数（0日を下回るときは、0日）とする。

別表第5 (第11条関係)

特別休暇の基準

事由	期間
1 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合	その都度必要と認める時間
2 地震、水害、火災その他の災害による会計年度任用職員の現住居の滅失又は損壊	1週間を超えない範囲内での都度必要と認める期間
3 地震、水害、火災その他の災害時において、退勤途上における事故発生防止のための措置	その都度必要と認める時間
4 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭	同上
5 選挙権その他公民としての権利の行使	同上
6 会計年度任用職員の結婚	結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの期間内に連続する5日の範囲内の期間
7 会計年度任用職員の出産	分べん予定日前8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)目に当たる日から産後8週間目に当たる日までの期間内においてあらかじめ必要と認める期間
8 女性会計年度任用職員の生理	女性会計年度任用職員が請求した期間
9 会計年度任用職員の育児	会計年度任用職員が生後満1年6月に達しない子を育てる場合において1日2回それぞれ1回45分以内の時間(1回の勤務に割り振られた勤務時間が4時間以内の日にあつては、1日1回45分以内の時間)
10 忌引	付表第1に定める日数の範囲内において必要と認める期間
11 骨髄又は末梢(しょう)血幹細胞の提供	その都度必要と認める期間
12 夏季における健康保持	1の年の7月1日から9月30日までの間において付表第2に定める範囲内の期間
13 子の看護	9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する会計年度任用職員が、その子を看護する場合、1の年において付表第3に定める範囲内の期間

14 短期の介護	配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫若しくは兄弟姉妹又は会計年度任用職員と同居している父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者若しくは配偶者の子で、日常生活を営むのに支障があるもの(以下「短期の介護に係る要介護者」という。)の介護その他の世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行う場合、付表第4に定める範囲内の期間
----------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考

- 「1の年」とは、休暇年度をいうものとする。
- この表に定める期間には、週休日等を含むものとする。
- 特別休暇の基準は、この表に定めるもののほか勤務時間規程第2条の適用を受ける職員の例による。

別表第5の付表第1

忌引日数表

死亡した者		忌引日数
配偶者		10日
血族	1 親等の直系尊属(父母)	8日
	同 卑属(子)	8日
	2 親等の直系尊属(祖父母)	3日
	同 卑属(孫)	1日
	2 親等の傍系者(兄弟姉妹)	3日
	3 親等の傍系尊属(伯叔父母)	1日
姻族	1 親等の直系尊属	3日
	同 卑属	3日
	2 親等の直系尊属	1日
	2 親等の傍系者	1日
	3 親等の傍系尊属	1日

別表第5の付表第2

夏季休暇日数表

1週間の勤務日数	7月1日から9月30日までに おける任用期間の月数		
	3月	2月	1月
5日以上	5日	3日	1.5日
4日	4日	3日	1.5日
3日	3日	2日	1日
2日以下	0日	0日	0日

備考

- 会計年度任用職員の1週間の勤務日数及び7月1日から9月30日までにおける任用期間の月数に応じこの表に掲げる日数とする。

2 会計年度任用職員が1の年において引き続き会計年度任用職員に任用される場合（局長が定める場合を含む。）の日数は、1週間の勤務日数及び最初の任用期間（この項の規定により任用期間とみなしたものを含む。）の初日の属する月から引き続き任用期間の末日の属する月までを任用期間とみなした場合におけるその者の7月1日から9月30日までにおける任用期間の月数に応じたこの表に掲げる日数から、引き続き任用期間の初日の前日までに使用した日数を減じて得た日数（0日を下回るときは、0日）とする。

別表第5の付表第3

子の看護休暇日数表

養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）が1人の場合

1週間の勤務日数	任用期間の月数						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月以上
5日以上	1日	1日	1日	2日	3日	5日	7日
4日	1日	1日	1日	1日	2日	5日	5日
3日	0日	1日	1日	1日	1日	5日	5日
2日	0日	0日	1日	1日	1日	1日	2日
1日	0日	0日	0日	0日	0日	1日	1日

養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）が2人以上の場合

1週間の勤務日数	任用期間の月数						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月以上
5日以上	1日	2日	2日	3日	4日	10日	10日
4日	1日	1日	2日	2日	3日	10日	10日
3日	0日	1日	1日	2日	2日	10日	10日
2日	0日	0日	1日	1日	1日	2日	3日
1日	0日	0日	0日	0日	0日	1日	1日

備考

- 1 会計年度任用職員が養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）の人数（以下「子の人数」という。）、1週間の勤務日数及び任用期間の月数に応じこの表に掲げる日数とする。
- 2 会計年度任用職員が1の年において引き続き会計年度任用職員に任用される場合（局長が定める場合を含む。）の日数は、子の人数、1週間の勤務日数及び最初の任用期間（この項の規定により任用期間とみなしたものを含む。）の初日の属する月から引き続き任用期間の末日の属する月までを任用期間とみなした場合におけるその者の任用期間の月数に応じたこの表に掲げる日数から、引き続き任用期間の初日の前日までに

使用した日数を減じて得た日数（0を下回るときは、0日）とする。

別表第5の付表第4

短期の介護休暇日数表

短期の介護に係る要介護者が1人の場合

1週間の勤務日数	任用期間の月数						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月以上
5日以上	1日	1日	1日	2日	2日	5日	5日
4日	1日	1日	1日	1日	2日	5日	5日
3日	0日	1日	1日	1日	1日	5日	5日
2日	0日	0日	1日	1日	1日	1日	2日
1日	0日	0日	0日	0日	0日	1日	1日

短期の介護に係る要介護者が2人以上の場合

1週間の勤務日数	任用期間の月数						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月以上
5日以上	1日	2日	2日	3日	4日	10日	10日
4日	0日	1日	2日	2日	3日	10日	10日
3日	0日	1日	1日	2日	2日	10日	10日
2日	0日	0日	1日	1日	1日	2日	3日
1日	0日	0日	0日	0日	0日	1日	1日

備考

- 1 会計年度任用職員が介護その他の世話をを行う短期の介護に係る要介護者の人数（以下「要介護者の人数」という。）、1週間の勤務日数及び任用期間の月数に応じこの表に掲げる日数とする。
- 2 会計年度任用職員が1の年において引き続き会計年度任用職員に任用される場合（局長が定める場合を含む。）の日数は、要介護者の人数、1週間の勤務日数及び最初の任用期間（この項の規定により任用期間とみなしたものを含む。）の初日の属する月から引き続き任用期間の末日の属する月までを任用期間とみなした場合におけるその者の任用期間の月数に応じたこの表に掲げる日数から、引き続き任用期間の初日の前日までに使用した日数を減じて得た日数（0を下回るときは、0日）とする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第21号

川崎市交通局会計年度任用職員のうち特別の勤務に従事する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊見 洋之

川崎市交通局会計年度任用職員のうち特別の勤務に従事する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成元年交通局規程第6号。以下「勤務時間規程」という。）第13条の規定に基づき、職務の性質により特別の勤務に従事する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務時間等)

第2条 会計年度任用職員（次項に規定する会計年度任用職員を除く。）の勤務時間は、休憩時間を除き1週間について38時間45分を超えない範囲内において交通局長（以下「局長」という。）が定める時間とし、休憩時間を除き1日につき7時間45分を超えない範囲内で割り振るものとする。

2 会計年度任用職員のうち、自動車運転業務会計年度任用職員及び自動車運転業務短時間会計年度任用職員の勤務時間は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条の2に規定する1月を単位とする変形労働時間制に基づくものとし、休憩時間（睡眠時間を含む。）を除き1月を平均した1週間当たりの勤務時間は、自動車運転業務会計年度任用職員については31時間、自動車運転業務短時間会計年度任用職員については20時間とする。

3 前項に規定する会計年度任用職員の勤務時間は、毎月1日を起算日とし、所属長が定める。

4 所属長は、第2項に規定する会計年度任用職員の1月の勤務時間等を定めた勤務計画を起算日の前日までに確定し、会計年度任用職員に示すものとする。

(週休日)

第3条 会計年度任用職員の週休日は、勤務内容等に応じ1週間について1日以上又は4週間を通じて4日以上の週休日を与えるものとし、職ごとの週休日については、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(勤務時間等の割振り)

第4条 第2条第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間等は、別表第1のとおりとする。ただし、局長が業務の都合により必要と認めるときは、別表第1に規定する会計年度任用職員の勤務時間を臨時に繰り上げ、又は繰り下げる等の方法により変更することができる。

2 前項に定めるもののほか、勤務内容等が別表第1に規定する会計年度任用職員と同等又はこれに相当する会計年度任用職員については、別表第1の規定を準用

する。

3 第2条第2項に規定する会計年度任用職員の勤務時間等は、別表第2のとおりとする。

4 所属長は、第2条第2項に規定する会計年度任用職員の勤務時間等について、次の各号に掲げる場合に限り、勤務計画の確定後も変更することができる。

(1) 災害、事故等の緊急事態が発生した場合

(2) 職員の年次休暇、病気休暇等の取得による要員の不足等により、交通局の事業運営に支障が生ずるおそれがある場合

(休日)

第5条 会計年度任用職員の休日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日、1月1日（日曜日に当たる場合に限る。）、同月2日（月曜日に当たる場合を除く。）、同月3日及び12月29日から同月31日までとする。

2 休日と週休日とが重複するときは、その日は、週休日とする。

3 休日における正規の勤務時間に係る会計年度任用職員（営業所の事務に従事する会計年度任用職員を除く。）の勤務は、特に勤務することを免除される場合を除き、勤務するものとする。

4 祝日法に規定する休日が会計年度任用職員の週休日（当該会計年度任用職員の週休日のうち日曜日に相当する日として局長が会計年度任用職員ごとに指定する週休日）に当たるときは、当該日の直後の正規の勤務日（その日が祝日法に規定する休日又は1月2日（月曜日に当たる場合を除く。）若しくは同月3日に当たるときは、これらの日の直後の正規の勤務日をいう。）を休日とする。ただし、会計年度任用職員の正規の勤務時間の割り振りの事情により、局長が他の日とすることについて必要と認めるときは、その日とする。

(時間外勤務)

第6条 局長は、公務のため臨時に必要があるときは、会計年度任用職員に対し、正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は週休日に勤務することを命じることができる。

(年次有給休暇の日数)

第7条 会計年度任用職員が一の休暇年度（4月1日から翌年の3月31日までの間をいう。）につき、受けることができる年次休暇の日数については、川崎市交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和2年交通局規程第20号。以下「会計年度任用職員勤務時間規程」という。）第7条第1項の規定を準用する。ただし、会計年度任用職員勤務時間規程別表第1における1週間の勤務日数は、第4条第3項の規定に基づき局長が52週間を超えない範囲内で定める期間ごとに週休日及び勤務時間の割振りについて別に定



める場合にあつては、当該期間に勤務時間が割り振られている日数を当該期間の週の数で除して得た日数（その日数が5日以上となるときは1日未満の端数を切り捨て、5日未満となるときは1日未満の端数を四捨五入して得た日数）とする。

（特別休暇の基準）

第8条 会計年度任用職員勤務時間規程第12条に規定する特別休暇のうち、夏季における健康保持を事由とする特別休暇の基準は、別表第3のとおりとする。

（準用）

第9条 会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等について、この規程に定めのない事項については、会計年度任用職員勤務時間規程を準用する。

（その他必要事項）

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、局長が別に定める。

別表第1（第3条、第4条関係）

種別	勤務形態	勤務時間	休憩時間	週休日
営業所の事務に従事する会計年度任用職員	日勤勤務又は変則勤務とし、職ごとに局長が別に定める。	1週間について38時間45分を超えない範囲とし、1日につき7時間45分を超えない範囲内で割り振るものとする。その割り振りについては、職ごとに局長が別に定める。	原則、勤務時間帯の途中において60分とする。ただし、1日の勤務時間が6時間未満である場合は、原則なしとする。	1週間について1日以上又は4週間を通じて4日以上の上又は4週間を越えて1日以上のものを与えるものとし、職ごとの週休日は、局長が別に定める。
自動車の整備に従事する会計年度任用職員				
誘導業務に従事する会計年度任用職員				

別表第2（第3条、第4条関係）

種別	勤務形態	1月の勤務時間（勤務時間等を割り振る者）		休憩時間	週休日
		1月の日数から当該月に割り振られた週休日の日数を差し引いた日数	勤務時間		
自動車運転業務短時間会計年度任用職員	変則勤務（変形労働）	15日	116時間15分（営業所長）	1回の勤務において原則として60分	1年につき156日を超えない範囲とする。
		16日	124時間（営業所長）		
		17日	131時間45分（営業所長）		

		18日	139時間30分（営業所長）		
自動車運転業務会計年度任用職員	変則勤務（変形労働）	19日	76時間（営業所長）	原則なし	1年につき104日を超えない範囲とする。
		20日	80時間（営業所長）		
		21日	84時間（営業所長）		
		22日	88時間（営業所長）		

別表第3（第8条関係）

事由	期間
夏季における健康保持	1の年の7月1日から9月30日までの間（第2条の適用を受ける会計年度任用職員（自動車の整備に従事する会計年度任用職員を除く。）にあつては、1の年の5月1日から10月31日までの間）において、5日の範囲内の期間

備考

- 「1の年」とは、休暇年度をいうものとする。
- 1の年の7月1日以後（第2条の適用を受ける会計年度任用職員（自動車の整備に従事する会計年度任用職員を除く。）にあつては、1の年の5月1日以後）に採用等された会計年度任用職員が当該年に受けることができる期間は、その者の採用等の日の属する月に応じ、付表に定める日数の範囲内の期間とする。
- 付与日数の単位は、1日又は半日とする。
- この休暇は、業務に支障がある場合は、請求の時期を変更して与えることができる。

別表第3の付表

自動車の整備に従事する会計年度任用職員を除く会計年度任用職員に適用する夏季における健康保持による休暇日数表

1週間当たりの勤務日数	採用等の日の属する月別の休暇の日数					
	5月	6月	7月	8月	9月	10月
5日	5日	5日	5日	3日	1.5日	—
4日	4日	4日	4日	2.5日	1日	—
3日	3日	3日	3日	2日	1日	—
2日	2日	2日	2日	1日	0.5日	—
1日	1日	1日	1日	0.5日	—	—

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第22号

川崎市交通局分課分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 邊 見 洋 之  
川崎市交通局分課分掌規程の一部を改正する規程

川崎市交通局分課分掌規程（昭和27年交通部規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の表を次のように改める。

企画管理部

庶務課

- (1) 職員の勤務条件に関する事。
- (2) 労働組合との調整に関する事。
- (3) 職員の給与に関する事。
- (4) 職員の福利厚生に関する事。
- (5) 職員の被服の貸与に関する事。

庶務係

- (1) 局内の連絡調整に関する事。
- (2) 課の庶務に関する事。
- (3) 条例、規程等の調整及び審査に関する事。
- (4) 公文書の收受発送及び保管に関する事。
- (5) 公印の総括管理に関する事。
- (6) 市議会に関する事。
- (7) 危機管理の総合調整に関する事。
- (8) 広報及び広聴の総合調整に関する事。
- (9) 局報の発行に関する事。
- (10) 庁内管理に関する事。
- (11) 乗用自動車の管理に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
- (12) 局内他課の主管に属しない事。

職員係

- (1) 職員の任免、分限、賞罰、服務その他身分取扱いに関する事。
- (2) 職員計画に関する事。
- (3) 職員の選考に関する事。
- (4) 職員の人事評価に関する事。
- (5) 職員の研修に関する事（安全・サービス課の所管に属するものを除く。）
- (6) 職員の公務災害に関する事。
- (7) 職員の衛生管理及び安全管理に関する事。

経営企画課

- (1) 経営計画の策定、調整及び進行管理に関する事。
- (2) 経営の分析及び改善に関する事。
- (3) 企画及び総合調整に関する事。
- (4) 局の行財政改革の推進に関する事。
- (5) 国庫補助金に関する事。
- (6) 情報化推進の総合調整に関する事。

経理課

- (1) 工事その他の請負契約に関する事。

- (2) 物件の購入及び修繕契約に関する事。
- (3) 物件の売却契約に関する事。
- (4) その他用度に関する事。

出納係

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 預金現金及び有価証券の出納及び保管に関する事。
- (3) 会計証拠書類及び会計帳簿の審査保管に関する事。
- (4) 出納及び収納取扱金融機関に関する事。
- (5) 資金調達（企業債を除く。）に関する事。
- (6) 債券の管理、保管及び受取利息に関する事。
- (7) 固定資産の総括管理及び減価償却に関する事。
- (8) 財産の損害保険に関する事（安全・サービス課が所管するものを除く。）。
- (9) 不用品の処分に関する事。
- (10) 課内他係の主管に属しない事。

財務係

- (1) 予算及び決算に関する事。
- (2) 企業債に関する事。
- (3) 財務諸表の作成に関する事。

自動車部

管理課

- (1) 部内の連絡調整及び営業所の総括管理に関する事。
- (2) 乗車券類に関する事。
- (3) 乗車料金に関する事。
- (4) 運輸収入等の精算に関する事。
- (5) 営業成績その他諸統計に関する事。
- (6) 乗車券発売所に関する事。
- (7) 停留所施設の整備及び維持管理に関する事。
- (8) 営業所施設の管理、改修等に関する事。
- (9) 広報に関する事。
- (10) 貸切バス事業に関する事。
- (11) 広告に関する事。
- (12) その他営業推進に関する事。
- (13) 部内他課の主管に属しない事。

運輸課

運輸係

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 運行に関する事。
- (3) 運行計画の策定、変更及び実施に関する事。
- (4) 走行環境整備に関する事。
- (5) 自動車運転手及び誘導員の配置計画に関する事。
- (6) 車内放送及び方向幕に関する事。
- (7) 課内他係の主管に属しない事。

車両係

- (1) 営業車両の維持管理に関する事。
- (2) 営業車両の整備及び検査の計画に関する事。
- (3) 営業車両の仕様に関する事。
- (4) 営業所整備係との指導連絡調整に関する事。

- (5) 営業所整備係員の配置計画に関すること。  
安全・サービス課
- (1) 輸送の安全の確保に係る基本的な方針及び計画の策定並びに事業の実施に関すること。
- (2) 輸送の安全の確保に係る内部監査の実施及び業務の改善に関すること。
- (3) 輸送の安全に係る文書等の管理及び情報の公表その他運輸安全マネジメントに関すること。
- (4) 自動車運転手の指導教育に関すること。
- (5) 自動車の保険及び事故に関すること。
- (6) お客様サービスの向上に係る調査、分析及び企画に関すること。
- (7) 広聴に関すること。
- 附 則  
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

#### 川崎市交通局規程第23号

川崎市交通局企業職員の人事評価に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 邊見洋之

川崎市交通局企業職員の人事評価に関する  
規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の人事評価に関する規程（平成18年交通局規程第20号）の一部を次のように改正する。  
第3条第1項中「次に掲げる職員」を「局長に相当する職にある職員」に改め、同条各号を削る。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。  
(会計年度任用職員の人事評価)

第14条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の人事評価の基準及び方法に関する事項  
その他人事評価に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

#### 川崎市交通局規程第24号

川崎市交通局企業職員の職名等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 邊見洋之

川崎市交通局企業職員の職名等に関する規  
程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の職名等に関する規程（昭和39年交通局規程第15号）の一部を次のように改正する。

第4条中「職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任

用職員(以下「会計年度任用職員」という。)及び同法第3条第3項第3号に規定する職の職員を除く。)]を加える。

第6条を次のように改める。

(会計年度任用職員等の職名)

第6条 会計年度任用職員及び地方公務員法第3条第3項第3号に規定する職の職員の職名については、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

#### 川崎市交通局規程第25号

川崎市交通局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 邊見洋之

川崎市交通局企業職員出勤記録整理規程の  
一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員出勤記録整理規程（平成13年交通局規程第17号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）に係る出勤記録については、前2項の規定にかかわらず、前2項の規定に準じて表示するものとする。

第6条第2項に次のただし書きを加える。

ただし、会計年度任用職員については、この限りでない。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

#### 川崎市交通局規程第26号

川崎市交通局企業職員の条件付採用期間における勤務評定に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 邊見洋之

川崎市交通局企業職員の条件付採用期間に  
おける勤務評定に関する規程の一部を改正  
する規程

川崎市交通局企業職員の条件付採用期間における勤務評定に関する規程（平成18年交通局規程第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第22条第1項」を「第22条」に改め、「ある職員」の次に「並びに同法第22条の2第1項に規定す

る会計年度任用職員」を加える。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

## 交 通 局 告 示

### 川崎市交通局告示第1号

公金徴収業務の委託について

川崎市交通局上平間営業所の管理の委託に伴う公金の徴収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

令和2年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊見洋之

- 1 受託者の所在地及び名称  
所在地 川崎市川崎区中瀬3丁目21番6号  
名 称 川崎鶴見臨港バス株式会社  
代表者 取締役社長 田中 伸介
- 2 委託する業務の種類  
川崎市交通局上平間営業所の管理の委託に伴う公金の徴収
- 3 委託期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

### 川崎市交通局告示第2号

公金徴収業務の委託について

川崎市交通局井田営業所の管理の委託に伴う公金の徴収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

令和2年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊見洋之

- 1 受託者の所在地及び名称  
所在地 藤沢市辻堂新町3丁目4番23号  
名 称 神奈川中央交通東株式会社  
代表者 代表取締役社長 住吉 利夫
- 2 委託する業務の種類  
川崎市交通局井田営業所の管理の委託に伴う公金の徴収
- 3 委託期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

### 川崎市交通局告示第3号

公金徴収業務の委託について

東急バス小杉案内所における公金の徴収業務を次のと

おり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

令和2年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊見洋之

- 1 受託者の所在地及び名称  
所在地 東京都目黒区東山三丁目8番地1  
名 称 東急バス株式会社  
代表者 取締役社長 山口 哲生
- 2 委託する業務の種類  
東急バス新百合ヶ丘案内所における公金の徴収
- 3 委託期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

### 川崎市交通局告示第4号

公金徴収業務の委託について

小田急バス新百合ヶ丘案内所における公金の徴収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

令和2年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊見洋之

- 1 受託者の所在地及び名称  
所在地 東京都調布市仙川町二丁目19番地5  
名 称 小田急バス株式会社  
代表者 取締役社長 抱山 洋之
- 2 委託する業務の種類  
小田急バス新百合ヶ丘案内所における公金の徴収
- 3 委託期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

### 川崎市交通局告示第5号

公金徴収業務の委託について

上作延停留所及び上作団地前停留所における公金の徴収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

令和2年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊見洋之

- 1 受託者の所在地及び名称  
所在地 川崎市高津区久本一丁目2番5号  
名 称 株式会社互幸ワークス  
代表者 代表取締役 竹中 伸幸
- 2 委託する業務の種類  
上作延停留所及び上作団地前停留所における公金の



徴収業務

## 3 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

**交 通 局 訓 令****川崎市交通局訓令第1号**局内一般  
営業所

川崎市交通局職員安全衛生委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 邊見洋之

川崎市交通局職員安全衛生委員会規程の一部を改正する訓令

川崎市交通局職員安全衛生委員会規程（昭和49年交通局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1委員の欄中「庶務課長」の次に「、庶務課担当課長（労務担当）」を加え、「、担当課長（労務担当）」を削る。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

**川崎市交通局訓令第2号**局内一般  
営業所

川崎市交通局企業職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 邊見洋之

川崎市交通局企業職員服務規程の一部を改正する訓令

川崎市交通局企業職員服務規程（平成18年交通局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）については、任用に係る通知後に所属長又はその指名する職員の面前で行うものとする。

第4条第1項中「職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第5条第1項中「職員は」を「職員（会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除く。）は」に改める。

第7条第1項中「職員は」を「職員（会計年度任用職

員（自動車運転業務会計年度任用職員及び自動車運転業務短時間会計年度任用職員を除く。）を除く。以下この条において同じ。）は」に改める。

第12条第6項中「職員が」を「職員（会計年度任用職員を除く。）が」に改め、同条第7項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 会計年度任用職員が、年次休暇以外の休暇の承認を受けるには、休暇の種類及び事由に応じて、勤務しないことが相当であると認められる事実を休暇を申請する際に付記するとともに、次に掲げる場合には、医師の診断書又は書面を提出しなければならない。

(1) 病気休暇又は特別休暇の承認を求める場合（勤務時間等規程第12条の5第5項第1号に規定する局長が別に定める場合を除く。）

(2) 介護休暇又は介護時間の承認を求めるに当たって、局長がその事由を確認する必要があると認める場合

第18条中「規定する職員」の次に「及び会計年度任用職員」を、「代わる代休日」の次に「をいう。次項において同じ。」を加え、同条に次の2項を加える。

2 川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程第19条第1項に規定する職員が正規の勤務時間以外に勤務した場合、又は勤務時間等規程第5条に規定する休日に勤務した場合は、所要の手続きをとり、上司に報告しなければならない。

3 会計年度任用職員については、第1項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて、所要の手続きをとり、所属長の命令を受けなければならない。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

**病 院 局 規 程****川崎市病院局規程第3号**

川崎市病院局賠償責任職員の指定等に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和2年3月17日

川崎市病院事業管理者 増田純一

川崎市病院局賠償責任職員の指定等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市病院局賠償責任職員の指定等に関する規程（平成17年川崎市病院局規程第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の2第1項」に改める。

第2条中「第243条の2第1項後段」を「第243条の2

の2第1項後段)に改め、同条第5号中「企業法第34条の規定において準用する」を削る。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市病院局規程第4号

川崎市病院局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市病院事業管理者 増田 純一  
川崎市病院局会計年度任用職員の勤務時間、  
休暇等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成17年川崎市病院局規程第15号。以下「勤務時間規程」という。)第22条の規定に基づき、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務時間、休暇等)

第2条 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等は、この規程に定めるものを除き、勤務時間規程第2条の適用を受ける職員の例による。

(1週間の勤務時間及び割振り)

第3条 会計年度任用職員の1週間の勤務時間は、休憩時間を除き38時間45分を超えない範囲内において病院事業管理者(以下「管理者」という。)が定める時間とし、1日につき7時間45分を超えない範囲内で割り振るものとする。

(週休日)

第4条 日曜日及び土曜日は週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。

2 管理者は、前項の規定にかかわらず、特別の勤務に従事する会計年度任用職員については、52週間を超えない範囲内で定める期間ごとに週休日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

(週休日の振替等)

第5条 管理者は、会計年度任用職員に前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、前2条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)のうち期間(勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間をいう。)内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる

必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間(通常の勤務日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間(3時間30分を下回らず4時間15分を超えない時間に限る。))であつて、勤務の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものをいう。)を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(休暇の種類)

第6条 会計年度任用職員の休暇の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 年次休暇
- (2) 病気休暇
- (3) 特別休暇
- (4) 介護休暇
- (5) 介護時間

(年次休暇)

第7条 会計年度任用職員は、一の休暇年度(4月1日から翌年の3月31日までの間をいう。以下同じ。)につき、1週間の勤務日数(第4条第2項の規定に基づき管理者が52週間を超えない範囲内で定める期間ごとに週休日及び勤務時間の割振りについて別に定める場合にあっては、当該期間に勤務時間が割り振られている日数を当該期間の週の数で除して得た日数(その日数が5日以上となるときは1日未満の端数を切り捨て、5日未満となるときは1日未満の端数を四捨五入して得た日数をいう。)。以下同じ。)及び任用期間の月数(任用期間の初日の属する月から任用期間の末日の属する月までの月数をいう。以下同じ。)に応じ、別表第1に掲げる日数の年次休暇を受けることができる。ただし、1週間の勤務時間が30時間以上である会計年度任用職員にあっては、その者の1週間の勤務日数を5日とみなした場合における1週間の勤務日数及び任用期間の月数に応じた別表第1に掲げる日数の年次休暇を受けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、一の休暇年度において次の各号に掲げる職員(以下「各号職員」という。)であった者(任用期間の初日が当該休暇年度に属する者に限る。)が引き続き会計年度任用職員に任用される場合(一の休暇年度において任用期間の初日前10日間に各号職員であった者が、会計年度任用職員に任用される場合を含む。)の年次休暇の日数は、1週間の勤務日数及び各号職員の任用期間(この項の規定により引き続き任用期間とみなしたものを含む。)の初日の属する月から会計年度任用職員の任用期間の末日の属する月までを任用期間とみなした場合におけるその者の任用期間の月数に応じた別表第1に掲げる日数から、各号職員の任用期間に付与された年次休暇の日数

を減じて得た日数（0日を下回るときは、0日）に、各号職員の任用期間の年次休暇の残日数を加えて得た日数とする。

(1) 会計年度任用職員

(2) 川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和34年川崎市条例第30号）第2条の適用を受ける職員

(3) 川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年川崎市条例第32号）第2条第1項の適用を受ける職員

(4) 法第3条第3項第3号に掲げる職員

3 前2項の規定にかかわらず、前休暇年度に各号職員であった者（任用期間が継続する者に限る。）が引き続き会計年度任用職員に任用される場合（任用期間の初日前10日間に各号職員であった者（前休暇年度において各号職員であって任用期間が継続するものに限る。）が、会計年度任用職員に任用される場合を含む。）の年次休暇の日数は、1週間の勤務日数及び通算する任用期間の年数（継続する各号職員の任用期間の属する最初の休暇年度から当該休暇年度までの年数をいう。）に応じた別表第2に掲げる日数から、直前の各号職員の任用期間（当該休暇年度のものに限る。）に付与された年次休暇の日数（前休暇年度の年次休暇の残日数に相当するものを除く。）を減じて得た日数（0を下回るときは、0日）に、直前の各号職員の任用期間に付与された年次休暇の日数の残日数（前々休暇年度の4月2日以降に付与された年次休暇の残日数に相当するものに限る。）を加えて得た日数とする。

4 前3項の規定を適用して得た年次休暇の日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

5 年次休暇は、1日又は1時間を単位として受けることができる。ただし、管理者が別に定める場合にあっては、半日を単位として受けることができる。1時間単位の年次休暇は、1日の勤務時間（1時間未満の端数がある場合は、これを1時間に切り上げた時間とする。）をもって1日の年次休暇とする。

6 一の休暇年度において、受けることができる1時間単位の年次休暇は、5日を超えない範囲内とする。

7 年次休暇は、有給とする。

（年次休暇の請求等）

第8条 年次休暇は、会計年度任用職員の請求に基づき与えるものとする。ただし、管理者は、業務に支障があると認めるときは、他の時期に与えることができる。

2 年次休暇を請求しようとする者は、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

3 会計年度任用職員は、病気、災害その他やむを得ない事情により、前項の規定によることができなかつた場合には、その勤務しなかつた日から週休日、休日、代休日及び代休時間（以下「週休日等」という。）を除いて3日以内に、その事由を付して管理者に届け出なければならない。ただし、管理者は、この期間内に届け出ることができない事由があつたと認めるときは、その期間の経過した後において提出された届出を受取することができる。

（年次休暇の時期の定め）

第9条 前条の規定にかかわらず、管理者は、一の休暇年度における年次休暇（第7条の規定による年次休暇の日数が10日以上である会計年度任用職員に係るものに限る。以下この条において同じ。）の日数のうち5日については、当該休暇年度に、会計年度任用職員ごとにその時期を1日又は半日単位で定めることにより与えなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、休暇年度の中途に年次休暇を受けることができることとなつた会計年度任用職員であつて翌休暇年度に第7条第3項の規定による年次休暇を受けることとなるものにあつては、年次休暇を受けることができることとなつた日の属する月を始期として、翌休暇年度の3月を終期とする期間の月数を12で除した数に5を乗じた年次休暇の日数について、当該期間中にその時期を1日又は半日単位で定めることにより与えることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、前条の規定により1日又は半日単位で与えられた年次休暇の日数分については、管理者は、時期を定めることにより与えることを要しない。

4 管理者は、前3項の規定により会計年度任用職員に年次休暇を時期を定めることにより与えるに当たっては、あらかじめ、その旨を当該会計年度任用職員に明らかにした上で、その時期について当該会計年度任用職員の意見を聴き、当該意見を尊重しなければならない。

（病気休暇）

第10条 会計年度任用職員は、別表第3に定めるとおり病気休暇を受けることができる。

2 病気休暇（別表第4に掲げる日数の範囲内で受けるものに限る。）は、有給とする。

3 病気休暇（前項に規定するものを除く。）については、川崎市病院局会計年度任用職員の給与等に関する規程（令和2年川崎市病院局規程第5号）第8条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同規程第7条後段の規定により読み替えられた同規程第12条の規定により算出された勤務1時間当たりの給与額を減額するものとする。

(特別休暇)

第11条 会計年度任用職員は、別表第5に定めるとおり特別休暇を受けることができる。

2 特別休暇(次項に規定するものを除く。)は、有給とする。

3 前条第3項の規定は、別表第5の事由欄に掲げる7から9まで、13及び14の事由による特別休暇について準用する。

(介護休暇)

第12条 会計年度任用職員(次の各号のいずれにも該当するものに限る。)は、要介護者の介護をするため、会計年度任用職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合には、介護休暇を受けることができる。

(1) 管理者に引き続き任用されている期間が1年以上である者

(2) 指定期間内において介護休暇を受ける日の初日から起算して93日を経過する日までに、その任用期間(管理者に引き続き任用されている場合にあつては、引き続き任用期間)が満了することが明らかでない者

(3) 1週間の勤務日数が3日以上又は1年間の勤務日数が121日以上である者

2 第10条第3項の規定は、介護休暇について準用する。

3 介護休暇の基準は、前2項に定めるもののほか、勤務時間規程第2条の適用を受ける職員の例による。

(介護時間)

第13条 会計年度任用職員(次の各号のいずれにも該当するものに限る。)は、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合には、介護時間を受けることができる。

(1) 管理者に引き続き任用されている期間が1年以上である者

(2) 1週間の勤務日数が3日以上又は1年間の勤務日数が121日以上である者

(3) 1日の勤務時間が6時間15分以上の日がある者

2 第10条第3項の規定は、介護時間について準用する。

3 介護時間の基準は、前2項に定めるもののほか、勤務時間規程第2条の適用を受ける職員の例による。

(委任)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、管理者が

別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第7条関係)

年次休暇日数表(1)

1週間の勤務日数	任用期間の月数						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月以上
5日以上	1日	2日	2日	3日	4日	5日	10日
4日	1日	1日	2日	2日	3日	3日	7日
3日	0日	1日	1日	2日	2日	3日	5日
2日	0日	0日	1日	1日	1日	2日	3日
1日	0日	0日	0日	0日	0日	1日	1日

別表第2(第7条関係)

年次休暇日数表(2)

1週間の勤務日数	通算する任用期間の年数					
	2年	3年	4年	5年	6年	7年以上
5日以上	11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

別表第3(第10条関係)

病気休暇の基準

事 由	期 間
1 負傷又は疾病(予防接種による著しい発熱等の場合を含む。)のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	1の年において次表に定める範囲内の期間で、医師の証明等に基づき最小限度必要と認める日又は時間
2 次表に定める期間を超えて、女子の会計年度任用職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	医師の証明等に基づき最小限度必要と認める日又は時間
3 次表に定める期間を超えて、公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	医師の証明等に基づき最小限度必要と認める日又は時間

備考

「1の年」とは、休暇年度をいうものとする。



別表第4 (第10条関係)

病気休暇日数表

1週間の勤務日数	任用期間の月数						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月以上
5日以上	1日	2日	2日	3日	4日	5日	10日
4日	1日	1日	2日	2日	3日	3日	7日
3日	0日	1日	1日	2日	2日	3日	5日
2日	0日	0日	1日	1日	1日	2日	3日
1日	0日	0日	0日	0日	0日	1日	1日

備考

- 別表第3中1の事由による病気休暇は、1の年(休暇年度をいう。次項において同じ。)において、会計年度任用職員の1週間の勤務日数及び任用期間の月数に応じこの表に掲げる日数とする。
- 会計年度任用職員が1の年において引き続き会計年度任用職員に任用される場合(1の年において任用期間の初日前10日間に会計年度任用職員であった者が、会計年度任用職員に任用される場合を含む。)の日数は、1週間の勤務日数及び最初の任用期間(この項の規定により任用期間とみなしたものを含む。)の初日の属する月から引き続き任用期間の末日の属する月までを任用期間とみなした場合におけるその者の任用期間の月数に応じたこの表に掲げる日数から、引き続き任用期間の初日の前日までに受けた別表第3中1の事由による病気休暇の日数を減じて得た日数(0日を下回るときは、0日)とする。

別表第5 (第11条関係)

特別休暇の基準

事 由	期 間
1 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合	その都度必要と認める時間
2 地震、水害、火災その他の災害による会計年度任用職員の現住居の滅失又は損壊	1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
3 地震、水害、火災その他の災害時において、退勤途上における事故発生防止のための措置	その都度必要と認める時間
4 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭	同上
5 選挙権その他公民としての権利の行使	同上

6 会計年度任用職員の結婚	結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの期間内に連続する5日の範囲内の期間
7 会計年度任用職員の出産	分べん予定日前8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)日に当たる日から産後8週間日に当たる日までの期間内においてあらかじめ必要と認める期間
8 女性会計年度任用職員の生理	女性会計年度任用職員が請求した期間
9 会計年度任用職員の育児	会計年度任用職員が生後満1年6月に達しない子を育てる場合において1日2回それぞれ1回45分以内の時間(1回の勤務に割り振られた勤務時間が4時間以内の日にあつては、1日1回45分以内の時間)
10 忌引	付表第1に定める日数の範囲内において必要と認める期間
11 骨髄又は末梢(しょう)血幹細胞の提供	その都度必要と認める期間
12 夏季における健康保持	1の年の7月1日から9月30日までの間(勤務時間規程第2条の適用を受ける職員との権衡及び職務の特殊性を考慮して管理者が必要と認める会計年度任用職員にあつては、1の年の6月1日から10月31日までの間)において付表第2に定める範囲内の期間
13 子の看護	9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する会計年度任用職員が、その子を看護する場合、1の年において付表第3に定める範囲内の期間
14 短期の介護	配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫若しくは兄弟姉妹又は会計年度任用職員と同居している父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者若しくは配偶者の子で、日常生活を営むのに支障があるもの(以下「短期の介護に係る要介護者」という。)の介護その他の世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行う場合、付表第4に定める範囲内の期間

備考

- 「1の年」とは、休暇年度をいうものとする。
- この表に定める期間には、週休日等を含むものとする。
- 特別休暇の基準は、この表に定めるもののほか勤務

時間規程第2条の適用を受ける職員の例による。

別表第5の付表第1

忌引日数表

死亡した者		忌引日数
配偶者		10日
血族	1 親等の直系尊属 (父母)	8日
	同 卑属 (子)	8日
	2 親等の直系尊属 (祖父母)	3日
	同 卑属 (孫)	1日
	2 親等の傍系者 (兄弟姉妹)	3日
	3 親等の傍系尊属 (伯叔父母)	1日
姻族	1 親等の直系尊属	3日
	同 卑属	3日
	2 親等の直系尊属	1日
	2 親等の傍系者	1日
	3 親等の傍系尊属	1日

別表第5の付表第2

夏季休暇日数表

1週間の勤務日数	7月1日から9月30日までに おける任用期間の月数		
	3月	2月	1月
5日以上	5日	3日	1.5日
4日	4日	3日	1.5日
3日	3日	2日	1日
2日以下	0日	0日	0日

備考

- 1 会計年度任用職員の1週間の勤務日数及び7月1日から9月30日までににおける任用期間の月数に応じこの表に掲げる日数とする。
- 2 会計年度任用職員が1の年において引き続き会計年度任用職員に任用される場合（1の年において任用期間の初日前10日間に会計年度任用職員であった者が、会計年度任用職員に任用される場合を含む。）の日数は、1週間の勤務日数及び最初の任用期間（この項の規定により任用期間とみなしたものを含む。）の初日の属する月から引き続き任用期間の末日の属する月までを任用期間とみなした場合におけるその者の7月1日から9月30日までににおける任用期間の月数に応じたこの表に掲げる日数から、引き続き任用期間の初日の前日までに使用した日数を減じて得た日数（0日を下回るときは、0日）とする。

別表第5の付表第3

子の看護休暇日数表

養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）が1人の場合

1週間の勤務日数	任用期間の月数						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月以上
5日以上	1日	1日	1日	2日	3日	5日	7日
4日	1日	1日	1日	1日	2日	5日	5日
3日	0日	1日	1日	1日	1日	5日	5日
2日	0日	0日	1日	1日	1日	1日	2日
1日	0日	0日	0日	0日	0日	1日	1日

養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）が2人以上の場合

1週間の勤務日数	任用期間の月数						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月以上
5日以上	1日	2日	2日	3日	4日	10日	10日
4日	1日	1日	2日	2日	3日	10日	10日
3日	0日	1日	1日	2日	2日	10日	10日
2日	0日	0日	1日	1日	1日	2日	3日
1日	0日	0日	0日	0日	0日	1日	1日

備考

- 1 会計年度任用職員が養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）の人数（以下「子の人数」という。）、1週間の勤務日数及び任用期間の月数に応じこの表に掲げる日数とする。
- 2 会計年度任用職員が1の年において引き続き会計年度任用職員に任用される場合（1の年において任用期間の初日前10日間に会計年度任用職員であった者が、会計年度任用職員に任用される場合を含む。）の日数は、子の人数、1週間の勤務日数及び最初の任用期間（この項の規定により任用期間とみなしたものを含む。）の初日の属する月から引き続き任用期間の末日の属する月までを任用期間とみなした場合におけるその者の任用期間の月数に応じたこの表に掲げる日数から、引き続き任用期間の初日の前日までに使用した日数を減じて得た日数（0日を下回るときは、0日）とする。

別表第5の付表第4

短期の介護休暇日数表

短期の介護に係る要介護者が1人の場合

1週間の勤務日数	任用期間の月数						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月以上
5日以上	1日	1日	1日	2日	2日	5日	5日
4日	1日	1日	1日	1日	2日	5日	5日
3日	0日	1日	1日	1日	1日	5日	5日
2日	0日	0日	1日	1日	1日	1日	2日
1日	0日	0日	0日	0日	0日	1日	1日

短期の介護に係る要介護者が2人以上の場合

1週間の勤務日数	任用期間の月数						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月以上
5日以上	1日	2日	2日	3日	4日	10日	10日
4日	1日	1日	2日	2日	3日	10日	10日
3日	0日	1日	1日	2日	2日	10日	10日
2日	0日	0日	1日	1日	1日	2日	3日
1日	0日	0日	0日	0日	0日	1日	1日

備考

- 1 会計年度任用職員が介護その他の世話をを行う短期の介護に係る要介護者の人数（以下「要介護者の人数」という。）、1週間の勤務日数及び任用期間の月数に応じこの表に掲げる日数とする。
- 2 会計年度任用職員が1の年において引き続き会計年度任用職員に任用される場合（1の年において任用期間の初日前10日間に会計年度任用職員であった者が、会計年度任用職員に任用される場合を含む。）の日数は、要介護者の人数、1週間の勤務日数及び最初の任用期間（この項の規定により任用期間とみなしたものを含む。）の初日の属する月から引き続き任用期間の末日の属する月までを任用期間とみなした場合におけるその者の任用期間の月数に応じたこの表に掲げる日数から、引き続き任用期間の初日の前日までに使用した日数を減じて得た日数（0日を下回るときは、0日）とする。

川崎市病院局規程第5号

川崎市病院局会計年度任用職員の給与等に関する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市病院局事業管理者 増田 純 一

川崎市病院局会計年度任用職員の給与等に

関する規程

(目的)

第1条 この規程は、川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年川崎市条例第32号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び旅費に関する事項を定めることを目的とする。

(給料)

第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給料の額は、月額で定めるものとし、条例第2条第1項の適用を受ける職員（以下「常勤職員等」という。）として川崎市病院局企業職員給与支給規程（平成17年川崎市病院局規程第24号。以下「給与支給規程」という。）第2条の規定を適用した場合にその者に適用される給料表のその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額（次項において「上限額」という。）を超えない範囲内において、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、常勤職員等との権衡及び職務の特殊性を考慮して、病院事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定める。

2 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給料の額は、月額、日額又は時間額（時間を単位とする額をいう。以下同じ。）で定めるものとし、上限額を超えない範囲内において、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、常勤職員等との権衡、職務の特殊性並びに勤務日数及び勤務時間数を考慮して、管理者が別に定める。

(給料の支給方法)

第3条 フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員（月額で給料を定める者に限る。）の給料の支給方法は、常勤職員等（パートタイム会計年度任用職員にあつては、給与支給規程第3条第10項に規定する短時間勤務職員をいう。第16条第1号、第19条第1号及び第22条を除き、以下同じ。）の例による。

2 パートタイム会計年度任用職員（日額又は時間額で給料を定める者に限る。）の給料は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数及び勤務時間数により計算した額を翌月に支給する。

3 パートタイム会計年度任用職員（日額又は時間額で給料を定める者に限る。）の給料の支給日は、常勤職員等の例による。

4 前2項の規定にかかわらず、管理者が特に必要と認める場合は、パートタイム会計年度任用職員（日額又は時間額で給料を定める者に限る。）の給料の支給方法は、勤務日ごとに計算した額を当該勤務日に支給する方法その他管理者が別に定める支給方法とすること

ができる。

(初任給調整手当)

第4条 医師又は歯科医師の職で新たに採用された会計年度任用職員には、職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第1に掲げる額を、初任給調整手当として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員の初任給調整手当の額は、別表第1に掲げる額に、当該パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間を常勤職員等で常時勤務を要するものの1週間当たりの通常の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 初任給調整手当の支給期間及び支給方法は、常勤職員等の例による。

(地域手当)

第5条 会計年度任用職員には、常勤職員等の例により、地域手当を支給する。

(通勤手当)

第6条 会計年度任用職員(第3項に定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。)には、常勤職員等の例により、通勤手当を支給する。この場合において、パートタイム会計年度任用職員(川崎市病院局企業職員通勤手当支給規程(平成17年川崎市病院局規程第28号。以下「通勤手当規程」という。)第2条第2号又は第3号に掲げる職員に相当する者のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない者に限る。)に支給する通勤手当の額は、通勤手当規程第3条の規定による額(同条第1項第2号に定める額にあっては、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。)とする。

2 前項の場合において、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定及び通勤手当の返納については、常勤職員等の例による。

3 パートタイム会計年度任用職員(日額又は時間額で給料を定める者に限る。)のうち次の各号に掲げる者には、支給単位期間(通勤手当規程第14条に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)を1日とし、支給単位期間につき、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額を通勤手当として支給する。

(1) 通勤手当規程第2条第1号に掲げる職員に相当する会計年度任用職員 運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出した通勤1回分の運賃等の額であって、最も低廉となるもの(2,500円を超えるときは、2,500円)

(2) 通勤手当規程第2条第2号に掲げる職員に相当する会計年度任用職員 次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、次に定める額

- ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である会計年度任用職員 90円
- イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である会計年度任用職員 190円
- ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である会計年度任用職員 322円
- エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である会計年度任用職員 454円
- オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である会計年度任用職員 586円
- カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である会計年度任用職員 718円
- キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である会計年度任用職員 850円
- ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である会計年度任用職員 981円
- ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である会計年度任用職員 1,109円
- コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である会計年度任用職員 1,190円
- サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である会計年度任用職員 1,272円
- シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である会計年度任用職員 1,354円
- ス 使用距離が片道60キロメートル以上である会計年度任用職員 1,436円

(3) 通勤手当規程第2条第3号に掲げる職員に相当する会計年度任用職員 次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、次に定める額

- ア 通勤手当規程第2条第3号に掲げる職員に相当する会計年度任用職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である会計年度任用職員以外の会計年度任用職員であって、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自動車等の使用距離が片道1キロメートル以上である会計年度任用職員及び自動車等の使用距離が片道1キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である会計年度任用職員 前2号に定める額(2,500円を超えるときは、2,500円)
- イ 通勤手当規程第2条第3号に掲げる職員に相当する会計年度任用職員のうち、通勤1回分の運賃等の額(2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。ウにおいて同じ。)が前号に定める額以上である会計年度任用職員(アに掲げる会計年度任



用職員を除く。) 第1号に定める額

ウ 通勤手当規程第2条第3号に掲げる職員に相当する会計年度任用職員のうち、通勤1回分の運賃等の額が前号に定める額未満である会計年度任用職員(アに掲げる会計年度任用職員を除く。)

前号に定める額

4 前項の規定にかかわらず、通勤手当規程第3条第2項に規定する職員に相当する会計年度任用職員の通勤手当の額は、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 通勤手当規程第2条第2号に掲げる職員に相当する会計年度任用職員 前項第2号に定める額に113円を加算した額

(2) 通勤手当規程第2条第3号に掲げる職員に相当する会計年度任用職員 前項第3号の規定中「前2号に定める額」とあるのは「第1号に定める額及び前号に定める額に113円を加算した額」と、「前号に定める額」とあるのは「前号に定める額に113円を加算した額」と読み替えて同号の規定を適用して得た額

5 第3項に規定するパートタイム会計年度任用職員(日額又は時間額で給料を定める者に限る。)の通勤手当は、当該パートタイム会計年度任用職員の給料の支給方法に準じて支給する。

(給与の減額)

第7条 会計年度任用職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき管理者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。この場合(部分休業の承認を受けて勤務しないことにより減額される場合を除く。)において、同条第1項及び第2項第1号に規定する「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額並びに特殊勤務手当の額の合計額」とあるのは、「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに初任給調整手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。

第8条 前条に規定する「その勤務しないことにつき管理者の承認があった場合」とは、年次休暇、病気休暇及び特別休暇による場合のほか、管理者が勤務しないことにつき特に承認を与えた場合をいい、この間給与は減額しない。

2 前項の病気休暇のうち、川崎市病院局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程(令和2年川崎市病院局規程第4号。以下「会計年度任用職員勤務時間規程」という。)別表第4に掲げる日数を超えるものにあつては、同項の規定にかかわらず、給与を減額して支給する。

3 第1項の特別休暇のうち、会計年度任用職員勤務時

間規程別表第5の事由の欄に掲げる7から9まで、13及び14の事由によるものにあつては、同項の規定にかかわらず、給与を減額して支給する。

4 前条の規定により減額すべき給与額は、常勤職員等の例により差し引くものとする。ただし、管理者が特に必要と認める場合は、別に定めるところにより差し引くものとする。

5 前条の規定により減額すべき給与額の基礎となる勤務しない時間数の集計に1時間未満の端数があるときは30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

(時間外勤務手当)

第9条 正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられた会計年度任用職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、常勤職員等の例により、時間外勤務手当を支給する。この場合において、勤務1時間当たりの給与額については、第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額によるものとする。

(休日勤務手当)

第10条 休日等(川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成17年川崎市病院局規程第15号)第8条第1項に規定する休日及び管理者が指定する休日の代休日(休日に割り振られた勤務時間の全部について特に勤務することを管理者が命じた場合に、当該休日前に、当該休日に代わる日として指定する当該休日後の勤務時間が割り振られた日をいう。)をいう。)において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、常勤職員等の例により、休日勤務手当を支給する。この場合において、勤務1時間当たりの給与額については、第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額によるものとする。

(夜間勤務手当)

第11条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、常勤職員等の例により、夜間勤務手当を支給する。この場合において、勤務1時間当たりの給与額については、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額によるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第12条 フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額並びに特殊勤務手当の額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除した額とする。

2 パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 給料を月額で定める場合 給料の月額及びこれに

対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額並びに特殊勤務手当の額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除した額

(2) 給料を日額で定める場合 給料の日額及びこれに対する地域手当の日額並びに初任給調整手当の日額並びに管理者が別途定める特殊勤務手当の額の合計額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日の勤務時間で除した額

(3) 給料を時間額で定める場合 給料の時間額及びこれに対する地域手当の時間額並びに初任給調整手当の時間額並びに管理者が別途定める特殊勤務手当の額の合計額

3 第1項及び前項第1号に規定する勤務1時間当たりの給与額の基礎となる特殊勤務手当の額は、別表第2に掲げる月額を基準として支給される特殊勤務手当について、同表金額の欄に定める額とする。

第13条 前条第1項に規定するフルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の基礎となる1週間の勤務時間は、常勤職員等の例による。

2 前条第2項第1号に規定するパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の基礎となる1週間の勤務時間は、前項に規定する勤務時間に、当該パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間を常勤職員等で常時勤務を要するものの1週間当たりの通常の勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間とする。

3 前条に規定する給料の月額は、条例その他の規定により給与を減ぜられた場合であっても、その本来受けるべき給料の月額とする。

(宿日直手当)

第14条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた会計年度任用職員には、常勤職員等の例により、宿日直手当を支給する。

(期末手当)

第15条 川崎市病院局企業職員期末手当及び勤勉手当支給規程(平成17年川崎市病院局規程第33号。以下「期末手当等規程」という。)第2条、第3条第1項、第2項及び第6項、第11条並びに第12条の規定は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する会計年度任用職員について準用する。この場合において、期末手当等規程第3条第2項中「給料の月額(育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。))にあっては、給料の月額を算出率(川崎市病院局企業職員給与支給規程(平成17年川崎市病院局規程第24号。以下「給与支給規程」という。))第3条第11項に規定する算出率をいう。以下

同じ。)で除した額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、フルタイム会計年度任用職員にあっては「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と、パートタイム会計年度任用職員にあっては「管理者が別に定める給料及び地域手当の額」と読み替えるものとする。

(支給対象とならない者)

第16条 基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員のうち、それぞれの基準日において、次に掲げる者については、前条の規定は適用しない。

(1) 当該会計年度(6月に支給する期末手当にあっては、前会計年度(12月2日から3月31日までの期間に限る。)の期間を含む。)内において、条例の適用を受ける職員(特別職非常勤職員を除く。)又は川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年川崎市条例第1号。以下「市条例」という。)若しくは川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員として任用される期間(次に掲げる期間を除く。)が通算して6箇月に満たない者

ア 1週間当たりの通常の勤務時間が15時間30分に満たない職員として任用される期間

イ 基準日前1箇月以内に退職し、条例第10条の規定により期末手当の支給を受ける場合における当該期末手当の支給に係る職員として在職した期間  
ウ 基準日前1箇月以内に退職し、給与条例第14条第1項後段の規定により期末手当の支給を受ける場合における当該期末手当の支給に係る職員として在職した期間

(2) 1週間当たりの通常の勤務時間が15時間30分に満たない者(前号に規定する者を除く。)

(3) 期末手当等規程第2条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当する者

(基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した場合の支給対象者)

第17条 第15条において準用する期末手当等規程第2条第2項の規定により期末手当の支給を受けるべき職員は、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1) 退職し、又は死亡した日において、前条各号のいずれかに該当する職員

(2) 退職した日から次の基準日までの間に新たに条例又は市条例の適用を受ける会計年度任用職員(当該基準日において期末手当の支給の対象となる者に限る。)となった職員

(在職期間)

第18条 第15条において準用する期末手当等規程第3条第1項に規定する在職期間は、基準日以前6箇月以内の期間に条例又は市条例の適用を受ける会計年度任用

職員として在職した期間（以下「期末手当に係る在職期間」という。）とする。

2 期末手当に係る在職期間の算定については、1週間当たりの通常の勤務時間が15時間30分に満たない職員として在職した期間並びに期末手当等規程第6条第2項第1号、第4号及び第7号に掲げる期間を除算する。

第19条 次の各号に掲げる職員として在職した期間は、期末手当に係る在職期間に通算する。この場合において、当該各号に掲げる期間の算定については、前条第2項の規定を準用する。

(1) 条例の適用を受ける職員（非常勤職員（条例第2条第1項に規定する短時間勤務職員を除く。）を除く。）として在職した期間（基準日前1箇月以内に退職し、条例第10条の規定により期末手当の支給を受ける場合における当該期末手当の支給に係る職員として在職した期間を除く。）

(2) 給与条例の適用を受ける職員として在職した期間（基準日前1箇月以内に退職し、給与条例第14条第1項後段の規定により期末手当の支給を受ける場合における当該期末手当の支給に係る職員として在職した期間を除く。）

（一時差止処分に係る在職期間）

第20条 第15条において準用する期末手当等規程第11条及び第12条に規定する在職期間は、条例又は市条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間とする。

2 前条各号に掲げる職員として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

（期末手当基礎額）

第21条 パートタイム会計年度任用職員について、第15条において読み替えて準用する期末手当等規程第3条第2項に規定する管理者が別に定める給料及び地域手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 給料を月額で定める場合 給料及び地域手当の月額

(2) 給料を日額又は時間額で定める場合 管理者が別に定める方法により、給料及び地域手当の日額又は時間額を1箇月当たりの額に換算した額

（常勤職員等の例による事項）

第22条 第15条から前条までに定めるもののほか、会計年度任用職員の期末手当の支給に関する事項については、常勤職員等の例による。

（特殊勤務手当）

第23条 会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、基準、金額及び適用範囲については、別表第2に掲げるとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、会計年度任用職員の特殊勤務手当に関する事項については、常勤職員等の例に

よる。

（特に必要と認める会計年度任用職員の給与）

第24条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の性質上これらの規定により難しい職として管理者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤職員等との権衡、職務の特殊性等を考慮し、管理者が別に定めるものとする。

（給与の口座振替）

第25条 会計年度任用職員の給与は、会計年度任用職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

（公務のための旅行に係る旅費）

第26条 会計年度任用職員が公務のため旅行するとき、川崎市病院局旅費支給規程（平成17年川崎市病院局規程第22号）の定めるところにより、旅費を支給する。

（その他必要事項）

第27条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

期間の区分	月 額
1年未満	26,113円
1年以上2年未満	26,113
2年以上3年未満	78,338
3年以上4年未満	78,338
4年以上5年未満	78,338
5年以上	156,675

別表第2 (第23条関係)

種 類		基 準	金 額	適 用 範 囲
医務等従事手当	(1)	月額	8,000円	病院局に勤務する助産師及び看護師(准看護師を含む。以下同じ。)
	(2)	月額	2,000円	病院に勤務する栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、マッサージ師及び視能訓練士並びに社会福祉職及び心理職のうち医療社会事業の業務に従事する職員
夜間看護手当	(1)	勤務1回につき	ア その勤務に含まれる深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)における勤務時間が5時間を超える場合 14,910円	病院に勤務する助産師及び看護師が、正規の勤務時間の一部又は全部が深夜又は準夜帯において行われる看護等の業務に従事したとき。
	イ その勤務に含まれる深夜における勤務時間が3時間を超え5時間以下の場合 9,490円			
			ウ その勤務に含まれる深夜における勤務時間が2時間を超え3時間以下の場合 8,000円	
			エ その勤務に含まれる深夜における勤務時間が2時間以下(0時間の場合を含む。以下同じ。)かつ準夜帯(午前5時から午前8時30分まで及び午後5時から午後10時までの時間をいう。以下同じ。)における勤務時間が3時間を超える場合 3,030円	
			オ その勤務に含まれる深夜における勤務時間が2時間以下かつ準夜帯における勤務時間が1時間を超え3時間以下の場合 2,130円	
	(2)	勤務1回につき	ア その勤務に含まれる深夜における勤務時間が5時間を超える場合 6,470円	病院に勤務する看護助手が、正規の勤務時間の一部又は全部が深夜又は準夜帯において行われる看護等の業務に従事したとき。
			イ その勤務に含まれる深夜における勤務時間が3時間を超え5時間以下の場合 3,540円	
			ウ その勤務に含まれる深夜における勤務時間が2時間を超え3時間以下の場合 3,490円	
			エ その勤務に含まれる深夜における勤務時間が2時間以下かつ準夜帯における勤務時間が3時間を超える場合 1,370円	
			オ その勤務に含まれる深夜における勤務時間が2時間以下かつ準夜帯における勤務時間が1時間を超え3時間以下の場合 410円	



感染症病原体接触手当		従事した日1日につき	140円。ただし、1回の勤務が2暦日にわたる場合のうち従事した日の勤務時間が2時間未満のときは、支給しない。	<p>病院に勤務する次の各区分に掲げる職員が、当該各区分に定める業務に従事したとき。</p> <p>ア 医師 感染症病棟患者の診療の業務又は感染症の病原体により汚染され、又は汚染された疑いがある検体の試験若しくは検査の業務</p> <p>イ 看護師 感染症病棟患者の看護業務</p> <p>ウ 臨床検査技師 感染症の病原体により汚染され、又は汚染された疑いがある検体の試験若しくは検査の業務又は当該試験若しくは検査において使用した器具の洗浄の業務</p> <p>エ 臨床工学技士 感染症病棟患者の診療等に使用する生命管理維持装置の操作等の業務</p> <p>オ ハウスキーパー及び業務職 感染症の病原体により汚染され、若しくは汚染された疑いがある検体の試験若しくは検査において使用した器具の洗浄の業務又は感染症病棟内の清掃若しくは感染症病棟患者の着衣類若しくは汚物の消毒の業務</p>
精神病患者等入院業務手当		1件につき	140円	精神病患者の入院又は感染症患者の入院のための移送に係る業務に従事する職員
放射線接触手当		従事した日1日につき	250円。ただし、1回の勤務が2暦日にわたる場合のうち従事した日の勤務時間が2時間未満のときは、支給しない。	放射線を人体に対して照射する業務その他放射線に被ばくするおそれがある業務に従事したとき。
救急患者診療手当		1件につき	1,000円。ただし、緊急入院手当が支給されるとき、又は分娩手当が支給されるときは、支給しない。	病院に勤務する医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）（複数の医師等が従事した場合にあっては、主として従事した医師等に限る。）が夜間休日（月曜日から金曜日まで（川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成17年川崎市病院局規程第15号）第8条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時までを除く時間帯をいう。以下同じ。）における救急の外来患者の診療に従事したとき。
緊急入院手当	(1)	1件につき	5,000円。ただし、緊急入院手当(2)が支給されるとき、又は分娩手当が支給されるときは、支給しない。	病院に勤務する医師等（複数の医師等が従事した場合にあっては、主として従事した医師等に限る。）が救急の外来患者の診療に従事し、当該診療に係る患者の入院の指示を行ったとき（当該患者の緊急入院受入れ（夜間休日における入院の受入れをいう。以下同じ。）が行われた場合に限る。）。
	(2)	1件につき	5,000円。ただし、分娩手当が支給されるときは、支給しない。	病院に勤務する医師等（複数の医師等が従事した場合にあっては、主として従事した医師等に限る。）が緊急入院受入れを行ったとき。

待機手当	1回につき	2,000円	病院に勤務する医師等（病院長が別に定める診療科等に勤務する医師等に限る。）が次に掲げる区分に従い、緊急の診療、処置又は手術に対応するために自宅等において待機をしたとき。 ア 午後5時から翌日の午前8時30分まで イ 午前8時30分から午後5時まで（日曜日及び土曜日並びに休日に限る。）
分娩手当	1件につき。 ただし、多胎分娩の場合は、1件とする。	10,000円	病院に勤務する医師（複数の医師が従事した場合にあっては、主として従事した医師に限る。）が分娩業務に従事したとき。

備考 この表の適用を受けるパートタイム会計年度任用職員に支給する月額の手当の額は、この表の金額欄の額に、当該パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間を、常勤職員等で常時勤務を要するものの1週間当たりの通常の勤務時間で除して得た割合を乗じて得た額とする。

**川崎市病院局規程第6号**

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規程の整備等に関する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市病院事業管理者 増田 純一

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規程の整備等に関する規程

(川崎市病院局事務分掌規程の一部改正)

第1条 川崎市病院局事務分掌規程（平成17年川崎市病院局規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「(12) 非常勤嘱託職員に関すること。」

を

「(12) 非常勤職員に関すること。」

に改める。

別表川崎病院の項中

「  
放射線治療科  
麻酔科  
」

を

「  
放射線治療科  
病理診断科  
麻酔科  
」

に改める。

別表井田病院の項中

「  
放射線治療科  
麻酔科  
」

を

「  
放射線治療科  
病理診断科  
麻酔科  
」

に改める。

(川崎市病院局事務決裁規程の一部改正)

第2条 川崎市病院局事務決裁規程（平成17年川崎市病院局規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表1の2人事事項(1)の項中「採用」の次に「(非常勤職員及び臨時的任用職員の採用を除く。)」を追加し、同表の2人事事項(2)の項中「退職」の次に「(非常勤職員及び臨時的任用職員の退職を除く。)」を追加し、同表の2人事事項(10)の項中「育児休業等」を「自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業等」に改め、同表の2人事事項(16)の項中「非常勤嘱託員」を「非常勤職員」に改め、同表の2人事事項(18)の項から(19)の項を次のように改める。

(18) 臨時的任用の職に関すること。		○		
(19) 臨時的任用職員の任免に関すること。		○		

別表1の3財務事項(18)の項を削り、(19)を(18)とし、(20)から(68)までを1ずつ繰り上げる。

(川崎市病院局公舎管理規程の一部改正)

第3条 川崎市病院局公舎管理規程（平成17年川崎市病院局規程第38号）の一部を次のように改正する。

第14条中「若しくは賃金」を削る。

（川崎市病院局企業職員の職名等に関する規程の一部改正）

第4条 川崎市病院局企業職員の職名等に関する規程（平成17年川崎市病院局規程第13号）の一部を次のように改正する。

第4条中「職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を加える。

第6条の見出し中「臨時職員等」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「臨時職員及び非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条に規定する短時間勤務職員を除く。）」を「会計年度任用職員」に改める。

（川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部改正）

第5条 川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成17年川崎市病院局規程第15号）の一部を次のように改正する。

第22条を次のように改める。

（会計年度任用職員の勤務時間等）

第22条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、管理者が別に定める。

（川崎市病院局企業職員出勤記録整理規程の一部改正）

第6条 川崎市病院局企業職員出勤記録整理規程（平成17年川崎市病院局規程第16号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）に係る出勤記録については、前2項の規定にかかわらず、前2項の規定に準じて表示するものとする。

第6条第2項に次のただし書を加える。

ただし、会計年度任用職員については、この限りでない。

第7条中「職員情報システムによる」を「川崎市病院局企業職員サービス規程（平成17年川崎市病院局規程第17号）第10条第2項の規定による職員情報システムにおける」に改める。

第8条中「（平成17年川崎市病院局規程第17号）」を

削る。

（川崎市病院局企業職員サービス規程の一部改正）

第7条 川崎市病院局企業職員サービス規程（平成17年川崎市病院局規程第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時職員及び非常勤職員のうち地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の職員を除く。」を削る。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）については、任用に係る通知後に所属長又はその指名する職員の面前で行うものとする。

第4条第1項中「職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第5条第1項中「職員は」を「職員（会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除く。）は」に改める。

第6条第1項中「職員は」を「職員（会計年度任用職員を除く。次項において同じ。）は」に改める。

第10条第2項に次のただし書を加える。

ただし、ICカードにより出退勤情報の登録を行うことが困難であると管理者が特に認める職員については、この限りでない。

第11条第6項中「職員が」を「職員（会計年度任用職員を除く。）が」に改め、同条第7項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 会計年度任用職員が、年次休暇以外の休暇の承認を受けるには、休暇の種類及び事由に応じて、勤務しないことが相当であると認められる事実を休暇を申請する際に付記するとともに、次に掲げる場合には、医師の診断書その他勤務しない事由を十分明らかにする書面を提出しなければならない。

(1) 病気休暇又は特別休暇の承認を求める場合（管理者が別に定める場合を除く。）

(2) 介護休暇又は介護時間の承認を求めるに当たって、管理者がその事由を確認する必要があると認める場合

第17条に次の2項を加える。

2 川崎市病院局企業職員管理職手当支給規程第2条に規定する職員が正規の勤務時間以外に勤務した場合又は勤務時間規程第8条第1項に規定する休日若しくは同規程第8条の2第1項に規定する代休日に勤務した場合は、所要の手続きをとり、上司に報告しなければならない。

3 会計年度任用職員は、第1項の規定にかかわらず、同項に準じて、所要の手続きをとり、所属長の決裁を受

けなければならない。

(川崎市病院局企業職員の人事評価に関する規程の一部改正)

第8条 川崎市病院局企業職員の人事評価に関する規程(平成18年川崎市病院局規程第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第3号を削る。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の人事評価)

第14条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、別に定める。

(川崎市病院局企業職員の条件付採用期間における勤務評定に関する規程の一部改正)

第9条 川崎市病院局企業職員の条件付採用期間における勤務評定に関する規程(平成18年川崎市病院局規程第18号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第22条第1項」を「第22条」に改め、「ある職員」の次に「並びに同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」を加える。

(労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市病院局企業職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規程の一部改正)

第10条 労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市病院局企業職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規程(平成17年川崎市病院局規程第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び臨時の職員」を削る。

(川崎市病院局旅費支給規程の一部改正)

第11条 川崎市病院局旅費支給規程(平成17年川崎市病院局規程第22号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「別表備考第3項」を「別表備考第4項」に改める。

別表備考第1項中「平成17年川崎市病院局規程第24号」の次に「。以下「給与支給規程」という。」を加え、同表備考中第8項を第9項とし、第2項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第2号に掲げる職員に適用する等級は、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、給与支給規程の適用を受ける職員との権衡及び職務の特殊性を考慮して、管理者がこれを定める。

(川崎市病院局企業職員給与支給規程の一部改正)

第12条 川崎市病院局企業職員給与支給規程(平成17年川崎市病院局規程第24号)の一部を次のように改正する。

第39条を次のように改める。

第39条 削除

(川崎市病院局企業職員期末手当及び勤勉手当支給規程の一部改正)

第13条 川崎市病院局企業職員期末手当及び勤勉手当支給規程(平成17年川崎市病院局規程第33号)の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 退職した日から次の基準日までの間に新たに次に掲げる職員となった職員

ア 条例の適用を受ける職員(非常勤職員(条例第2条第1項に規定する短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。))を除く。))を除く。以下同じ。)

イ 川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。))の適用を受ける職員

ウ 本市の特別職の職員のうち期末手当の支給の対象となる者

第2条の次に次の1条を加える。

第2条の2 基準日前1箇月以内において条例の適用を受ける職員としての退職が2回以上ある者について前条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって、当該退職とする。

第4条の3第1項第1号中「100分の111」を「100分の108.5」に、「100分の195」を「100分の190」に改め、同項第2号中「100分の103.5」を「100分の101」に、「100分の111」を「100分の108.5」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の96」を「100分の93.5」に改める。

第7条中「次の」を「基準日以前6箇月以内の期間に次の」に改め、同条第1号中「法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「短時間勤務職員」に改め、「引き続き」を削り、同条の次に次の1条を加える。

第7条の2 基準日以前6箇月以内の期間に次の各号に掲げる法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))として在職した期間(1週当たりの通常の勤務時間が15時間30分以上である会計年度任用職員として在職した期間に限る。))は、期末手当に係る在職期間に通算する。

(1) 条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間(基準日前1箇月以内に退職し、条例第15条において準用する条例第10条の規定により期末手当の支給を受ける場合における当該期末手当の支給に係る会計年度任用職員として在職した期間を除く。)

(2) 川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年川崎市条例第1号)の適用を受ける会計



年度任用職員として在職した期間（基準日前1箇月以内に退職し、川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例第14条において準用する給与条例第14条第1項後段の規定により期末手当の支給を受ける場合における当該期末手当の支給に係る会計年度任用職員として在職した期間を除く。）

2 前項の期間の算定については、第6条第2項の規定を準用する。

（川崎市病院局被服貸与規程の一部改正）

第14条 川崎市病院局被服貸与規程（平成17年川崎市病院局規程第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「以下「職員」という。」を「川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年川崎市条例第32号）第2条第1項の適用を受ける職員に限る。以下「職員」という。」に改める。

（川崎市病院局企業職員の育児休業等に関する規程の一部改正）

第15条 川崎市病院局企業職員の育児休業等に関する規程（平成17年川崎市病院局規程第35号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「している職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第11条中「した職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第19条第1項中「勤務時間をいう。）」の次に「(非常勤職員にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)」を加える。

（川崎市病院局会計規程の一部改正）

第16条 川崎市病院局会計規程（平成17年川崎市病院局規程第36号）の一部を次のように改正する。

第43条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。  
（経過措置）

2 第2条の規定による令和元年度以前の賃金の支出決定に関する事務の決裁については、なお従前の例による。

3 第10条の規定による改正後の労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市病院局企業職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規程第1条の規定は、この規程の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害については、なお従前の例による。

川崎市病院局規程第7号

川崎市病院局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

川崎市病院局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程

（川崎市病院局企業職員給与支給規程の一部改正）

第1条 川崎市病院局企業職員給与支給規程（平成17年川崎市病院局規程第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「により職員」の次に「(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)」を加え、「同項」を「前項」に改め、同条第5項中「に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」を「の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて管理者が別に定める基準に従い決定するもの」に改める。

（川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部改正）

第2条 川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程（平成17年川崎市病院局規程第26号）の一部を次のように改正する。

別表第5短大卒の項第1号(1)中「卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了」を加え、同項第2号(1)中「卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了」を加える。

別表第10中

「

4	3	2	1
---	---	---	---

」

を

「

2	1	0	0
---	---	---	---

」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定（川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程別表第5の改正規定に限る。）は、令和2年4月1日から施行する。

（川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程の一部改正）

2 川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程（平成20年川崎市病院局規程第8号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

4 管理者の定める職員に係る新規規別表第10の規定の適用については、当分の間、同表のDの欄中「2」とあるのは「2（管理者の定める場合にあつては、管理者の定める号給数）」とする。

#### 川崎市病院局規程第8号

川崎市病院局債権管理規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和2年3月31日

川崎市病院事業管理者 増田 純一  
川崎市病院局債権管理規程の一部を改正する規程

川崎市病院局債権管理規程（平成26年川崎市病院局規程第10号）の一部を次のように改正する。

第16条中「年5パーセント」を「各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

### 病 院 局 公 告

#### 川崎市病院局公告第16号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年3月25日

川崎市病院事業管理者 増田 純一

#### 1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857（直通）

(2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/>

[contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html](http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html))

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成31・32年度業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。  
(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口に戻り、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室（川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階）

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契

約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

ウ 民法の一部改正に伴い契約約款の改正を予定しておりますので、御注意ください。詳しくは、病院局入札情報のホームページを御確認ください。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	令和2年度川崎市立病院患者・職員満足度調査業務委託
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院) 川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期限	契約締結日から令和3年1月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「調査・測定」 種目 「その他の調査・測定」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和2年3月25日から令和2年3月31日まで受付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和2年4月7日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	井田病院RO装置保守業務委託
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期限	契約締結日から令和3年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「医療関連業務」 種目 「その他の医療関連業務」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和2年3月25日から令和2年3月31日まで受付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和2年4月7日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	「川崎市立川崎病院地域医療連携の会」業務委託
	履行場所	川崎市川崎区駅前本町11-2 (川崎フロンティアビル2階)
	履行期限	契約締結日から令和2年6月18日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「その他業務」 種目 「催物会場設営及びイベント、運営・企画」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和2年3月25日から令和2年3月31日まで受付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和2年4月7日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

消防局公告

川崎市消防局公告第4号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の4第1項の規定により措置命令を行ったので、消防法第17条の4第3項において準用する消防法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年3月23日

川崎市消防長 原 悟 志

- 防火対象物の名称及び所在地  
角屋ビル  
川崎市宮前区土橋6丁目3番地16
- 命令を受けた者  
角田 賢司
- 命令の内容  
令和2年6月21日までに、防火対象物全体に自動火災報知設備を設置すること。
- 命令を行った日  
令和2年3月23日

消防局訓令

川崎市消防局訓令第4号

局内一般  
消防署

川崎市救急業務実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月17日

川崎市消防長 原 悟 志

川崎市救急業務実施規程の一部を改正する

訓令

川崎市救急業務実施規程（平成23年消防局訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「令第44条第3項第1号」を「令第44条第5項第1号」に改める。

第8条第1項第3号中「令第44条第3項第2号」を「令第44条第5項第2号」に改める。

第21条第2項に次の1号を加える。

- 現場最高指揮者が必要と認める場合は、統括救急隊を後着の救急隊に移行できるものとする。また、現場最高指揮者は統括救急隊の移行について、指令センターに一報しなければならない。

別表第3中高速神奈川6号川崎線の項の次に次のように加える。

高速神奈川7号 横浜北西線	横浜北西線横浜青葉ジャンクションのうち、東名高速道路下り線分岐から東名高速道路上り線からの連結路との合流までの区間	宮前	向丘	宮崎	菅生	久地	多摩	野川	新作
------------------	-----------------------------------------------------------	----	----	----	----	----	----	----	----



附 則

この訓令は、令和2年3月22日から施行する。

川崎市消防局訓令第5号

局 内 一 般  
消 防 署

川崎市消防局警防規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月17日

川崎市消防長 原 悟 志

川崎市消防局警防規程の一部を改正する訓令  
川崎市消防局警防規程（平成31年川崎市消防局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

消防隊等の配置及び名称

局署別	配 置 場 所	名		称				
		消 防 隊 等	救助隊 (水難を含む。)	水上消防隊	救 急 隊	航空隊	砲	
川崎市消防局	警防課	本部指揮情報隊 (本部指揮)						
	東京ヘリポート					そよかぜ1		
							そよかぜ2	
川崎市臨港消防署	本 署	臨港指揮情報隊 (臨港指揮)						
		臨港第1消防隊 (臨港1)	臨港救助隊 (臨港救助)		臨港救急隊 (臨港救急)		泡放射砲 (砲4号)	
		☆臨港第2消防隊 (臨港2)	臨港水難救助隊 (臨港水難救助)					
		☆臨港大型化学高所放水消防隊 (臨港大化高)						
		臨港はしご消防隊 (臨港はしご)						
		☆臨港水災害対応隊 (臨港水災害対応)						
		臨港特殊災害対応隊 (臨港特災)						
		☆臨港特別高度工作隊 (臨港工作)						
	浮島出張所	☆浮島消防隊 (浮島)						
		浮島化学消防隊 (浮島化学)						
		☆臨港支援隊 (臨港支援)						
	千鳥町出張所	☆千鳥町化学消防隊 (千鳥町化学)			消防艇かわさき水上消防隊 (消防艇かわさき)			
		*千鳥町大型高所放水消防隊 (千鳥町高所)			*第6川崎丸水上消防隊 (第6川崎丸)			
	殿町出張所	殿町第1消防隊 (殿町1)				殿町救急隊 (殿町救急)		
		☆殿町第2消防隊 (殿町2)						
		☆殿町化学消防隊 (殿町化学)						
	藤崎出張所	藤崎消防隊 (藤崎)				藤崎救急隊 (藤崎救急)		
川崎市川崎消防署	本 署	川崎指揮情報隊 (川崎指揮)						
		川崎第1消防隊 (川崎1)	川崎救助隊 (川崎救助)		川崎救急隊 (川崎救急)			
		☆川崎第2消防隊 (川崎2)						
		川崎はしご消防隊 (川崎はしご)						
		★川崎高発砲隊 (川崎高発砲)						
	小田出張所	小田消防隊 (小田)				小田救急隊 (小田救急)		
		☆小田化学消防隊 (小田化学)						
大島出張所	大島化学消防隊 (大島化学)				大島救急隊 (大島救急)			

川崎市幸消防署	本署	幸指揮情報隊 (幸指揮)					
		幸第1消防隊 (幸1)	幸救助隊 (幸救助)		幸救急隊 (幸救急)		
		☆幸第2消防隊 (幸2)	幸水難救助隊 (幸水難救助)				
		幸はしご消防隊 (幸はしご)					
		☆幸電源隊 (幸電源)					
		☆幸水難資機材搬送隊 (幸水難資機材搬送)					
	南河原出張所	南河原消防隊 (南河原)			南河原救急隊 (南河原救急)		
	平間出張所	平間消防隊 (平間)			平間救急隊 (平間救急)		
		☆平間化学消防隊 (平間化学)					
加瀬出張所	加瀬消防隊 (加瀬)			加瀬救急隊 (加瀬救急)		泡放射砲 (砲1号)	
川崎市中原消防署	本署	中原指揮情報隊 (中原指揮)					
		中原第1消防隊 (中原1)	中原救助隊 (中原救助)		中原救急隊 (中原救急)		
		☆中原第2消防隊 (中原2)					
		中原はしご消防隊 (中原はしご)					
		☆中原震災工作隊 (中原震災)					
		☆中原大型ポンプ消防隊 (中原大型)					
	菟宿出張所	菟宿消防隊 (菟宿)					
	井田出張所	井田消防隊 (井田)			井田救急隊 (井田救急)		泡放射砲 (砲2号)
小田中出張所	小田中消防隊 (小田中)			小田中救急隊 (小田中救急)			
川崎市高津消防署	本署	高津指揮情報隊 (高津指揮)					
		高津第1消防隊 (高津1)	高津救助隊 (高津救助)		高津救急隊 (高津救急)		
		☆高津第2消防隊 (高津2)	高津水難救助隊 (高津水難救助)				
		高津はしご消防隊 (高津はしご)					
		☆高津水災害対応隊 (高津水災害対応)					
	子母口出張所	子母口消防隊 (子母口)					泡放射砲 (砲3号)
		☆子母口化学消防隊 (子母口化学)					
	新作出張所	新作消防隊 (新作)			新作救急隊 (新作)		
	梶ヶ谷出張所	梶ヶ谷消防隊 (梶ヶ谷)					
	久地出張所	久地消防隊 (久地)			久地救急隊 (久地救急)		

川崎市宮前消防署	本署	宮前指揮情報隊 (宮前指揮)					
		宮前第1消防隊 (宮前1)	宮前救助隊 (宮前救助)			宮前救急隊 (宮前救急)	
		☆宮前第2消防隊 (宮前2)					
		宮前はしご消防隊 (宮前はしご)					
		☆宮前特殊災害対応隊 (宮前特災)					
	野川出張所	野川消防隊 (野川)				野川救急隊 (野川救急)	
	宮崎出張所	宮崎消防隊 (宮崎)				宮崎救急隊 (宮崎救急)	
	向丘出張所	向丘消防隊 (向丘)				向丘救急隊 (向丘救急)	
	犬蔵出張所	犬蔵第1消防隊 (犬蔵1)					
		☆犬蔵第2消防隊 (犬蔵2)					
☆宮前大型除染システム隊 (宮前除染)							
菅生出張所	菅生消防隊 (菅生)				菅生救急隊 (菅生救急)		
川崎市多摩消防署	本署	多摩指揮情報隊 (多摩指揮)					
		多摩第1消防隊 (多摩1)	多摩救助隊 (多摩救助)			多摩救急隊 (多摩救急)	
		☆多摩第2消防隊 (多摩2)					
		多摩はしご消防隊 (多摩はしご)					
	宿河原出張所	宿河原消防隊 (宿河原)				宿河原救急隊 (宿河原救急)	
	菅出張所	菅消防隊 (菅)				菅救急隊 (菅救急)	
	栗谷出張所	栗谷消防隊 (栗谷)				栗谷救急隊 (栗谷救急)	
川崎市麻生消防署	本署	麻生指揮情報隊 (麻生指揮)					
		麻生第1消防隊 (麻生1)	麻生救助隊 (麻生救助)			麻生救急隊 (麻生救急)	
		☆麻生第2消防隊 (麻生2)					
		麻生はしご消防隊 (麻生はしご)					
	王禅寺出張所	王禅寺消防隊 (王禅寺)				王禅寺救急隊 (王禅寺救急)	
	百合丘出張所	百合丘消防隊 (百合丘)					
	柿生出張所	柿生消防隊 (柿生)				柿生救急隊 (柿生救急)	
	栗木出張所	栗木消防隊 (栗木)				栗木救急隊 (栗木救急)	

- 備考 1 ( ) 内は消防隊等の略称を示す。
- 2 車両検査は、故障等で代替車で運用する場合は、指令センターと連絡調整すること。
- 3 「☆」印は乗換え車両を、「★」印は機関担当員が配置されている乗換え車両を、「\*」印は、石油コンビナート等特別防災区域火災時又は特命出場時に特別編成を行う消防隊を示す。
- 4 臨港特別高度救助隊は、臨港救助隊及び臨港特殊災害対応隊若しくは臨港特別高度工作隊で編成する。
- 5 宮前特別高度救助隊は、宮前救助隊及び宮前特殊災害対応隊若しくは宮前大型除染システム隊で編成する。



## 附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

## 川崎市消防局訓令第6号

局 内 一 般  
消 防 署

川崎市消防局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月18日

川崎市消防長 原 悟 志

川崎市消防局事務決裁規程の一部を改正する訓令  
川崎市消防局事務決裁規程（平成11年消防局訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1（第5条関係）2人事・労務事項の表中

「

(16) 非常勤嘱託員の職に関すること。

」

を

「

(16) 非常勤職員の職に関すること。

」

に改める。

## 附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

## 川崎市消防局訓令第7号

局 内 一 般  
消 防 署

川崎市高圧ガス保安法事務処理要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月25日

川崎市消防長 原 悟 志

川崎市高圧ガス保安法事務処理要綱の一部を改正する訓令

川崎市高圧ガス保安法事務処理要綱（平成30年消防局訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第45条第1項中「第11条第6号」を「第11条第1項第6号」に改める。

第49条に次の1号を加える。

(4) その他の変更

第15号様式を次のように改める。

第15号様式(第34条関係)

容 器 再 検 査 申 請 書	×受 付 欄	
名 称 ( 事 業 所 の 名 称 を 含 む 。 )		
事 務 所 所 在 地		
容 器 所 在 地 又 は 事 業 所 所 在 地		
容 器 の 種 類		
耐 圧 試 験 圧 力		
容 器 の 数 量		
備 考		

年 月 日

代表者 氏 名

Ⓜ

(あて先)  
川崎市長

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。  
2 ×印の項は記入しないでください。

第18号様式を次のように改める。

第18号様式(第37条関係)

附属品再検査申請書	×受付欄	
名称(事業所の名称を含む。)		
事務所所在地		
附属品所在地又は事業所所在地		
附属品の種類		
当該附属品が装置される容器に充填されるガスの種類及び耐圧試験圧力		
附属品の数量		
備考		

年 月 日

代表者 氏 名

Ⓜ

(あて先)  
川崎市長

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。  
2 ×印の項は記入しないでください。

第21号様式を次のように改める。

第21号様式(第45条関係)

充 填 届 書	一般	新規 変更 廃止	×受 付 欄	
名称(事業所の名称を含む。)				
事務所(本社)所在地				
移動式製造設備の 使用の本拠地				
充填開始(変更、廃止)年月日				
備 考				

年 月 日

代表者 氏名

㊟

(あて先)  
川崎市長

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。
  - 2 ×印の項は記載しないでください。



第22号様式を次のように改める。

第22号様式(第46条関係)

工 事 完 了 届 書	一 般 液 石 冷 凍	×受 付 欄	
名 称 (事業所の名称を含む。)			
事 務 所 (本 社) 所 在 地			
事 業 所 所 在 地			
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号		
工 事 が 完 成 し た 年 月 日	年 月 日		

年 月 日

代表者 氏名

㊟

(あて先)  
川崎市長

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。
  - 2 ×印の項は記載しないでください。

第23号様式を次のように改める。

第23号様式(第47条関係)

高圧ガス製造設備等 軽微変更報告書	一 般 液 石	×受 付 欄	
名称(事業所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地			
事業所所在地			
変更の種類			

年 月 日

代表者 氏名



(あて先)  
川崎市長

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。
  - 2 ×印の項は記載しないでください。

第24号様式を次のように改める。

第24号様式(第48条関係)

保 安 監 督 者 届 書		一 般 液 石	選 任 解 任	× 受 付 欄	
名称(事業所の名称を含む。)					
事務所(本社)所在地					
事業所所在地					
選 任	保安監督者の氏名				
	選 任 年 月 日				
解 任	保安監督者の氏名				
	解 任 年 月 日				
解 任 の 理 由					

年 月 日

代表者 氏名

㊟

(あて先)  
川崎市長

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。
  - 2 ×印の項は記載しないでください。

第25号様式を次のように改める。

第25号様式(第49条関係)

高圧ガス関係変更届書	一 液 冷 容  般 石 凍 器	×受付欄	
名称(事業所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地			
事業所所在地			
変更の内容		氏名(法人にあつては、名称又は代表者の氏名)の変更	
		事業所名称の変更	
		事業所所在地の変更	
		貯蔵する高圧ガスの種類又は貯蔵数量の変更	
		販売をする高圧ガスの種類変更	
変更の詳細	変更前		
	変更後		
変更年月日		年	月 日

年 月 日

代表者 氏名



(あて先)  
川崎市長

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。
  - 2 ×印の項は記載しないでください。



第26号様式を次のように改める。

第26号様式(第50条関係)

許 可 申 請 等 取 下 げ ・ 取 り や め 届 書	一 般 液 石 冷 凍 容 器	× 受 付 欄	
名 称 ( 事 業 所 の 名 称 を 含 む 。 )			
事 務 所 ( 本 社 ) 所 在 地			
事 業 所 所 在 地			
内 容	申 請 年 月 日 及 び 受 付 番 号 又 は 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		
	取 下 げ 又 は 取 り や め る 事 項		
	理 由		

年 月 日

代表者 氏名



(あて先)  
川崎市長

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。
  - 2 ×印の項は記載しないでください。

第27号様式を次のように改める。

第27号様式(第51条関係)

許可等証明申請書	一液冷容 般石凍器	×受付欄	
名称(事業所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地			
事業所所在地			
許可等の種別		高圧ガス製造許可又は変更許可	
		高圧ガス製造事業届出又は製造届出	
		第1種貯蔵所設置許可又は変更許可	
		第2種貯蔵所設置届出	
		高圧ガス販売事業届出	
		特定高圧ガス消費届出	
		特別充填許可	
		容器検査所登録	
		保安検査又は完成検査	
許可等の年月日及び番号			

上記のとおり許可等を受けていること又は届出をしていることについて証明願います。

年 月 日

代表者 氏名

㊟

(あて先)  
川崎市長

上記の内容につきましては、相違ありません。

年 月 日

川崎市長

㊟

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。
  - 2 ×印の項は記載しないでください。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市消防局訓令第8号

局内一般  
消防署

消防職員及び主要機械の配置基準を次のように定める。

令和2年3月27日

川崎市消防長 原 悟 志



消防署 消防職員(階級別)・一般職員 1

	臨港消防署						川崎消防署				幸消防署					中原消防署				
	本署	千鳥町	殿町	藤崎	浮島	小計	本署	小田	大島	小計	本署	南河原	平間	加瀬	小計	本署	苅宿	井田	小田中	小計
消防司監																				
消防正監																				
消防監	1					1	1		1						1	1				1
消防司令長	5					5	5		5						5	5				5
消防司令	12	2	2	2	2	20	10	2	14	2	2	2	2	2	10	2	2	2	2	16
消防司令補																				
消防士長	81	20	22	22	12	157	75	26	121	20	20	20	22	22	64	20	20	20	26	127
消防副士長																				
消防士																				
小計	99	22	24	24	14	183	91	28	141	22	22	22	24	148	87	12	22	28	149	
事務職員																				
技術職員																				
小計																				
合計	99	22	24	24	14	183	91	28	141	22	22	22	24	148	87	12	22	28	149	

消防署 消防職員(階級別)・一般職員 2

	高津消防署						宮前消防署						多摩消防署						麻生消防署						署合計
	本署	子母口	新作	梶ヶ谷	久地	小計	本署	野川	宮崎	向丘	犬蔵	菅生	小計	本署	宿河原	菅	栗谷	小計	本署	王禅寺	百合丘	柿生	栗木	小計	
消防司監																									
消防正監																									
消防監	1					1						1								1					1
消防司令長	5					5						5								5					5
消防司令	10	2	2	2	2	18	10	2	2	2	2	20	10	2	2	2	2	2	10	2	2	2	2	2	18
消防司令補																									
消防士長	66	12	20	10	20	128	66	20	20	12	20	158	64	22	20	20	20	126	65	20	10	22	20	137	
消防副士長																									
消防士																									
小計	82	14	22	12	22	152	82	22	22	14	22	184	80	24	22	22	22	148	81	22	12	24	22	161	
事務職員																									
技術職員																									
小計																									
合計	82	14	22	12	22	152	82	22	22	14	22	184	80	24	22	22	22	148	81	22	12	24	22	161	
合計																									1266





消防署(庶務要員・予防要員)

	臨港消防署				川崎消防署				幸消防署				中原消防署				高津消防署				宮前消防署				多摩消防署				麻生消防署				割合計
	庶務係	予防係	危険物係	小計	庶務係	予防係	危険物係	小計	庶務係	予防係	危険物係	小計	庶務係	予防係	危険物係	小計	庶務係	予防係	危険物係	小計	庶務係	予防係	危険物係	小計	庶務係	予防係	危険物係	小計					
消防吏員	7			7	7			7	7			7	7			7	7			7	7			7	7			7	56				
事務職員																																	
技術職員																																	
小計	7			7	7		7	7	7			7	7			7	7			7	7			7	7			7	56				
消防吏員	7	9	16	7	8	6	14	7	5	12	5	4	9	5	4	9	5	4	9	5	4	9	5	4	9	5	4	9	86				
事務職員																																	
技術職員																																	
小計	7	9	16	7	8	6	14	7	5	12	5	4	9	5	4	9	5	4	9	5	4	9	5	4	9	5	4	9	86				
合計	7	7	9	23	7	8	6	21	7	5	19	7	5	4	16	7	5	4	16	7	5	4	16	7	5	4	16	142					

消防局・消防署(警防要員) 1

日勤	変則勤務	合計		局合計			臨港消防署			川崎消防署			幸消防署			中原消防署									
		車両	人員	本署	千鳥町	殿町	藤崎	浮島	小計	本署	小田	大島	小計	本署	南河原	平間	加瀬	小計	本署	羽宿	井田	小田中	小計		
	航空隊要員	1	1																						
	ヘリコプター	14	14																						
	指揮者	48	33	6					6	6															
	消防ポンプ自動車	272	8	8	8	8	8	8	24	10	10	20	8	8	8	8	32	10	8	8	10	36			
	大型動力ポンプ自動車	1																							
	水槽付消防ポンプ自動車(*1)	11	*1	1					3	1		1	1												
	はしご自動車	8	1	1					1	1		1	1												
	救助工作車	32	4	4					4	4		4	4												
	救助手工作車	8	1	1					1	1		1	1												
	化学消防車	80	10	10					10	10		10	10												
	大型化学消防車	5	1	1					1	1		1	2												
	大型化学高所放水車	8							1	2		8	8												
	支援車	2	1	1					1	2															
	高発泡車	8	1	1					8	8															
	震災工作車	1	1	1					1	1															
	電源車	1	1	1					1	1															
	ホース延長車	1	1	1					1	1															
	水災害対応車	2	1	1					1	1															
	救急自動車	29	1	1					3	1	1	3	1	1	1	1	1	4	1	1	1	1	3		
	ポンプ積載車	174	6	6					18	6	6	18	6	6	6	6	24	6	6	6	6	18			
	指揮車	8	1	1					1	1		1	1												
	特殊災害対応自動車	9	1	1					1	1		1	1												
	特別高度工作車	48	6	6					6	6		6	6												
	大型除染システム搭載車	2	1	1					1	1															
	消防艇	6	6	6					6	6		6	6												
	その他車両	75	12	12					12	12															
	通信要員	23	5	5					1	1	9	5	5	6											
	通体等要員(*2)	83	29	4	2	2	2	2	2	2	4	2	6	4	2	6	4	2	6	4	2	6	4	2	6
	合計	380	203	26	16	4	3	4	31	13	3	2	18	14	2	3	2	21	15	2	2	2	2	2	21
		1168	44	76	22	24	24	14	160	70	28	22	24	64	22	24	132	68	12	22	28	28	130		

\*1 泡原液搬送車を含む。 \*2 最低操作人員に週休係数(0.5336)を乗じて計上する。

消防局・消防署(警防要員) 2

日勤 変則勤務	高津消防署										宮前消防署					多摩消防署					麻生消防署				
	本署	字母口	新作	堀ヶ谷	久地	小計	本署	野川	宮崎	向丘	犬蔵	菅生	小計	本署	宿河原	菅	栗谷	小計	本署	王禪寺	百合丘	桐生	栗木	小計	
航空隊要員	車両																								
ヘリコプター	人員																								
指揮者	人員	6				6						6													
消防ポンプ自動車	車両	1	1	1	1	5	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5
大型動力ポンプ自動車	車両	8	8	8	8	40	8	8	8	8	8	48	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	40
水櫃付消防ポンプ自動車(*1)	車両	1				1						2													1
はしご自動車	車両	1				1						1													1
救助工作車	車両	4				4						4													4
化学消防車	車両	1				1						1													1
大型化学消防車	車両	10				10						10													10
大型化学高所放水車	車両	1				1						1													1
支援車	車両																								
高発泡車	車両																								
震災工作車	車両																								
電源車	車両																								
ホース延長車	車両																								
水災害対応車	車両	1				1																			
救急自動車	車両	1	1	1	1	5	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6
ポンプ積載車	車両	6	6	6	6	30	6	6	6	6	6	30	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	24
指揮車	車両	1				1						1													1
特殊災害対応自動車	車両	1				1						1													1
特別高度工作車	車両	1				1						1													1
大型除染システム搭載車	車両	6				6						6													6
消防艇	車両																								
その他車両	車両	4			1	5	6					7													7
通信要員	人員	4	2			6	4					6	4												6
週休要員(*2)	人員	22	4	8	4	8	46	22	8	8	4	58	20	8	8	8	8	44	22	8	4	4	8	8	50
合計	人員	66	14	22	12	136	66	22	22	22	14	22	168	64	24	22	22	132	66	22	2	2	24	22	146

\*1 泡原液搬送車を含む。 \*2 最低操作人員に週休係数(0.5336)を乗じて計上する。





消防署 消防機械 1

	臨港消防署					川崎消防署				幸消防署					中原消防署					
	本署	千鳥町	殿町	藤崎	浮島	小計	本署	小田	大島	小計	本署	南河原	平間	加瀬	小計	本署	苅宿	井田	小田中	小計
消防ポンプ自動車	1		1	1		3	1	1		2	1	1	1	1	4	1	1	1		4
水槽付消防ポンプ自動車(*1)	*1		1		1	3	1			1	1				1	1				1
化学消防車		1				1		1	1	2		1			1					
大型化学消防車			1			2														
大型化学高所放水車	1					1														
はしご自動車	1					1	1	1	1	3	1	1	1	1	4	1	1	1	1	3
救助工作車	1					1	1	1	1	3	1	1	1	1	4	1	1	1	1	3
高発泡車							1			1					1					1
電源車											1				1					1
救急自動車	1		1	1		3	1	1	1	3	1	1	1	1	4	1	1	1	1	3
指揮車	1					1	1	1	1	3	1	1	1	1	4	1	1	1	1	3
支援車					1	1				1					1					1
震災工作車																				
大型動力ポンプ自動車																				
ホース延長車																				
ポンプ積載車	1					1	1			1	1			1	1	1				1
水災害対応車	1					1														
特殊災害対応自動車	1					1														
特別高度工作車	1					1														
大型除染システム搭載車																				
消防艇		1				1														
ヘリコプター																				
その他車両(*2)	5	2		1	1	9	5			5	6				6	5	1			6
合計	16	4	4	3	4	31	13	3	2	18	14	2	3	2	21	15	2	2	2	21

消防機械

\*1 泡原液搬送車を含む。 \*2 非常用車両はその他車両を含む。

消防署 消防機械 2

	高津消防署						宮前消防署						多摩消防署						麻生消防署						署合計
	本署	子母口	新作	梶ヶ谷	久地	小計	本署	野川	宮崎	向丘	犬蔵	菅生	小計	本署	徳河原	菅	栗谷	小計	本署	王禪寺	百合丘	柿生	栗木	小計	
消防ポンプ自動車	1	1	1	1	1	5	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	4	1	1	1	1	1	5	33
水槽付消防ポンプ自動車(*1)	1					1	1			1		2						1	1					1	11
化学消防車		1				1																			5
大型化学消防車																									2
大型化学高所放水車																									1
はしご自動車	1					1	1					1	1	1	1			1	1	1				1	8
救助工作車	1					1	1					1	1	1	1			1	1	1				1	8
高発泡車																									1
電源車																									1
救急自動車	1		1	1	1	3	1	1	1	1	1	5	1	1	1	1	1	4	1	1	1	1	1	4	29
指揮車	1					1	1					1	1	1	1			1	1	1				1	8
支援車																									1
震災工作車																									1
大型動力ポンプ自動車																									1
ホース延取車																									1
ポンプ積載車	1					1	1					1	1	1	1			1	1	1				1	8
水災害対応車	1					1																			2
特殊災害対応自動車							1					1													2
特別高度工作車																									1
大型除染システム搭載車										1		1													1
消防艇																									1
ヘリコプター																									
その他車両(*2)	4			1		5	6		1	1	1	7	6	1				7	5	1	1	1	1	7	52
合計	12	2	2	2	2	20	14	2	2	2	4	2	26	13	3	2	2	20	12	2	2	2	3	21	178

消防機械

\* 1 泡原液搬送車を含む。 \* 2 非常用車両はその他車両を含む。

消防局 その他車両

消防局 その他車両	消防局														局 合 計														
	総務部							警防部																					
	庶務課		人事課		施設整備課			救急課		指令課			航空隊			予防課													
	小計	庶務係	管理係	消防団係	小計	初任教育訓練所	職員厚生係	音楽隊担当	小計	施設係	整備係	小計	救急管理係	救急指導係		情報係	指令第1係	指令第2係	航空救急係	航空整備係	予防係	設備調査係	予防調査係	査察係	査察計画係	査察小計	定期係	検査小計	
消防ポンプ自動車	8																												
水槽付消防ポンプ自動車	1																												
大型高所放水車	1																												
救助工作車	1																												
救急自動車	8																												
消防艇	1																												
ヘリコプター	1																	1											
指令車	1									1																			
広報車	19	3																		1				1					
査察車	15																						2			2	1		
査察車(緊急車)	6	1							1													1							
警備連絡車	2									1								1											
防災指図書	2																			2									
防災資器材運搬車	3																												
人員輸送車(警防バス)	1									1																			
人員輸送車(その他バス)	5																												
合計	75	4							4									2					1	4	2	2	3	3	23

\* 非常用車両はその他車両を含む。

消防署 その他車両 1

	臨港消防署					川崎消防署				幸消防署					中原消防署					
	本署	千鳥町	殿町	藤崎	浮島	小計	本署	小田	大島	小計	本署	南河原	平間	加瀬	小計	本署	苅宿	井田	小田中	小計
消防ポンプ自動車					1	1	1	1		1	1				1		1			1
水槽付消防ポンプ自動車																				
大型高所放水車		1				1														
救助工作車				1		1														
救急自動車	1					1	1	1	1	1	1				1	1				1
消防艇		1				1														
ヘリコプター																				
指令車																				
広報車	2					2	1	1	1	2	2				2	2				2
査察車	1					1	2		2	1	1				1	1				1
査察車(緊急車)	1					1														
警備連絡車																				
防災指導車																				
防災資器材運搬車											1				1	1				1
人員輸送車(警防バス)																				
人員輸送車(その他バス)																				
合計	5	2		1	1	9	5			5	6				6	5	1			6

その他車両

\* 非常用車両はその他車両を含む。

消防署 その他車両 2

	高津消防署						宮前消防署						多摩消防署						麻生消防署						署合計
	本署	子母口	新作	程ヶ谷	久地	小計	本署	野川	宮崎	向丘	犬蔵	菅生	小計	本署	酒河原	菅	栗谷	小計	本署	王禅寺	百合丘	柿生	栗木	小計	
消防ポンプ自動車				1		1				1			1								1			1	8
水槽付消防ポンプ自動車																							1		1
大型高所放水車																									1
救助工作車																									1
救急自動車	1					1							1												1
消防艇																									1
ヘリコプター																									
指令車																									
広報車	2					2							2												2
査察車	1					1							2												2
査察車(緊急車)																									2
警備連絡車																									
防災指導車																									
防災資器材運搬車																									3
人員輸送車(警防バス)																									
人員輸送車(その他バス)																									
合計	4			1		5	6			1		7	6	1					5		1		1	7	52

\* 非常用車両はその他車両に含む。